

平成17事業年度業務実績報告書

平成18年6月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

目 次

I 業務の質の向上

1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	1
(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価 (機関別認証評価)	4
1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価 (大学機関別認証評価)	6
① 評価体制の整備等	8
② 評価の実施	12
③ 評価の受付	14
2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価 (短期大学機関別認証評価)	15
① 評価体制の整備等	17
② 評価の実施	21
③ 評価の受付	23
3) 高等専門学校の研究等の総合的状況に関する評価 (高等専門学校機関別認証評価)	24
① 評価体制の整備等	27
② 評価の実施	32
③ 評価の受付	35
④ 評価結果の検証等	37
(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 (専門職大学院認証評価)	39
① 評価体制の整備等	41
② 評価の実施	46
③ 予備評価の受付	48
④ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	49
(3) 国立大学及び大学共同利用機関の研究活動に関する評価 (国立大学法人等の教育研究評価)	51
① 評価方法の検討	52

2 学位授与(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	56
① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況	58
② 専攻区分の見直し及び改正	61
③ 審査組織の整備	63
④ 不合格者に対する不合格理由の通知	65
⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善	66
⑥ 電子申請システムの試行的内部運用	68
⑦ 試験場の増設等の必要性の検討	72
⑧ 身体に障害のある者への特別措置	73
⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査	75
⑩ 認定等を受けた専攻科の水準維持についての審査	77
⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	79
⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査の実施	81

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	83
① 省庁大学校の教育課程の認定審査	85
② 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査	86
③ 審査組織の整備	87
④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	88
⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況	90
3 調査及び研究 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	93
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	95
1) 調査研究プロジェクト	96
① 大学評価の手法, 評価指標の研究開発	98
② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究	101
③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究	104
④ 大学評価における情報技術(I T)の活用研究	107
⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究	110
2) 研究成果の公表等	112
(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	114
1) 調査研究プロジェクト	115
① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究	117
ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究	119
イ 機構での学位取得後, 1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究	123
② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究	126
ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究	127
イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究	130
2) 研究成果の公表等	132
4 情報の収集, 整理, 提供	
(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	135
(1) 評価に関する情報の収集, 整理, 提供	137
1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集, 整理, 提供	138
① 大学情報データベースシステムの構築	140
② 機構が収集する情報の内容についての検討	142
③ 情報基盤の強化	143
2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報, 評価に関する調査研究資料等の収集, 整理, 提供	144
① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集, 整理, 提供	146
② 国内外の評価機関の情報の収集, 整理, 提供	147
③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集, 整理	150
④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集, 整理, 提供	151
⑤ 外国語による大学評価の動向等の情報提供	153
(2) 学習の機会に関する情報の収集, 整理, 提供	
1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供	154
① 科目等履修生制度に関する情報	155
② 認定専攻科に関する情報	156
③ ウェブサイトによる情報提供の充実	157

5 その他上記に関連する業務 （Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）	
（１）国内外の他の関連機関等との連携・協力	158
① 国内の他の評価機関との連携・協力	159
② 諸外国の評価機関との情報の共有及び協力体制の構築	160
③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築	162
（２）広報活動の実施	164
① 機構の活動等の積極的発信	166
② ウェブサイトのアクセス	170
（３）大学等の評価に関する普及活動の実施	172
① 評価に関するシンポジウム等の開催	174
② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施	178
③ アンケート調査の実施	180

Ⅱ 業務運営及び財務内容

1 業務運営

（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等	
（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）	181
① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織	183
② 評議員会	185
③ 運営委員会	187
（２）自己点検・評価の実施（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）	189
（３）業務運営の効率化（Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）	191
① 省エネルギー化の推進	192
② グループウェアの活用による用紙代の削減	193
③ 印刷製本及び配付に係る経費の見直し	194
④ 効率的な調達	195

2 財務内容

（１）財務内容の改善に関する事項（Ⅳ 財務内容の改善に関する事項（中期目標））	196
（２）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
（Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）	198
（３）短期借入金（Ⅳ 短期借入金の限度額）	199
（４）重要な財産の処分等に関する計画（Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画）	200
（５）剰余金（Ⅶ 剰余金の使途）	201

3 人事に関する事項

（１）人事に関する計画（Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項）	202
① 組織体制の整備及び職員の適正配置	204
② 研修等の実施状況	206
③ 教員採用の公募	208
（２）人員に係る指標（Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項）	210

（別紙１）平成１７年度 予算

（別紙２）平成１７年度 収支計画

（別紙３）平成１７年度 資金計画

I 業務の質の向上

I - 1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

1 実施状況

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が実施する評価は、平成16年度からの実施が制度化された認証評価や国立大学法人等の教育研究面の評価について、大学関係者等の参画を得て、効果的な評価方法を開発し、適切な評価を実施することにより、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていくものである。

（1）認証評価

機構が実施する認証評価については、平成16年度に大学、短期大学及び法科大学院の認証評価機関として文部科学大臣から認証され、また平成17年7月には高等専門学校についても認証されたことを踏まえ評価を開始した。大学、短期大学及び高等専門学校の認証評価の結果については、それぞれ対象機関に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。法科大学院認証評価（予備評価）についても、対象法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。（1 短期大学については、平成18年5月に評価結果を通知及び公表。）

また、様々な分野の専門職大学院が設置されている状況から、これまでの評価の経験を踏まえ、総合的な認証評価機関として、法科大学院以外の専門職大学院認証評価についても各分野の評価基準及び評価方法等の検討を開始した。

（2）国立大学法人等の教育研究活動に関する評価

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価（教育研究評価）に関し、機構に設置した「国立大学教育研究評価委員会」（平成16年9月設置）において、文部科学省国立大学法人評価委員会での審議の状況を踏まえ、教育研究評価の基本的方針、具体的な評価方法等の検討を行った。

2 評価と課題

（1）評価体制等については、大学、短期大学及び高等専門学校の各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置し、また法科大学院認証評価委員会の下に評価部会を設置した。評価担当者については、各関係団体等から広く候補者の推薦が得られ、適切な有識者を任命するなど、その整備を図ることができた。

また、大学等の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から大学等の活動を評価できるよう、「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つを設定した。

さらに、平成18年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、各機関別認

証評価実施大綱及び各評価基準，法科大学院評価基準要綱について，意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。

評価担当者に対する研修については，「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ，参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど，機構の評価目的，内容，具体的な評価方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。

- （２）評価の実施については，平成17年度に申請のあった４大学，２短期大学及び18高等専門学校について，予定どおりこれを実施し，平成18年３月に評価結果を通知するとともに，評価結果を「機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。（１短期大学については，平成18年５月に評価結果を通知及び公表予定。）

また，法科大学院認証評価（予備評価）の申請のあった４法科大学院について，予定どおり評価を実施し，平成18年３月に予備評価の結果を対象大学に通知した。この予備評価は，各法科大学院が本評価の実施に先立って教育活動等の改善を図っていくことや，機構の認証評価に対する理解を深めていくことを目的として実施した。

評価は，評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ，対象大学等が作成した自己評価書等に基づく書面調査と，その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また，訪問調査においては書面調査等の結果を対象大学等に伝え，その状況等に関し対象大学等との共通理解を図りながら実施した。

書面調査，訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ，対象大学等からの意見の申立てがあったものについて再審議を行い，評価結果を確定した。

- （３）平成18年度実施の機関別認証評価の受付については，10大学，１短期大学及び18高等専門学校の申請を受け付け，平成18年度実施の法科大学院の予備評価の申請については13大学からの申請を受け付けた。申請を促すために，事前に実施した意向調査の状況を踏まえ，各大学等への訪問説明等を行った。

- （４）平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校に対し，評価の有効性，適切性について検証するため，アンケート調査並びにそれを踏まえたインタビュー調査を行った。この調査から「教育研究活動等の今後の課題の把握や改善の促進に役立つ」などの評価や「自己評価書作成に係る作業負担が多い」等の有益な意見を得ることができた。これらのデータ・意見等については，今後の高等専門学校の認証評価の在り方の検討に役立てていくとともに，今回の検証の実施結果については，平成18年度以降に本格実施する各認証評価の検証の内容や方法の検討に役立ていく。

- （５）法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等を検討するため，「専門職大学院認証評価に関する検討会議」を設置した。当会議においては，各専門分野からの多様な意見を得ながら，専門職大学院評価基準作りに当たって専門職大学院に共通する「分野共通事項」のフレーム作りを行うことができた。

平成18年度も引き続き，文部科学省や各専門職大学院等の意見を踏まえつつ，３分野（ビ

ジネス・MOT、会計、公共政策）ごとの基準等について検討を深め、専門職大学院評価基準モデルの確定のための検討を行う。

- (6) 平成16年度に引き続き、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価に関して、文部科学省国立大学法人評価委員会の審議状況も踏まえ、国立大学教育研究評価委員会において検討を行った。

平成18年度も引き続き、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の負担だけでなく評価者側の負担や、評価スケジュールを考慮した教育研究の水準に関する評価の実施方法や質の向上度を踏まえた達成状況の評価の実施方法などについて検討が必要であり、さらに具体的な評価方法等の検討を進める。

なお、文部科学省国立大学法人評価委員会の「中期目標期間終了時の評価に関するワーキング・グループ」に対して、機構での教育研究評価の検討状況を説明することが予定されており、文部科学省国立大学法人評価委員会とより一層の連携をとりつつ、検討を進める。

I-1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備

大学、短期大学、高等専門学校機関別認証評価については、平成17年6月開催の各機関別認証評価委員会で委員及び専門委員をそれぞれ分属し、各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等を設置した。

大学及び短期大学の機関別認証評価は、「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。

また、高等専門学校機関別認証評価については、平成17年度評価の実施に先立って、平成17年7月12日に文部科学大臣から認証評価機関として認証された。

(2) 評価の実施

大学、短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価においては、平成17年7月末に評価対象大学等から提出された自己評価書等を評価部会及び財務専門部会等で分析の上、慎重に審議し各意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、対象大学等に対し、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会及び各機関別認証評価委員会において審議の上、平成18年2～3月開催の各機関別認証評価委員会において、平成18年3月20日に対象大学等及びその設置者に対して当該大学等の評価結果を通知した。また、評価結果を「大学機関別認証評価実施結果報告」、「短期大学機関別認証評価実施結果報告」、「高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

(3) 評価の受付

平成18年度に実施する大学、短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価のため、すべての大学等に申請要項等の案内を送付し、大学10校、短期大学1校、高等専門学校18校から認証評価の申請を受け付けた。平成18年度に実施する法科大学院認証評価（予備評価）についても同様に案内を送付し、法科大学院を置く大学13校から申請を受け付けた。

2 評価と課題

(1) 大学、短期大学及び高等専門学校の各機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置し、評価担当者についても、各団体等から広く候補者の推薦が得られ、適切な有識者を任命するなど、評価体制の整備を図ることができた。

大学等の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から大学等の活動を評価できるよう、「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つを設定した。

平成18年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、各機関別認証評価実

施大綱及び各評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。

評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。

- （２）評価の実施については、平成17年度に申請のあった４大学、２短期大学及び18高等専門学校について、予定どおりこれを実施し、平成18年３月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。（１短期大学については、平成18年５月に評価結果を通知及び公表。）

評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象大学等が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象大学等に伝え、その状況等に関し対象大学等との共通理解を図りながら実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象大学等からの意見の申立てがあったものについて再審議を行い、評価結果を確定した。

- （３）平成18年度実施の認証評価については、10大学、１短期大学及び18高等専門学校の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の結果を踏まえ、各大学等への訪問説明等を行った。

- （４）平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校に対するアンケート調査並びにそれを踏まえてインタビュー調査を実施し、評価対象校等の有益な意見を得ることができた。これらのデータ・意見等については、今後の高等専門学校の認証評価の在り方の検討に役立てていく。また、今回の検証の実施結果については、平成18年度以降に本格実施する各認証評価の検証の内容や方法の検討に役立てていく。

I－1－（１）大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

1）大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

1 実施状況

（１）評価体制の整備

大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果原案を作成することを任務とした評価部会及び財務専門部会（大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を各１部会設置した。

選択的評価事項について、「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。

（２）評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成17年７月末に各対象大学から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会及び大学機関別認証評価委員会において審議の上、平成18年１月開催の大学機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続きを経た上で、平成18年３月20日に各対象大学及びその設置者に対して評価結果を通知した。

また、評価結果を「平成17年度大学機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

（３）評価の受付

平成18年度に実施する大学機関別認証評価のため、平成17年９月８日付けで依頼文書「平成18年度に実施する大学機関別認証評価の申請手続について」をすべての大学に送付し、10大学から認証評価の申請を受け付けた。

2 評価と課題

（１）大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置し、評価担当者となる専門委員についても、各国公立大学、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図ることができた。

大学の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から大学の活動の評価できるよう、「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の２つを設定した。

平成18年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。

評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、

機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。

- (2) 評価の実施については、平成17年度の認証評価の申請があった4大学について、予定どおり実施し、平成18年3月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象大学が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象大学に伝え、その状況等に関し対象大学との共通理解を図りながら実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象大学からも意見の申立てが行われず、評価結果を確定した。

- (3) 平成18年度実施の認証評価の申請については10大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の結果を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取り組みを行った。

平成18年度以降も引き続き、機構の大学機関別認証評価の趣旨の周知等に一層努め、大学機関別認証評価の円滑な実施に努める。

I-1-(1)-1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

① 評価体制の整備等

大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

大学機関別認証評価委員会において、選択的評価基準「研究活動の状況」の評価基準及び評価方法等を決定する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図る。

評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成17年度評価における評価部会及び財務専門部会の設置

平成17年5月、大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、平成17年度評価を実施し、評価結果原案を作成することを目的とし、大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を各1部会設置した。

専門委員については、平成17年3月に国公私立大学、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、5月13日開催の専門委員選考委員会において、「大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象大学の学部等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、6月20日開催の運営委員会の議を経て、13人を任命した。

○ 大学機関別認証評価委員会名簿（平成17年5月9日現在）

相澤 益男	東京工業大学長
有本 章	広島大学高等教育研究開発センター長
池端 雪浦	東京外国語大学長
石 弘光	中央大学特任教授
内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員
荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
川口 昭彦	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○ 小出 忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	岡山大学長
後藤 祥子	日本女子大学長・理事長
佐藤 美穂	前東京都立九段高等学校長
鈴木 昭憲	秋田県立大学長
舘 昭	桜美林大学教授
丹保 憲仁	放送大学長
外村 彰	株式会社日立製作所フェロー
植崎 憲二	読売新聞東京本社編集局次長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
前原 澄子	京都橘大学看護学部長
森 正夫	公立大学協会相談役
山内 一郎	学校法人関西学院理事長
◎ 吉川 弘之	産業技術総合研究所理事長
吉本 高志	東北大学総長

(◎＝委員長，○＝副委員長)

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会名簿（平成17年 8 月 2 日現在）

委 員	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 河野伊一郎	岡山大学特別顧問
	○ 前原 澄子	京都橘大学看護学部長
専門委員	池田 駿介	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	稲崎 一郎	慶應義塾大学理工学部長
	金川 克子	石川県立看護大学長
	小島 操子	聖隷クリストファー大学看護学部教授
	仙石 正和	新潟大学工学部長
	武市 正人	東京大学大学院情報理工学系研究科長
	服部 幸造	名古屋市立大学人文社会学部教授
	古崎新太郎	崇城大学生物生命学部教授
	前原 金一	昭和女子大学副理事長
	松下 照男	九州工業大学情報工学部教授
	村嶋 幸代	東京大学大学院医学系研究科教授

（◎＝部会長，○＝副部会長）

○ 大学機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（平成17年 8 月 5 日現在）

委 員	石 弘光	中央大学特任教授
	○ 山内 一郎	学校法人関西学院理事長
専門委員	清水 秀雄	公認会計士，税理士
	◎ 和田 義博	公認会計士，税理士

（◎＝部会長，○＝副部会長）

② 平成18年度評価における評価者の確保等

大学機関別認証評価委員会について、委員の任期が平成18年 4 月で満了することに伴い、国公私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる後任の委員28人を、平成18年 3 月15日開催の運営委員会、3 月20日開催の評議員会の議を経て選考した。

また、平成18年度評価実施のため、専門委員について国公私立大学、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、平成18年 2 月 3 日開催の専門委員選考委員会において、「大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象大学の学部等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、3 月15日開催の運営委員会の議を経て、専門委員36人を選考した。

これを受けて平成18年度開催の大学機関別認証評価委員会において、大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

（2）選択的評価事項の決定

大学の教育活動等の状況を考慮し、機構が大学として満たすことが必要と考える内容を規定した11の評価基準のほか、大学の希望に基づいて評価する 2 つの選択的評価事項「選択的評価事項 A 研究活動の状況」、「選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。

「研究活動の状況」については、平成17年 5 月 9 日の大学機関別認証評価委員会で評価方法等を審議し、実施大綱等の改訂案を取りまとめ、国立大学協会等の関係団体にこれに対する意見照会（パブリックコメント）を行った。その後、関係団体からの意見を踏まえ、6 月開催の委員会における審議を経て、評価事項及びその評価方法等について決定した。これら

2つの選択的評価事項は、平成18年度から希望する大学を対象として評価を実施する。

(3) 評価体制等の見直し

平成18年度実施の評価に向け、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、国立大学協会等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。

(4) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、平成17年8月1日～2日の2日間にかけて大学機関別認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施した。

本研修会では、評価基準、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例のもとに説明を行い、活発な質疑応答や意見交換等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 大学機関別認証評価委員会の開催状況

第1回 平成17年5月9日

- ・評価部会の体制等、評価担当者に対する研修、選択的評価事項「研究活動の状況」の評価方法等、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の検討

第2回 平成17年6月23日

- ・専門委員の選考、大学機関別認証評価実施大綱、大学評価基準、自己評価実施要項及び評価実施手引書の検討

第3回 平成17年9月26日

- ・書面調査による分析結果の検討

第4回 平成18年1月18日

- ・評価結果、評価部会の体制等、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の検討

第5回 平成18年3月1日

- ・評価結果、専門委員の選考、大学機関別認証評価実施大綱、大学評価基準、自己評価実施要項及び評価実施手引書の検討

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成17年8月2日（評価部会）、8月5日（財務専門部会）

- ・役割分担（担当大学）の決定

第2回 平成17年9月1日（財務専門部会）、9月5日（評価部会）

- ・書面調査による分析結果の検討

第3回 平成17年9月12日（評価部会）

- ・書面調査による分析結果、訪問調査関係依頼事項の検討

第3回 平成17年12月13日（財務専門部会）

- ・評価報告書原案の検討

第4回 平成17年12月19日（評価部会）

- ・評価報告書原案の検討

2 評価と課題

大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置した。評価担当者については、国公立大学、学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い、対象大学の学部構成等を踏まえ、また、財務専門部会においては財務会計分野の専門家など適切な評価担当者を得ることができた。

大学の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から大学の活動を評価できるよう、「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つを設定した。

平成18年度評価の実施に向けて、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の見直しを行い、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。

評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も大学機関別認証評価の目的、内容及び方法等に関して、共通認識を深めるべく、研修内容の一層の充実を図る。

I-1-(1)-1 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

② 評価の実施

平成16年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象大学

(国立) 長岡技術科学大学, 豊橋技術科学大学

(公立) 公立はこだて未来大学, 大分県立看護科学大学

1) 書面調査の実施

平成17年7月末に各対象大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、評価部会では1大学7～9人、財務専門部会では1大学4人の委員及び専門委員が、それぞれ11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会2回、財務専門部会1回をそれぞれ訪問調査の実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象大学の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析に当たって、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電子メール等により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項を中心に、平成17年10月下旬から12月上旬にかけて、対象4大学に対してそれぞれ3日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施に当たっては、対象大学の特性に応じて、1大学当たり評価部会の委員及び専門委員5～8人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象大学に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象大学との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時刻	事項
13:00～	大学到着, ミーティング①
13:30～	大学関係者（責任者）との面談
15:30～	休憩
15:45～	一般教員及び支援スタッフ等との面談
17:45～	休憩
18:00～	卒業（修了）生との面談

19:20～	休憩
19:25～	ミーティング②
第2日目	
時 刻	事 項
9:30～	大学到着, ミーティング③
10:00～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
12:00～	昼食・休憩
13:00～	学生との面談
14:20～	休憩
14:35～	根拠となる資料・データ等の補完的収集
16:35～	移動・休憩
17:35～	ミーティング④
第3日目	
時 刻	事 項
9:30～	大学到着, ミーティング⑤
10:00～	大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
12:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び大学機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成18年1月に意見の申立ての手続きのため、各対象大学に通知した。その後、各対象大学から意見の申立てがなかったため、平成18年3月開催の大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成18年3月20日に各対象大学及びその設置者に対して当該大学の評価結果を通知した。

また、平成17年度に実施した評価結果を「平成17年度大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成17年度の認証評価の申請があった4大学について、予定どおり評価を実施し、平成18年3月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象大学が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象大学に伝え、その状況等に関し対象大学との共通理解を図りながら実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象大学からも意見の申立てが行われず、評価結果を確定した。

平成18年度以降も、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、適切に評価を実施する。

I－1－（１）－１）大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

③ 評価の受付

平成18年度に実施する評価について、各大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の申請の受付

平成18年度に実施する大学機関別認証評価のため、平成17年9月8日付けで依頼文書「平成18年度に実施する大学機関別認証評価の申請手続について」をすべての国公立大学に送付した。

なお、受付に先立って、平成17年7～8月に全国3ヶ所（東京、大阪、福岡）で大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成17年5月に各国公立大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

平成18年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることを検討している大学を訪問（18大学）し、評価基準の内容や自己評価の方法等についてより詳細な内容を説明を行ったほか、学内講演会等へ積極的に参加（10大学）することにより、機構への申請について検討を依頼した。

（２）受付状況

平成18年度大学機関別認証評価は、次の10大学から認証評価の申請を受け付けた。

（国立）弘前大学，岩手大学，山形大学，秋田大学，東京農工大学，京都教育大学，
徳島大学

（公立）奈良県立医科大学，沖縄県立芸術大学，沖縄県立看護大学

2 評価と課題

平成18年度に実施する大学機関別認証評価について、10大学から申請を受け付けた。

全国3ヶ所で実施した説明会の後、申請を受け付けるまでの間において、意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの申請を促すための取り組みを行った。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努める。

I－1－（１）大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

２）短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

1 実施状況

（１）評価体制の整備

短期大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果原案を作成することを任務とした評価部会及び財務専門部会（短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を各１部会設置した。

選択的評価事項について、「選択的評価事項Ａ 研究活動の状況」、「選択的評価事項Ｂ 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。

（２）評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成17年７月末に各対象短期大学から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議の上、平成18年１月開催の短期大学機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続きを経た上で、平成18年３月20日に対象短期大学及びその設置者に対して評価結果を通知した。（１短期大学については、平成18年５月に評価結果を通知及び公表。）

また、評価結果を「平成17年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

（３）評価の受付

平成18年度に実施する短期大学機関別認証評価のため、平成17年９月８日付けで依頼文書「平成18年度に実施する短期大学機関別認証評価の申請手続について」をすべての短期大学に送付し、１短期大学から認証評価の申請を受け付けた。

2 評価と課題

（１）短期大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置し、評価担当者となる専門委員についても、公私立短期大学、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図ることができた。

短期大学の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から短期大学の活動を評価できるよう、「選択的評価事項Ａ 研究活動の状況」、「選択的評価事項Ｂ 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の２つを設定した。

平成18年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂

した。

評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。

- (2) 評価の実施については、平成17年度の認証評価の申請があった2短期大学について評価を実施し、平成18年3月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「短期大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。(1短期大学については、平成18年5月に評価結果を通知及び公表予定。)

評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象短期大学が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象短期大学に伝え、その状況等に関し対象短期大学との共通理解を図りながら実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象短期大学からも意見の申立てが行われず、評価結果を確定した。

- (3) 平成18年度実施の認証評価の申請については1短期大学の申請を受け付けた。平成18年度は、説明会の実施回数を増やすとともに訪問説明も積極的に行うなど、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努める。

I-1-(1)-2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

(短期大学機関別認証評価)

① 評価体制の整備等

短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

短期大学機関別認証評価委員会において、選択的評価基準「研究活動の状況」の評価基準及び評価方法等を決定する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図る。

評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成17年度評価における評価部会及び財務専門部会の設置

平成17年5月、短期大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、平成17年度評価を実施し、評価結果原案を作成することを目的とし、短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を各1部会設置した。

専門委員については、平成17年3月に公私立短期大学、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、5月20日開催の専門委員選考委員会において、「短期大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象短期大学の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、6月20日開催の運営委員会の議を経て、11人を任命した。

○ 短期大学機関別認証評価委員会名簿（平成17年5月16日現在）

大塚 雄作	京都大学教授
大野 博之	国際学院埼玉短期大学副学長
上條 宏之	長野県短期大学長
佐藤 弘毅	目白大学長・短期大学部学長
澤井 昭男	山形県立米沢女子短期大学長
清水 一彦	筑波大学教授
関根 秀和	大阪女学院大学長・短期大学長
舘 昭	桜美林大学教授
◎ 鶴見 尚弘	山梨県立大学長・山梨県立女子短期大学長
野口 照義	千葉県参与
丸山 利輔	石川県立大学長・石川県農業短期大学長
○ 森脇 道子	産能短期大学長
山内 昭人	学校法人山内学園理事長
吉田 文	メディア教育開発センター教授

(◎＝委員長，○＝副委員長)

○ 短期大学機関別認証評価委員会評価部会名簿（平成17年8月12日現在）

委 員	荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	○ 関 根 秀 和	大阪女学院大学長・短期大学長
	◎ 野 口 照 義	千葉県参与
専門委員	安部 恵美子	長崎短期大学副学長
	上野谷加代子	同志社大学教授
	大竹 美登利	東京学芸大学教授
	新 道 幸 恵	青森県立保健大学長
	杉 森 幹 彦	立命館大学特任教授
	武 田 俊 昭	聖和大学教授
	平 山 朝 子	岐阜県立看護大学長
	菅 田 慶 信	岩手県立大学盛岡短期大学部国際文化学科長
	三 浦 尚 之	ミュージック・フロム・ジャパン理事長，福島学院大学教授

（◎＝部会長，○＝副部会長）

○ 短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（平成17年8月5日現在）

委 員	大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学副学長
	◎ 丸 山 利 輔	石川県立大学長・石川県農業短期大学長
専門委員	○ 清 水 秀 雄	公認会計士，税理士
	和 田 義 博	公認会計士，税理士

（◎＝部会長，○＝副部会長）

② 平成18年度評価における評価者の確保等

短期大学機関別認証評価委員会について，委員の任期が平成18年4月で満了することに伴い，公私立短期大学の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者からなる後任の委員17人を，平成18年3月15日開催の運営委員会，3月20日開催の評議員会の議を経て選考した。

また，平成18年度評価実施のため，専門委員について公私立短期大学，学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から，2月6日開催の専門委員選考委員会において，「短期大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき，対象短期大学の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し，3月15日開催の運営委員会の議を経て，専門委員7人を選考した。

これを受けて平成18年度開催の短期大学機関別認証評価委員会において，短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

（2）選択的評価事項の決定

短期大学の教育活動等の状況を考慮し，機構が短期大学として満たすことが必要と考える内容を規定した11の評価基準のほか，短期大学の希望に基づいて評価する2つの選択的評価事項「選択的評価事項A 研究活動の状況」，「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。

「研究活動の状況」については，平成17年5月16日の短期大学機関別認証評価委員会で評価方法等を審議し，実施大綱等の改訂案を取りまとめ，全国公立短期大学協会等の関係団体にこれに対する意見照会（パブリックコメント）を行った。その後，関係団体からの意見を踏まえ，6月開催の委員会における審議を経て，評価事項及びその評価方法等について決定した。これら2つの選択的評価事項は，平成18年度から希望する短期大学を対象として評価

を実施する。

(3) 評価体制等の見直し

平成18年度実施の評価に向け、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準についてより分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、全公立短期大学協会等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。

(4) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、平成17年8月11日～12日の2日間にかけて、短期大学機関別認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施した。

本研修会では、評価基準、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例のもとに説明を行い、活発な質疑応答や意見交換等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 短期大学機関別認証評価委員会の開催状況

第1回 平成17年5月16日

- ・評価部会の体制等、評価担当者に対する研修、選択的評価事項「研究活動の状況」の評価方法等、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準の検討

第2回 平成17年6月3日

- ・専門委員の選考、短期大学機関別認証評価実施大綱、短期大学評価基準、自己評価実施要項及び評価実施手引書の検討

第3回 平成17年10月24日

- ・書面調査による分析結果の検討

第4回 平成18年1月16日

- ・評価結果、評価部会の体制等、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準の検討

第5回 平成18年2月28日

- ・評価結果、専門委員の選考、短期大学機関別認証評価実施大綱、短期大学評価基準、自己評価実施要項及び評価実施手引書の検討

○ 短期大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成17年8月5日（財務専門部会）、8月12日（評価部会）

- ・役割分担（担当短期大学）の決定

第2回 平成17年9月27日（財務専門部会）、9月30日（評価部会）

- ・書面調査による分析結果の検討

第3回 平成17年10月12日（評価部会）

- ・書面調査による分析結果、訪問調査関係依頼事項の検討

第3回 平成17年12月26日（財務専門部会）

- ・評価報告書原案の検討

第4回 平成18年1月6日（評価部会）

- ・評価報告書原案の検討

2 評価と課題

短期大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置した。評価担当者については、公私立短期大学、学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い、対象短期大学の学科構成等を踏まえ、また、財務専門部会においては財務会計分野の専門家など適切な有識者を得ることができた。

短期大学の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から短期大学の活動を評価できるよう、「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つを設定した。

平成18年度評価の実施に向けて、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準の見直しを行い、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。

評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も短期大学機関別認証評価の目的、内容及び方法等に関して、共通認識を深めるべく、研修内容の一層の充実を図る。

I-1-(1)-2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

(短期大学機関別認証評価)

② 評価の実施

平成16年度に申請を受け付けた短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象短期大学

(公立) 新見公立短期大学, 長野県短期大学

1) 書面調査の実施

平成17年7月末に対象短期大学から提出された自己評価書及び根拠資料・データ等について、評価部会では1短期大学12人、財務専門部会では4人の委員及び専門委員がそれぞれ11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会2回、財務専門部会1回をそれぞれ訪問調査実施前の10月中旬までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象短期大学の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析に当たって、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電子メール等により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心に、平成17年12月初旬から中旬にかけて、対象2短期大学に対してそれぞれ3日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施に当たっては、対象短期大学の特性に応じて、1短期大学当たり評価部会の委員及び専門委員6～7人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象短期大学に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象短期大学との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール (例)

第1日目	
時 刻	事 項
13:00～	短期大学到着, ミーティング①
13:30～	短期大学関係者(責任者)との面談
15:30～	休憩
15:45～	短期大学の一般教員及び支援スタッフ等との面談
17:45～	休憩
18:00～	卒業(修了)生との面談

19：20～	休憩
19：25～	ミーティング②
第2日目	
時 刻	事 項
9：30～	短期大学到着，ミーティング③
10：00～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
12：00～	昼食・休憩
13：00～	学生との面談
14：20～	休憩
14：35～	根拠となる資料・データ等の補完的収集
16：35～	移動・休憩
17：35～	ミーティング④
第3日目	
時 刻	事 項
9：30～	短期大学到着，ミーティング⑤
10：00～	短期大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
12：00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定，公表

書面調査及び訪問調査を経て，評価部会，財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議を行い，評価結果（案）を決定し，平成18年1月に意見の申立ての手續きのため，各対象短期大学に通知した。その後，意見の申立てがなかったため，平成18年2月開催の短期大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し，平成18年3月20日に当該短期大学及びその設置者に対して当該短期大学の評価結果を通知した。

また，平成17年度に実施した評価結果を「平成17年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ，機構のウェブサイトに掲載した。（1短期大学については，平成18年5月に評価結果を通知及び公表。）

2 評価と課題

平成17年度の認証評価の申請があった2短期大学について評価を実施し，平成18年3月に評価結果を通知するとともに，評価結果を「短期大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ，機構のウェブサイトに掲載した。（1短期大学については，平成18年5月に評価結果を通知及び公表。）

評価は，評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ，対象短期大学が作成した自己評価書等に基づく書面調査と，その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また，訪問調査においては書面調査等の結果を対象短期大学に伝え，その状況等に関し対象短期大学との共通理解を図りながら実施した。

書面調査，訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ，対象短期大学からも意見の申立てが行われず，評価結果を確定した。

平成18年度以降も，引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ，適切に評価を実施する。

I－1－（１）－２）短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

（短期大学機関別認証評価）

③ 評価の受付

平成18年度に実施する評価について、各短期大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の申請の受付

平成18年度に実施する短期大学機関別認証評価のため、平成17年9月8日付けで依頼文書「平成18年度に実施する短期大学機関別認証評価の申請手続について」をすべての公私立短期大学に送付した。

なお、受付に先立って、平成17年7～8月に全国2ヶ所（東京、大阪）で短期大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各短期大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成17年5月に各公私立短期大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

平成18年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることを検討している短期大学を訪問（6短期大学）し、評価基準の内容や自己評価の方法等についてより詳細な説明を行うなどにより、機構への申請について検討を依頼してきた。

（２）受付状況

平成18年度短期大学機関別認証評価は、次の1短期大学から認証評価の申請を受け付けた。
（公立）川崎市立看護短期大学

2 評価と課題

平成18年度に実施する短期大学機関別認証評価について、1短期大学の申請を受け付けた。

平成18年度は、機構の認証評価の趣旨の周知等を一層図るために、説明会の実施回数を増加させるとともに、より積極的に訪問説明を行うこととする。

I－1－（１）短期大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

3）高等専門学校のエ育研究等の総合的状況に関する評価

（高等専門学校機関別認証評価）

1 実施状況

（１）文部科学大臣からの高等専門学校の認証評価機関としての認証

平成17年3月30日に文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年7月12日に高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、学校教育法第70条の10において準用する同法第69条の4の規定により文部科学大臣から認証された。

（２）評価体制の整備

高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定した基本的方針に基づき対象高等専門学校の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果原案を作成することを任務とした評価部会3部会及び財務専門部会1部会（高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。また、各評価部会の評価内容等を調整するため、各評価部会の部会長等からなる運営小委員会を設置した。

（３）評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成17年7月末に各対象高等専門学校から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして、全対象18校に対して訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、平成18年3月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続きを経た上で、平成18年3月20日に各対象高等専門学校及びその設置者に対して評価結果を通知した。

また、評価結果を「平成17年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

（４）評価の受付

平成17年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のため、平成17年7月12日付けで依頼文書「平成17年度に実施する高等専門学校機関別認証評価の申請手続について」をすべての高等専門学校に送付し、18校から認証評価の申請を受け付けた。また、平成18年度に実施する同評価について、平成17年9月8日付けで依頼文書「平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価の申請手続について」を同様に送付し、18校から認証評価の申請を受け付けた。

（５）評価結果の検証

平成16年度に認証評価（試行的評価）を実施した高等専門学校に対し、「認証評価に関す

る検討チーム」を設置し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施した。

2 評価と課題

- (1) 平成17年度においては各対象校の状況に対応できるよう部会の規模を拡大（1部会当たりの専門委員を増）することにより、体制の整備を図った。

また、各評価部会間の評価内容の差を調整するために、各評価部会及び財務専門部会の部会長及び専門部会の部会長、副部会長からなる運営小委員会を設置するなど評価体制を適切に整備した。

さらに、平成18年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。

- (2) 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。

- (3) 平成17年度の認証評価の申請があった18校について、予定どおり評価を実施し、平成18年3月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成17年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

なお、意見の申立てのあった4校については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象校に送付するとともに公表した。

評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象校が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象校に伝え、その状況等に関し対象校との共通理解を図りながら実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象校からの意見の申立てがあったものについて再審議を行い、評価結果を確定した。

また、平成17年度の評価の実施に当たっては、平成16年度の試行的評価の経験を踏まえて、一つの観点に複数の評価の視点が含まれている場合にも分析しやすいように書面調査票の様式を改めたことや、訪問調査のスケジュールを工夫する等の改善を図った。特に訪問調査のスケジュールは、訪問調査時の確認事項に対して対象校が回答を作成する期間及び機構の評価担当者がその回答を事前に確認する期間を十分に確保するため、試行的評価では訪問調査の2週間前に確認事項を送付し訪問調査の2日前までにその回答の提出を受けていたものを、3～4週間前に送付し、1週間前までに回答を受けるよう改善した。

平成17年度の評価の申請受付期間は比較的短かったが、各国公立高等専門学校やその設置者と連携を取り、申請を予定していた18校のすべてから認証評価の申請を受け付けた。

平成18年度の評価に対する申請は、平成17年度申請校数と同数の18校からの申請を受け付けた。

- (4) 平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校に対するアンケート調査並びにそれを踏まえて行ったインタビュー調査から、本試行が評価対象校自らの「教育研究活動等の今後の課題の把握や改善の促進に役立つ」などの評価や「自己評価書作成に係る作業負担が多い」等の有益な意見を得ることができた。これらのデータ・意見等については、今後の高等専門学校の認証評価の在り方の検討に役立ていく。また、今回の検証の実施結果については、平成18年度以降に本格実施する各認証評価の検証の内容や方法の検討に役立ていく。

I－1－（1）－3）高等専門学校のエ育研究等の総合的状況に関する評価

（高等専門学校機関別認証評価）

① 評価体制の整備等

文部科学大臣から高等専門学校の認証評価機関としての認証を早期に受ける。

高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図る。

評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

（1）高等専門学校の認証評価機関としての認証の状況

平成17年3月30日に文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行った。文部科学省中央教育審議会大学分科会評価機関の認証に関する審査委員会において機構に対するヒアリング等の審議の結果、平成17年7月12日に高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、学校教育法第70条の10において準用する同法第69条の4の規定により文部科学大臣から認証された。

（2）評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成17年度評価における評価部会及び財務専門部会の設置

平成17年6月、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき平成17年度評価を実施し、評価結果原案を作成することを目的とし、高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会3部会及び財務専門部会1部会をそれぞれ設置した。

専門委員については、平成17年3月に国公立高等専門学校、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、5月19日開催の専門委員選考委員会において、「高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象校の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い、その後、6月20日開催の運営委員会の議を経て、41人を任命した。

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会委員名簿（平成17年8月15日現在）

青木 恭介	大学評価・学位授与機構教授
東 市郎	北海道薬科大学教授
神谷 武志	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
神野 稔	近畿大学工業高等専門学校長（平成17年8月15日まで）
佐藤 修臣	東京商船大学名誉教授
椿原 治	社団法人日本工学教育協会専務理事
徳田 昌則	東北大学名誉教授
◎ 中島 尚正	産業技術総合研究所理事
長島 重夫	株式会社日立製作所総合教育センター技術研修所長
松爲 宏幸	豊橋技術科学大学理事（副学長）
室津 義定	大阪府立工業高等専門学校長
安田 國雄	奈良先端科学技術大学院大学長

柳 謙一	九州大学産学連携センター客員教授
○ 四ツ柳隆夫	宮城工業高等専門学校長
米山 宏	阿南工業高等専門学校長
渡辺 英夫	仙台電波工業高等専門学校名誉教授

(◎＝委員長，○＝副委員長)

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会名簿（平成17年9月21日現在）

(第1部会)		
委 員	神谷 武志	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
	○ 椿原 治	社団法人 日本工学教育協会専務理事
	○ 長島 重夫	株式会社 日立製作所総合教育センター技術研修所長
	◎ 安田 國雄	奈良先端科学技術大学院大学長
専門委員	市村 洋	東京工業高等専門学校教授
	岩尾雄四郎	佐賀大学教授
	鎌田 勝	木更津工業高等専門学校教授
	川合 茂	舞鶴工業高等専門学校教授
	菅野 昭吉	一関工業高等専門学校教授
	高野 光男	東京都立工業高等専門学校教授
	築谷 隆雄	松江工業高等専門学校教授
	寺田 博之	財団法人航空宇宙技術振興財団理事
	中川 克彦	新居浜工業高等専門学校教授
	中西 祐啓	近畿大学工業高等専門学校教授
	野澤 庸則	大学評価・学位授与機構教授
	宮田 克正	秋田工業高等専門学校教授
(第2部会)		
委 員	青木 恭介	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 東 市郎	北海道薬科大学教授
	○ 徳田 昌則	東北大学名誉教授
	○ 渡辺 英夫	仙台電波工業高等専門学校名誉教授
専門委員	阿蘇 和寿	石川工業高等専門学校教授
	石川 清	愛知産業大学教授
	大西 公平	慶応義塾大学教授
	奥崎真理子	函館工業高等専門学校教授
	下村 波基	岐阜工業高等専門学校教授
	谷 順二	財団法人機器研究会理事長
	塚本 真也	岡山大学教授
	時松 孝次	東京工業大学教授
	楡井 雅巳	長野工業高等専門学校助教授
	廣山 信朗	サレジオ工業高等専門学校教授
	吉田 茂美	東京都立航空工業高等専門学校教授
	和田 任弘	奈良工業高等専門学校
(第3部会)		
委 員	◎ 佐藤 修臣	東京商船大学名誉教授
	○ 松爲 宏幸	豊橋技術科学大学理事（副学長）
	○ 室津 義定	大阪府立工業高等専門学校長
専門委員	岩田 利枝	東海大学教授
	江島 孝則	久留米工業高等専門学校教授
	大林 誠	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事
	金山 光一	舞鶴工業高等専門学校教授
	蕪木 豊	啓明学園中学校・高等学校校長
	小島 陽	長岡技術科学大学長
	小林 彬	大学評価・学位授与機構客員教授
	佐藤 和秀	長岡工業高等専門学校教授
	須田 隆夫	鹿児島工業高等専門学校教授
	友田 進	弓削商船高等専門学校教授
	中嶋 清実	豊田工業高等専門学校教授
	橋本 良夫	近畿大学工業高等専門学校教授
	吉澤 康文	東京農工大学教授

(財務専門部会)		
委員	◎ 中島 尚正	産業技術総合研究所理事
	○ 神野 稔	近畿大学工業高等専門学校長（平成17年8月15日まで）
	○ 柳 謙一	九州大学産学連携センター客員教授（平成17年9月21日から）
専門委員	柿本 静志	多摩美術大学総務部参与
	神林 克明	公認会計士，税理士，社会保険労務士
	北村 信彦	公認会計士
	杉浦 哲郎	米子工業高等専門学校長

(◎＝部会長，○＝副部会長)

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会名簿（平成17年9月21日現在）

○ 東 市郎	北海道薬科大学教授
佐藤 修臣	東京商船大学名誉教授
椿原 治	社団法人日本工学教育協会専務理事
徳田 昌則	東北大学名誉教授
◎ 中島 尚正	産業技術総合研究所理事
長島 重夫	株式会社 日立製作所総合教育センター技術研修所長
松島 宏幸	豊橋技術科学大学理事（副学長）
室津 義定	大阪府立工業高等専門学校長
安田 國雄	奈良先端科学技術大学院大学長
柳 謙一	九州大学産学連携センター客員教授
渡辺 英夫	仙台電波工業高等専門学校名誉教授

(◎＝主査，○＝副主査)

② 平成18年度評価における評価者の確保等

高等専門学校機関別認証評価委員会について，委員の任期が平成18年4月で満了することに伴い，国公立高等専門学校の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者からなる後任の委員17人を，平成18年3月15日開催の運営委員会，3月20日開催の評議員会の議を経て選考した。なお，委員の選考については，中学校・高等学校関係者や大学関係者及び学識経験者の充実を図った。

また，平成18年度評価実施のため，各評価部会に所属する一般科目を担当する専門委員の数を充実させるべきとの高等専門学校機関別認証評価委員会の意見を踏まえ，平成18年度からは各部会に3人（平成17年度は2人）を配置するとすることにした。選考に当たっては，国公立高等専門学校，学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から，平成18年2月10日開催の専門委員選考委員会において，「高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき，対象校の学科等の構成に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い，平成18年3月に開催した運営委員会の議を経て，専門委員41人を選考した。これを受けて平成18年度開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において，高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

(3) 評価体制等の見直し

平成18年度実施の評価に向け，高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校機関別認証評価基準についてより分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し，高等専門学校等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また，各評

価部会に所属する一般科目を担当する専門委員の数を充実させるべきとの高等専門学校機関別認証評価委員会の意見を踏まえ、平成18年度からは各部会に3人（平成17年度は2人）を配置することにするなどの見直しを行った。

（４）評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、平成17年7月11日～12日の2日間にかけて高等専門学校機関別認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施した。

本研修会では、評価基準、実際の評価作業等についての基本的な説明のほか、試行を行った際に難解であるとの指摘のあった基準等の解釈についての説明や「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションする等の工夫を図った。

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会（運営小委員会）の開催状況

第1回 平成17年5月31日

- ・評価部会の体制等、専門委員の選考、評価担当者に対する研修の検討

第2回 平成17年6月28日

- ・評価部会及び専門部会の編成、自己評価実施要項・評価実施手引書の検討

第3回 平成17年9月21日（第1回 運営小委員会）

- ・運営小委員会の編成、「書面調査による分析結果」及び「訪問調査時の確認事項」（案）一覧の検討

第4回 平成18年1月17日（第2回 運営小委員会）

- ・評価結果（案）、評価部会の体制等、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準、自己評価実施要項の検討

第5回 平成18年3月2日

- ・評価結果（案）への意見の申立て及び評価結果、専門委員の選考、高等専門学校機関別認証評価実施大綱、高等専門学校評価基準、自己評価実施要項等の検討

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成17年7月12日（全評価部会、財務専門部会）

- ・役割分担（担当高等専門学校）の決定

打合せ 平成17年8月10日（財務専門部会）

- ・財務専門部会での評価の方針、書面調査の状況、今後のスケジュール等

第2回 平成17年8月30日（第3部会）、9月1日（第2部会）、9月5日（第1部会）

- ・書面調査による分析結果及び訪問調査時の確認事項の検討

第3回 平成17年9月12日（第2部会、第3部会）、9月13日（第1部会）

- ・「書面調査による分析結果」及び「訪問調査時の確認事項」（原案）、訪問調査スケジュール等の検討

打合せ 平成17年10月14日（財務専門部会）

- ・各高等専門学校の分析結果、訪問調査、今後のスケジュール等

第2回 平成17年12月12日（財務専門部会）

- ・各高等専門学校の訪問調査の状況、評価報告書原案、今後のスケジュール等

第4回 平成17年12月16日（第2部会、第3部会）、12月19日（第1部会）

- ・評価報告書原案について

2 評価と課題

平成16年度に実施した試行的評価においては、対象高等専門学校の学科・専攻科の状況に応じた専門委員を配置できない評価部会が一部あったため、平成17年度においては各対象校の状況に対応できるよう部会の規模を拡大（1部会当たりの専門委員を増）することにより、体制の整備を図った。

また、各評価部会間の評価内容の差を調整するために、各評価部会及び財務専門部会の部会

長及び専門部会の部会長，副部会長からなる運営小委員会を設置するなど評価体制を適切に整備した。評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ，対象高等専門学校が作成した自己評価書に基づく書面調査と，その書面調査の結果を踏まえた訪問調査を経て，評価部会，財務専門部会，運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を重ねた上，評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し，公表するなど計画どおり実施した。

評価担当者に対する研修については，「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ，参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど，評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も，高等専門学校機関別認証評価の目的，内容及び方法等に関して，共通認識を深めるべく，研修内容の一層の充実を図る。

さらに，平成18年度実施の評価に向けて，高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準の見直しを行い，意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。

I-1-(1)-3 高等専門学校の研究等の総合的状況に関する評価

(高等専門学校機関別認証評価)

② 評価の実施

平成17年度実施分として年度当初に申請を受け付けた高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象高等専門学校（18校（国立17校、私立1校））

（国立）釧路工業高等専門学校、旭川工業高等専門学校、八戸工業高等専門学校、宮城工業高等専門学校、
仙台電波工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、富山商船高等専門学校、福井工業高等専門学校、
沼津工業高等専門学校、鈴鹿工業高等専門学校、明石工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、
広島商船高等専門学校、阿南工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、有明工業高等専門学校、
都城工業高等専門学校
（私立）金沢工業高等専門学校

1) 書面調査の実施

平成17年7月末に各対象高等専門学校から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、各評価部会では1校について5～6人、財務専門部会では1校3人の委員及び専門委員が、それぞれ11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会及び財務専門部会各2回を訪問調査実施前の10月中旬までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象高等専門学校の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析に当たって、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電子メール等により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして、平成17年10月下旬から12月上旬にかけて、対象18校に対してそれぞれ3日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施に当たっては、対象校の特性に応じて、1校当たり評価部会の委員及び専門委員5～8人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

対象校に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール及び面談対象者の属性等並びに視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、3～4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象校との共通理解を

図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時 刻	事 項
13:00～	（高等専門学校到着）ミーティング①
13:30～	高等専門学校関係者（責任者）との面談
15:30～	休憩
15:45～	一般教員及び支援スタッフ等との面談
17:45～	休憩
18:00～	卒業（修了）生との面談
19:20～	休憩
19:25～	ミーティング②
第2日目	
時 刻	事 項
9:30～	（高等専門学校到着）ミーティング③
10:00～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
12:00～	昼食・休憩
13:00～	学生との面談
14:20～	休憩
14:35～	根拠となる資料・データ等の補完的収集
16:35～	移動・休憩
17:35～	ミーティング④
第3日目	
時 刻	事 項
9:30～	（高等専門学校到着）ミーティング⑤
10:00～	学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
12:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成18年1月に意見の申立ての手続きのため、各対象校に通知した。その後、意見の申立てのあった4校について、その内容について再度確認を行い、平成18年3月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会で申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定し、平成18年3月20日に各対象高等専門学校及びその設置者に対して当該校の評価結果を通知した。

また、平成17年度に実施した評価結果を「平成17年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

なお、意見の申立てのあった4校については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象校に送付するとともに公表した。

2 評価と課題

平成17年度の認証評価の申請があった18校について、予定どおり評価を実施し、平成18年3月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成17年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象校が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象校に伝え、その状況等に関し対象校との共通理解を図りな

がら実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象校からの意見の申立てがあったものについて再審議を行い、評価結果を確定した。

また、平成17年の実施に当たっては、平成16年度の試行的評価の経験を踏まえて、一つの観点到複数の評価の視点が含まれている場合にも分析しやすいように書面調査票の様式を改めたことや、訪問調査のスケジュールを工夫する等の改善を図った。特に訪問調査のスケジュールは、訪問調査時の確認事項に対して対象校が回答を作成する期間及び機構の評価担当者がその回答を事前に確認する期間を十分に確保するため、試行的評価では訪問調査の2週間前に確認事項を送付し訪問調査の2日前までにその回答を提出を受けていたものを、3～4週間前に送付し、1週間前までに回答を受けるよう改善した。

平成18年度以降も、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、適切に評価を実施する。

I－1－（１）－３）高等専門学校の研究等の総合的状況に関する評価

（高等専門学校機関別認証評価）

③ 評価の受付

年度当初に平成17年度に実施する評価の申請を受け付ける。

平成18年度に実施する評価について、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）平成17年度評価の申請の受付

平成17年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のために、文部科学大臣から認証評価機関としての認証を平成17年7月12日付けで受けた後、直ちにすべての国公私立高等専門学校に対し、平成17年7月12日付けで依頼文書「平成17年度に実施する高等専門学校機関別認証評価の申請手続について」を送付した。

なお、受付に先立って、平成17年3月～4月に平成17年度評価の申請予定校を訪問し、評価基準の内容や自己評価の方法等を説明したほか、平成17年4月25日に全高等専門学校を対象とする高等専門学校機関別認証評価に関する説明会を開催し、機構の行う認証評価についての理解を深めた。

○ 受付状況

平成17年度高等専門学校機関別認証評価は、次の18校の申請を受け付けた。

（国立）釧路工業高等専門学校、旭川工業高等専門学校、八戸工業高等専門学校、
宮城工業高等専門学校、仙台電波工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、
富山商船高等専門学校、福井工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校、
鈴鹿工業高等専門学校、明石工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、
広島商船高等専門学校、阿南工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、
有明工業高等専門学校、都城工業高等専門学校

（私立）金沢工業高等専門学校

（２）平成18年度評価の申請の受付

平成18年度に実施する認証評価のため、平成17年9月8日付けで依頼文書「平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価の申請手続について」をすべての国公私立高等専門学校に送付した。

なお、これに先立って、平成17年7月27日に高等専門学校機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各高等専門学校の認証評価に対する動向を把握するため、平成17年5月に各高等専門学校に対し認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

○ 受付状況

平成18年度高等専門学校機関別認証評価は、次の18校の申請を受け付けた。

(国立) 一関工業高等専門学校、木更津工業高等専門学校、長野工業高等専門学校、岐阜工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、舞鶴工業高等専門学校、奈良工業高等専門学校、松江工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、徳山工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校、弓削商船高等専門学校、久留米工業高等専門学校、北九州工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校、熊本電波工業高等専門学校、八代工業高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校

2 評価と課題

平成17年度の評価の申請受付期間は比較的短かったが、各国公私立高等専門学校やその設置者と連携を取り、申請を予定していた18校のすべてから認証評価の申請を受け付けた。

平成18年度の評価に対する申請は、平成17年度申請校数と同数の18校からの申請を受け付けた。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努める。

I－1－（１）－３）高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

（高等専門学校機関別認証評価）

④ 評価結果の検証等

平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な調査を実施する。

1 実施状況

（１）検証の方針

平成16年度に認証評価（試行的評価）を受けた高等専門学校が評価結果を実際の教育研究活動等の改善に結びつけているかなど、評価の有効性、適切性について、アンケート調査及びインタビュー調査を通して多面的に調査した。

○ 平成16年度認証評価（試行的評価）実施高等専門学校

宮城工業高等専門学校

仙台電波工業高等専門学校

富山商船高等専門学校

徳山工業高等専門学校 ※

久留米工業高等専門学校 ※

東京都立航空工業専門学校 ※

金沢工業高等専門学校

近畿大学工業高等専門学校 ※

※は アンケート調査、インタビュー調査実施校

（２）検証の内容等

① 実施体制

平成17年11月17日に評価研究部教員及び担当事務職員で構成した「認証評価に関する検討チーム」を設置した。検討チームは検証に係る調査の実施方法、調査内容を検討するとともに、調査結果の整理分析を行った。

② 検証の方法等

検証に当たっては、機構の評価方法への意見や対象高等専門学校における改善に向けた取組等を情報収集するため、平成16年度に認証評価（試行的評価）を実施した8高等専門学校のうち、平成17年度に認証評価（本評価）を実施した高等専門学校を除く4校の評価担当者に対し、平成18年2月にアンケート調査を、また3月にインタビュー調査を実施した。

なお、検証を行うに当たっては、平成16年度認証評価（試行的評価）直後に行ったアンケート調査及び自己評価担当者との懇談会で得られた内容を踏まえ実施した。

また、調査の取りまとめに当たっては、アンケート調査における9つの項目（「1. 評価基準及び観点について」、「2. 評価の方法及び内容について」、「3. 評価の作業量、スケジュール等 について」、「4. 評価全般について」、「5. 評価結果（評価報告書）について」、「6. 評価を受けたことによる効果・影響について」、「7. 評価結果の活用について」、「8. 評価の実施体制について」、「9. その他」）の5段階選択式回答、評価業務全般について気づいた点（良かった点、悪かった点など）や、評価を受けての感想、今後の認証評価に対しての意見についての自由記述回答、インタビュー調査における聴取内容を取りまとめた。

2. 評価と課題

平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校に対するアンケート調査並びにそれを踏まえて行ったインタビュー調査から、本試行が評価対象校自らの「教育研究活動等の今後の課題の把握や改善の促進に役立つ」などの評価や「自己評価書作成に係る作業負担が多い」等の有益な意見を得ることができた。これらのデータ・意見等については、今後の高等専門学校の認証評価の在り方の検証に役立ていく。

また、今回の検証の実施結果については、平成18年度以降に本格実施する各認証評価の検証の内容や方法の検討に役立ていく。

I-1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備等

法科大学院認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象法科大学院の書面調査及び訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成することを任務とした評価部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を2部会設置した。また、各評価部会の評価内容等を調整するため、運営連絡会議を設置した。

(2) 評価の実施

評価部会は、平成17年7月末に各対象法科大学院から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議の上、平成18年1月に評価報告書（案）を決定し、意見の申立ての手続きを経た上で、平成18年3月20日に各対象大学に対して評価結果を通知した。

(3) 評価の受付

平成18年度に実施する法科大学院認証評価（予備評価）のため、平成17年9月8日付けで依頼文書「平成18年度に実施する大学機関別認証評価及び法科大学院認証評価の申請手続について」をすべての法科大学院を設置する大学に送付し、13大学から予備評価の申請を受け付けた。

(4) 専門職大学院認証評価に関する検討会議の設置及びその審議状況

法科大学院以外の専門職大学院認証評価の評価基準及び評価方法等について検討することを目的として、平成18年1月に「専門職大学院認証評価に関する検討会議」を設置し、専門職大学院の分野の種類に関わらない共通的な事項のフレーム作りを行うなど、専門職大学院評価基準モデルの整理等を行った。

2 評価と課題

- (1) 法科大学院認証評価委員会の下に評価部会を設置し、評価担当者となる専門委員について、各国公立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く候補者の推薦依頼を行い、法科大学院認証評価（予備評価）の申請状況に応じて、適切な評価者を任命するなど、評価体制の整備を図ることができた。平成18年度は13法科大学院の法科大学院認証評価（予備評価）を実施することとしている。

平成18年度評価の実施に向けて、対象法科大学院及び評価担当者にアンケート調査を実施するなど、評価の実施内容等の見直しを行い、法科大学院評価基準要綱について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。

(2) 評価担当者に対する研修についても、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を新たに取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。

(3) 評価の実施については、平成17年度の法科大学院認証評価（予備評価）に申請のあった4法科大学院について、予定どおり評価を実施し、平成18年3月に予備評価の結果を通知した。

評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象法科大学院が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象法科大学院に伝え、その状況等に関し対象法科大学院との共通理解を図りながら実施した。書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象法科大学院からの意見の申立てについて再度審議を行い、評価結果を確定した。

この予備評価は、各法科大学院が本評価の実施に先立って教育活動等の改善を図っていくことや、機構の認証評価に対する理解を深めていくことを目的として実施した。

(4) 平成18年度実施の予備評価の申請については13大学からの申請を受け付けた。評価に先立って実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各大学への訪問説明等を行い、機構への申請について検討を依頼した。

平成19年度には本評価と予備評価の実施が予定され、対象法科大学院の増加が見込まれるため、申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保するとともに、必要に応じ評価体制等の見直しを図る。

平成17年度に実施した4法科大学院及び評価担当者にアンケート調査を実施し、評価基準の内容、書面調査・訪問調査での評価内容・方法、自己評価書の記入方法等についての有益な意見を得ることができた。これらの意見等については、平成18年度以後の法科大学院の認証評価の在り方の検討に役立てていく。

(5) 法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等を検討するため、「専門職大学院認証評価に関する検討会議」を設置した。当会議においては、各専門分野からの多様な意見を得ながら、専門職大学院評価基準作りに当たって専門職大学院に共通する「分野共通事項」のフレーム作りを行うことができた。

平成18年度も引き続き、文部科学省や各専門職大学院等の意見を踏まえつつ、3分野（ビジネス・MOT、会計、公共政策）ごとの基準等について検討を深め、専門職大学院評価基準モデルの確定のための検討を行う。

I-1-(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

① 評価体制の整備等

法科大学院の教育研究活動に関する評価について、大学からの予備評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図る。

評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成17年度評価における評価部会の設置

平成17年7月、法科大学院認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、平成17年度評価を実施し、評価報告書原案を作成することを目的として、法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会を2部会設置した。また、各評価部会の評価内容等を調整するため、運営連絡会議を設置した。

専門委員については、平成17年4月に法科大学院を置く各国公私立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く候補者の推薦依頼を行い、6月16日開催の専門委員選考委員会において、「法科大学院認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会の編成について」に基づき、対象法科大学院の状況に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い、その後、6月20日開催の運営委員会の議を経て、専門委員18人を任命した。

○ 法科大学院認証評価委員会委員名簿（平成17年7月7日現在）

	青山	善充	明治大学教授
	荒川	正昭	大学入試センター理事長
	安西	祐一郎	慶應義塾長
	磯部	力	立教大学教授
	磯村	保	神戸大学教授
	井田	良	慶應義塾大学教授
	加藤	新太郎	司法研修所教官
	稲葉	威雄	早稲田大学教授
	井上	正仁	東京大学教授
	岡田	ヒロミ	消費生活専門相談員
	加藤	哲夫	早稲田大学法学学術院長・法学部長
	木藤	繁夫	牛島総合法律事務所弁護士
	久保井	一匡	久保井総合法律事務所弁護士
	小島	武司	中央大学教授
◎	佐々木	毅	前東京大学総長
	佐藤	幸治	近畿大学法科大学院長
	白濱	清孝	法務省法務総合研究所総務企画部付
	館	昭	桜美林大学教授
○	田中	成明	京都大学理事
	ダニエル・フット		東京大学教授
	塚原	英治	東京南部法律事務所弁護士
	南雲	光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
	濱田	道代	名古屋大学教授
	松尾	龍彦	司法評論家
	諸石	光熙	住友化学株式会社特別顧問

(◎＝委員長，○＝副委員長)

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会委員名簿（平成17年7月7日現在）

(第1部会)			
委 員	磯部 力	立教大学教授	
	岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員	
専門委員	上野 泰男	早稲田大学教授	
	○ 碓井 光明	東京大学教授	
	笠原 慎一	笠原総合法律事務所弁護士	
	小林 量	名古屋大学教授	
	佐藤 光代	横浜国立大学教授	
	白井 幸夫	司法研修所教官	
	長沼 範良	上智大学教授	
	中森 喜彦	京都大学教授	
	野坂 泰司	学習院大学教授	
	深田 三徳	同志社大学教授	
	前田 純博	前田特許事務所弁理士	
	◎ 安永 正昭	神戸大学教授	
	山川 隆一	慶應義塾大学教授	
(第2部会)			
委 員	磯部 力	立教大学教授	
	磯村 保	神戸大学教授	
	松尾 龍彦	司法評論家	
専門委員	石川 敏行	中央大学教授	
	猪俣 尚人	上智大学教授	
	今田 幸子	労働政策研究・研修機構統括研究員	
	河上 正二	東北大学教授	
	官澤 里美	官澤法律事務所弁護士	
	関 敏彦	法政大学教授	
	○ 曾根 威彦	早稲田大学教授	
	滝澤 正	上智大学法科大学院長	
	藤田 久一	関西大学教授	
	水野 智幸	司法研修所教官	
	◎ 三井 誠	同志社大学教授	
	棟居 快行	北海道大学教授	
	山本 和彦	一橋大学教授	

(◎＝部会長，○＝副部会長)

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議委員名簿（平成17年6月16日現在）

委 員	磯部 力	立教大学教授	
	磯村 保	神戸大学教授	
	○ 井上 正仁	東京大学教授	
	加藤 哲夫	早稲田大学法学学術院長・法学部長	
	館 昭	桜美林大学教授	
	◎ 田中 成明	京都大学理事	
専門委員	石川 敏行	中央大学教授	
	碓井 光明	東京大学教授	
	曾根 威彦	早稲田大学教授	
	滝澤 正	上智大学法科大学院長	
	棚村 政行	早稲田大学教授	
	土井 真一	京都大学教授	
	中川 丈久	神戸大学教授	
	中森 喜彦	京都大学教授	
	長谷部 恭男	東京大学教授	
	深田 三徳	同志社大学教授	
	安永 正昭	神戸大学教授	
	山本 和彦	一橋大学教授	

(◎＝主査，○＝副主査)

② 平成18年度評価における評価者の確保等

法科大学院認証評価委員会について、委員の任期が平成18年4月で満了することに伴い、国公立大学、私立大学、及び法曹関係者並びに社会、経済、文化等各方面の有識者からなる後任の委員27人を、平成18年3月15日開催の運営委員会、3月20日開催の評議員会の議を経て選考した。

また、平成18年度評価実施のため、専門委員について平成17年10月に法科大学院を置く各国公立大学へ候補者の推薦依頼を行い、11月28日開催の専門委員選考委員会において、「法科大学院認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会の編成について」に基づき、対象法科大学院の状況に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い、3月15日開催の運営委員会の議を経て、専門委員42人を選考した。さらに、法曹三者に対しても候補者の推薦依頼を行い、専門委員を選考することとし、これらを受けて平成18年度開催の法科大学院認証評価委員会において、法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会6部会を設置する予定である。

(2) 評価体制等の見直し

平成18年度評価に向け、対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これにより得られた意見等を踏まえ、法科大学院評価基準要綱をより分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、法科大学院等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。

このほか、書面調査・訪問調査での評価内容・方法、自己評価書の記入方法等についての見直しを検討し、平成18年度以降の実施に係る一部の事項の取扱いについての見直しを図ることとした。

(3) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、平成17年7月25日に法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施した。

本研修会では、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を新たに取り入れ、活発な質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めることができた。

○ 法科大学院認証評価委員会の開催状況

第1回 平成17年 7月7日

・評価部会の編成について、評価の実施方法について等の審議・決定

第2回 〃 10月4日

・書面調査による分析結果について等の審議・決定

第3回 平成18年 1月30日

・評価報告書原案について等の審議・決定

第4回 〃 3月7日

・評価結果について、専門委員の選考について等の審議・決定

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議の開催状況

第1回 平成17年 6月16日

- ・評価部会の編成について、評価の実施方法について等の審議

第2回 〃 7月2日

- ・評価の実施方法について等の審議

第3回 〃 10月4日

- ・書面調査による分析結果について等の審議

第4回 平成18年 1月23日

- ・評価報告書原案について等の審議

第5回 〃 3月7日

- ・評価結果について、専門委員の選考について等の審議

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会の開催状況

第1回 平成17年 7月25日

- ・評価部会の編成について等の審議

第2回（第1部会） 平成17年 9月7日

（第2部会） 〃 9月2日

- ・基準ごとの分析・調査結果について等の審議

第3回（第1部会） 平成17年 9月26日

（第2部会） 〃 9月22日

- ・訪問調査スケジュールについて、書面調査による分析結果について等の審議

第4回（第1部会） 平成17年 12月16日

（第2部会） 〃 12月20日

- ・評価報告書原案について等の審議

2 評価と課題

（1）法科大学院認証評価委員会の下に、2つの評価部会を設置した。評価担当者については、国公立大学、法曹三者及び関係団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を得ることができた。

（2）平成18年度は対象13法科大学院の予備評価を実施することとしている。実施に向けて、対象法科大学院及び評価担当者にアンケート調査を実施するなどの見直しを行い、法科大学院評価基準要綱についての見直しを行い、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。平成19年度には本評価と予備評価の実施が予定され、対象法科大学院の増加が見込まれるため、申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保するとともに、必要に応じ評価体制等の見直しを図る。

このほか、書面調査・訪問調査での評価内容・方法、自己評価書の記入方法等についての見直しを検討し、平成18年度以降の実施に係る一部の事項の取扱いについての見直しを図ることとした。

（3）評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、

評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も法科大学院評価の目的、内容及び方法等に関して、共通認識を深めるべく、研修内容の一層の充実を図る。

I - 1 - (2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

② 評価の実施

各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施し、評価報告書を当該大学に提供する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象大学

(国立) 一橋大学, 横浜国立大学, 新潟大学, 熊本大学

1) 書面調査の実施

平成17年7月末に各対象法科大学院から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、評価部会では1法科大学院当たり15～16人の委員及び専門委員がそれぞれ10章54基準で構成される評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会2回を訪問調査の実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象法科大学院の自己評価書とその根拠資料、データ等の分析に当たって、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電子メール等により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして、平成17年11月に対象4法科大学院に対してそれぞれ2日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施に当たっては、対象法科大学院の特性に応じて、1法科大学院当たり評価部会の委員及び専門委員8～10人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

対象大学に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール及び面談対象者の属性等並びに視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、3～4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象法科大学院との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時刻	事項
13:00～	対象法科大学院到着後、訪問調査ミーティング①
14:00～	法科大学院関係者（責任者）との面談
15:40～	休憩
15:50～	法科大学院の一般教員及び支援スタッフ等との面談
17:10～	休憩
17:20～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認①
	教育現場の視察及び学習環境の状況調査①
18:20～	休憩

18:30～	学生との面談
19:30～	移動・休憩
20:30～	訪問調査ミーティング②
第2日目	
時 刻	事 項
9:00～	対象法科大学院到着後、訪問調査ミーティング③
10:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認②
	教育現場の視察及び学習環境の状況調査②
12:00～	昼食・休憩
13:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認③
	教育現場の視察及び学習環境の状況調査③
14:00～	訪問調査ミーティング④
16:00～	法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
17:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定、通知

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成18年1月に意見の申立て手続きのため、各対象大学に通知した。その後、意見の申立てのあった1法科大学院について、その内容について再度確認を行い、平成18年3月開催の法科大学院認証評価委員会で申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定し、平成18年3月20日に各対象大学に対して当該法科大学院の評価結果を通知した。なお、意見の申立てのあった1法科大学院については、申立ての内容や、その対応を記載した評価結果を送付した。

2 評価と課題

- (1) 平成17年度の法科大学院認証評価（予備評価）に申請のあった4法科大学院について、予定どおり評価を実施し、平成18年3月に評価結果を通知した。

評価の実施に当たっては、対象法科大学院が作成した自己評価書等に基づく書面調査及び書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。書面調査は、委員の情報共有や共通認識を図るとともに、訪問調査においては、書面調査結果を対象法科大学院に通知し、対象法科大学院の状況について、対象法科大学院との間で共通理解を図りながら評価を実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめ、対象法科大学院からの意見の申立てについて再度審議を行い、評価結果を確定した。

この法科大学院認証評価（予備評価）の実施は、各法科大学院が本評価に先立って教育研究活動等の改善を図っていくことや、機構の認証評価に対する理解を深めていくことを目的として実施した。

- (2) 平成17年度に実施した4法科大学院及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の意見等を踏まえ、平成18年度以降の実施に係る評価基準の内容、書面調査・訪問調査での評価内容・方法等についての見直しを図ることとした。

I－1－（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

③ 予備評価の受付

平成18年度に実施する評価（予備評価）について、法科大学院を置く大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価（予備評価）の申請の受付

平成18年度に実施する法科大学院認証評価（予備評価）のために、平成17年9月8日付けで依頼文書「平成18年度に実施する法科大学院認証評価の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付した。

なお、受付に先立って、平成17年8月に法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成17年5月に法科大学院を置く各国公私立大学に対し認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。平成18年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることを検討している大学等を訪問（11大学）し、評価基準の内容や自己評価の方法等についてより詳細な説明を行ったほか、学内講演会等へ積極的に参加することにより、機構への申請について検討を依頼した。

（２）受付状況

平成18年度法科大学院認証評価は、次の13大学から予備評価の申請を受け付けた。

（国立）北海道大学，東北大学，千葉大学，東京大学，金沢大学，名古屋大学，京都大学，
大阪大学，神戸大学，広島大学，香川大学

（私立）専修大学，近畿大学

2 評価と課題

平成18年度に実施する認証評価（予備評価）について、13大学から申請を受け付けた。

説明会の後、申請を受け付けるまでの間において、意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの申請を促すための取り組みを行った。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、評価の実施年度の前年度に申請を受け付け、認証評価の円滑な実施に努める。

I-1-(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

④ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価について検討を行い、必要に応じて、認証評価機関としての認証を受けるべく準備を進める。

1 実施状況

(1) 専門職大学院認証評価に関する検討会議の設置

法科大学院以外の専門職大学院認証評価の評価基準及び評価方法等について検討することを目的として、専門職大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者からなる「専門職大学院認証評価に関する検討会議」を平成18年1月に設置した。

○ 専門職大学院認証評価に関する検討会議委員名簿（平成18年1月27日現在）

	縣 公一郎	早稲田大学教授
	有信 睦弘	株式会社東芝執行役常務・研究開発センター所長
	磯 部 力	立教大学教授
○	伊藤 文雄	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
	江川 雅子	ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長
	圓川 隆夫	東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科長
	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	亀岡 秋男	北陸先端科学技術大学院大学理事・副学長
	菊地 敦子	人事院事務総局審議官
	佐竹 正幸	日本公認会計士協会常務理事
◎	杉山 武彦	一橋大学長
	高田 敏文	東北大学理事
	高橋 伸夫	東京大学教授
	土肥 一史	一橋大学教授
	永野 則雄	法政大学教授
	中原 俊隆	京都大学教授
	中村 研一	北海道大学教授
	山田 礼子	同志社大学教授

(◎＝主査，○＝副主査)

(2) 専門職大学院認証評価に関する検討会議における審議状況

専門職大学院認証評価に関する検討会議を2回開催し、専門職大学院評価基準モデル案の整理等を行った。

評価基準の検討に当たっては、専門職大学院の教育研究活動の状況について、「専門職大学院の分野の種類にかかわらず共通的な事項」及び「分野固有の事項」の両面についての検討を行うこととした。特に「分野固有の事項」については、比較的多数の専門職大学院が設置されている3分野（ビジネス・MOT、会計、公共政策）を中心に、分野ごとの基準等について検討を行うこととし、検討会議メンバーのグループ分け等を行った。

○ 検討会議の開催状況

第1回 平成18年1月27日

- ・専門職大学院認証評価に関する検討方針及び進め方について
- ・専門職大学院評価基準等について

第2回 平成18年3月2日

- ・専門職大学院評価基準モデルについて
- ・分野ごとの検討について

2 評価と課題

専門職大学院認証評価に関する検討会議の設置に当たり、あらかじめ各分野の専門職大学院等に出向き情報収集を行い、これまでに機構が策定した機関別認証評価基準や法科大学院評価基準等を参考に、評価基準の構成等について検討を重ねるなど、準備を行った。また、専門職大学院認証評価に関する検討会議においては、それぞれの専門の立場からの有用な意見を得ながら、専門職大学院評価基準モデル「分野共通事項」のフレーム作りを行うことができた。

平成18年度も引き続き、文部科学省や各専門職大学院等の意見を踏まえつつ、分野ごとの基準等について検討を深め、専門職大学院評価基準モデルの確定のための検討を行う。

I-1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価

(国立大学法人等の教育研究評価)

1 実施状況

(1) 国立大学教育研究評価委員会における審議

「国立大学教育研究評価委員会」（平成16年9月設置）において、国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する中期目標期間終了時における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価（教育研究評価）に関する審議を行った。

(2) 国立大学教育研究評価委員会における審議状況

国立大学教育研究評価委員会を4回、同ワーキンググループを8回開催し、文部科学省国立大学法人評価委員会での審議の状況を踏まえ、教育研究評価の基本的方針、具体的な評価方法等の検討を行った。また、平成17年3月に中間的に整理した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（これまでの審議状況）」について、平成17年度に検討した内容を盛り込み、「中間まとめ」としてまとめるべく審議を行った。（平成18年4月とりまとめ）

2 評価と課題

平成16年度に引き続き、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間終了時における教育研究の状況についての評価に関して、文部科学省国立大学法人評価委員会の審議状況も踏まえ、国立大学教育研究評価委員会において検討を行った。国立大学教育研究評価委員会の委員（大学関係者や各界からの有識者）から、それぞれの専門の立場での有用な意見を得ることができ、教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法等の検討を行った。

今後は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人だけでなく評価者の負担や、評価スケジュールを考慮した評価の実施方法について検討が必要であり、平成18年度も引き続き、教育研究の水準に関する評価の実施方法や質の向上度を踏まえた達成状況の評価の実施方法などの検討を進める。

なお、文部科学省国立大学法人評価委員会の「中期目標期間終了時の評価に関するワーキング・グループ」に対して、機構での教育研究評価の検討状況を説明することが予定されており、文部科学省国立大学法人評価委員会とより一層の連携をとりつつ、具体的な実施方法等の検討を進める。

① 評価方法の検討

国立大学教育研究評価委員会において、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法の検討を行い、その基本的方向性等について、文部科学省国立大学法人評価委員会と連携・調整の上、整理する。

1 実施状況

（1）国立大学教育研究評価委員会における審議

文部科学省国立大学法人評価委員会第5回総会（平成16年5月11日開催）での「評価の基本的な方向性も含め、大学評価・学位授与機構に教育研究の状況についての評価方法等の専門的な検討を依頼し、その結果を踏まえて評価委員会において検討を行う」という審議の状況を踏まえ、「国立大学教育研究評価委員会」を設置。（平成16年9月設置）

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価について、同委員会で引き続き審議するため、ワーキンググループの設置期間を平成17年度末まで延長した。

（2）国立大学教育研究評価委員会における審議状況

国立大学教育研究評価委員会を4回、同ワーキンググループを8回開催し、①平成17年3月に中間的に整理した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（これまでの審議状況）」で、引き続き検討を要するとされた事項について検討を行うとともに、②「教育研究の状況の評価については、中期目標の達成度に加えて、教育研究の水準に関する評価を行うことが必要である。また、中期目標期間終了時における状況のみならず、中期目標期間における質の向上度も踏まえた評価内容とすることも重要である」とする文部科学省国立大学法人評価委員会での審議を踏まえ、教育研究水準に関する評価や質の向上度を踏まえた評価の方法について検討するなど、教育研究評価の基本的方針、具体的な評価方法等の検討を行った。

なお、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（これまでの審議状況）」について、文部科学省国立大学法人評価委員会における審議に供することができるように、平成17年度に検討した内容を盛り込んだ「中間まとめ」を作成するべく審議を行った。（平成18年4月とりまとめ）

○ 委員会及びワーキンググループの開催状況

第5回 平成17年6月28日

- ・検討課題「評価の項目」の検討について
- ・検討課題「評価単位」の検討について
- ・検討課題「『研究に関する目標』の達成状況の評価」の検討について

第6回 平成17年9月6日

- ・機構が評価を行う上で共通して不可欠であると判断する「基本的な事項」について
- ・「研究水準」について
- ・「訪問調査」について

第7回 平成17年12月9日

- ・教育水準に関する評価について
- ・研究水準に関する評価について
- ・意見の申立てへの対応について

第8回 平成18年1月20日

- ・教育研究の状況に関する評価の構成について
- ・中期目標の達成状況の評価結果の表し方について
- ・質の向上度を踏まえた評価について
- ・教育水準に関する評価について
- ・研究水準に関する評価について

※ワーキンググループの開催：平成17年5月24日，6月14日，7月15日，8月5日，
10月14日，11月18日，12月20日，平成18年3月3日

2 評価と課題

平成16年度に引き続き，国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価に関して，文部科学省国立大学法人評価委員会の審議状況も踏まえ，国立大学教育研究評価委員会において検討を行った。国立大学教育研究評価委員会の委員（大学関係者や各界からの有識者）から，それぞれの専門の立場での有用な意見を得ることができ，教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法等の検討を行った。

今後は，評価を受ける国立大学法人及び大学共同利用機関法人だけでなく評価者の負担や，評価スケジュールを考慮した評価の実施方法などについて検討が必要であり，平成18年度も引き続き，教育研究の水準に関する評価の実施方法や質の向上度を踏まえた達成状況の評価について具体的な評価方法等の検討を進める。

なお，文部科学省国立大学法人評価委員会の「中期目標期間終了時の評価に関するワーキング・グループ」に対して，機構での教育研究評価の検討状況を説明することが求められており，文部科学省国立大学法人評価委員会とより一層の連携をとりつつ，検討を進める。

I 業務の質の向上

I－2 学位授与

1 実施状況

(1) 機構の学位授与制度

機構の学位授与制度は、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の学部卒業者、大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して学位を授与するもので、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関である。

機構が授与する学位には、①短期大学や高等専門学校卒業及び文部科学省の定めた一定の要件を満たす専門学校の修了等を基礎資格として、その後大学等の高等教育機関で学修を積み重ねて一定の単位を修得した者に授与する学位（学士）と、②機構が大学の学部、大学院の修士課程及び博士課程に相当する教育を行っているとして認定した省庁大学校の修了者に授与する学位（学士・修士・博士）の2種類があり、いずれも厳正な審査を行った上で学位を授与している。

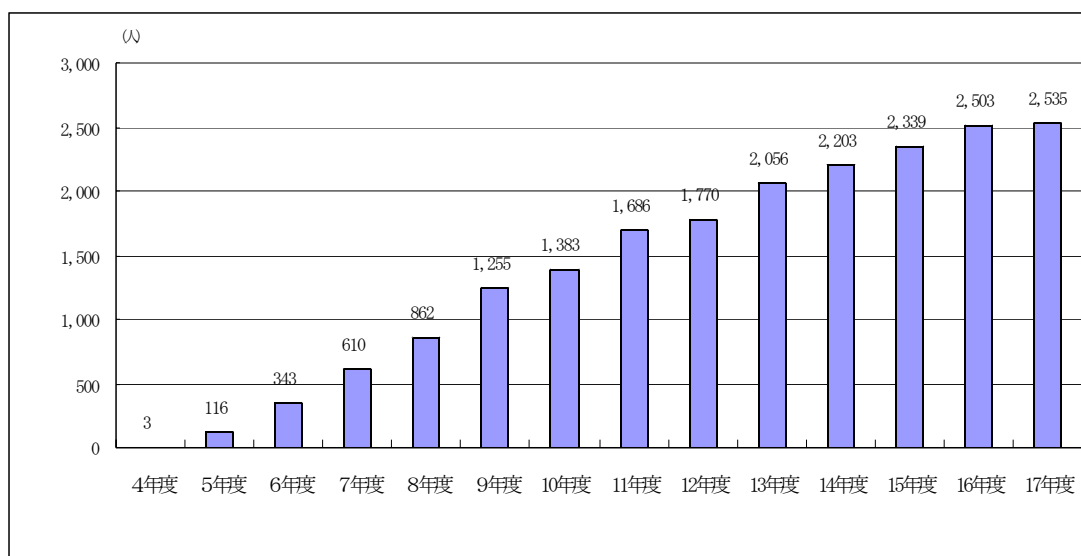
これらの学位審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成される学位審査会を設置して審査に当たっている。

(2) 学位授与事業の実施状況

① 短期大学・高等専門学校卒業等及び専門学校修了者等への学位授与（学士）

短期大学・高等専門学校卒業等及び専門学校修了者等については、平成4年度に初めて学位を授与してから年々増加してきている。平成17年度は、2,535人に学士の学位を授与した。これにより、学士の学位を授与した者の合計は19,664人となった。

○ 短期大学・高等専門学校卒業等及び専門学校修了者等の学位取得者数

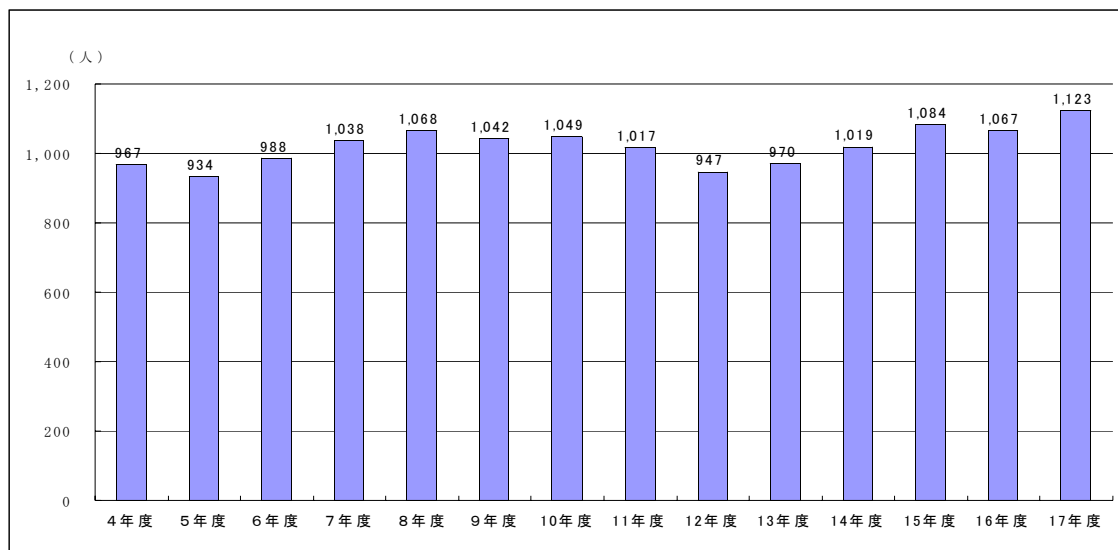


また、学位授与事業においては、短期大学・高等専門学校等を卒業して基礎資格を取得した後に、大学で修得した単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科で修得した単位を用いて学位授与を申請することができる。この専攻科の認定について、平成17年度は、短期大学4専攻（4校）、高等専門学校1専攻（1校）の計5専攻（5校）を新たに認定した。これにより、平成17年度まで（平成18年4月1日現在）の認定専攻科の合計は、短期大学126専攻（85校）、高等専門学校138専攻（60校）の計264専攻（145校）となった。

② 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位授与（学士・修士・博士）

機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者については、平成17年度は、学士は985人、修士は110人、博士は28人の計1,123人に学位を授与した。これにより、平成3年度に初めて学位を授与して以来の合計は、学士は13,474人、修士は1,428人、博士は260人となった。

○ 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位取得者数



また、平成17年度は、新たに課程の認定を申し出た教育施設（各省庁大学校）はなかったが、これまで（平成18年4月1日現在）に、大学の学部に対応する教育を行う課程は7課程（7大学校）、大学院の修士に対応する教育を行う課程は5課程（4大学校）、大学院の博士課程に対応する教育を行う課程は2課程（2大学校）を認定している。

2 評価と課題

平成17年度も、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、学位授与申請者の審査・学位授与、短期大学・高等専門学校等の専攻科の認定、教育施設（各省庁大学校）の課程認定及び認定課程修了者の審査・学位授与などの業務については、学位審査会及び分野別の専門家で構成される専門委員会・部会において厳正な審査を行い、学習者の機会の拡大と同時に機構が授与する学位の質を確保した。

今後も、生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展に伴い、学位授与事業の重要性は増大し、申請者数は増加傾向にあると考えられるため、引き続き厳正な審査と学位の質の確保に努め、学位授与事業の円滑な遂行に努める。

I-2 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

1 実施状況

(1) 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況

毎年度、4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行い、審査、判定を経た後、学位を授与している。平成17年度においても、次のとおり実施した。

① 申請受付

申請受付期間は、4月期、10月期とも7日間で、申請書類到着後、4月期申請で約2週間、10月期申請で約3週間をかけて、多岐にわたる項目について申請書類等の検査を行った。

② 審査

学位審査会の下に、専攻区分ごとに49の専門委員会・部会を設置し、各申請者の修得単位が、機構が定める基準を満たしているかの審査を行った。

また、提出された学修成果（レポート・作品）の内容が申請者の学力として定着しているか、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するため、4月期申請は6月に、10月期申請は12月に小論文試験及び面接試験を全国4か所で実施した。

③ 判定及び学位の授与

学位審査会に置かれる分野別の専門家で構成される各専門委員会・部会による審査の判定案を取りまとめ、4月期申請は8月開催の第2回学位審査会で、10月期申請は2月開催の第4回学位審査会で可否を判定し、合格と判定された2,535人に対して、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。

(2) 審査組織の整備状況

平成17年度も前年度同様に、学位審査会の下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家327人（専門委員280人・臨時専門委員47人）の協力を得て、49の専門委員会・部会を設置した。

なお、専門委員の安定的な確保などを図るため、これまで1年であった委員の任期を2年に改正し、平成18年度から適用することとした。

(3) 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査の実施状況

機構の実施する学位授与事業においては、基礎資格取得後に単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科の単位を用いることができる制度となっており、認定の申出のあった専攻科に対して、大学設置基準に準じて機構が定めた規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、平成17年度は、短期大学4専攻（4校）、高等専門学校1専攻（1校）の計5専攻（5校）を認定した。

(4) 認定等を受けた専攻科の水準維持についての審査の実施状況

認定した専攻科に対しては、5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっており、平成17年度は、平成7年度及び平成12年度に専攻科の認定を行った55専攻（33校）に対して、認定同様に大学設置基準に準じて機構が定めた規則に基づき教育の実施状況等の審査を行い、55専攻（33校）を「適」と判定し設置者に通知した。

2 評価と課題

引き続き平成17年度も申請者数は増加したが、それぞれの段階の業務を円滑に遂行し、規則に定めるとおり、申請後6月以内に学位を適切に授与した。

また、専攻に係る学士の水準を保持するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。

今後も、増加傾向にある申請者に対し、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切な実施に努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況

当該年度2回（4月期と10月期に）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。

1 実施状況

毎年度、4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行い、審査、判定を経た後、申請後6月以内に学位を授与している。平成17年度においても、次のとおり実施した。

(1) 申請の受付

① 申請受付期間

申請書類の重要性にかんがみ、申請者には書留で郵送することを求めている。申請書類到着後、すぐに郵便局の配達証の書留番号と申請書類の書留番号との照合を行った。

受付期間は、次のとおり、4月期申請及び10月期申請とも7日間としており、全国一律に公平性を確保するため、受付期間最終日までの消印を有効としている。

- ・4月期申請：平成17年4月1日（金）～4月7日（木）（消印有効）
- ・10月期申請：平成17年10月1日（土）～10月7日（金）（消印有効）

なお、申請者の便宜のため、学位審査手数料は、申請受付期間の1か月前から、郵便局又は銀行等の金融機関で払い込めるようにしている。

② 申請書類到着通知

申請書類を開封した日に、申請者に「到着お知らせはがき」を発送し、申請書類が無事に到着したかどうかという申請者の不安を払拭している。

③ 申請書類の内容の検査

申請書類開封後、直ちに内容の検査を行う。検査項目は非常に多岐にわたるため、「基礎資格確認」、「基本基準・専攻基準確認」、「学修成果確認」、「修得単位照合」、「不備処理」、「再確認」の6段階に分け、各段階で正確性に重点をおいた検査を行っている。

④ 不備書類の処理・申請書類の受理

申請書類に不備又は不明な点のあった申請者には、電話等で連絡を取り、内容の確認又は不足書類の追加請求を行っている。平成17年度は、申請受付期間の終了から、一連の検査を経て、4月期申請は137件、10月期申請は381件の不備又は不明な点を解消し、予定どおりに4月期申請は4月15日（木）、10月期申請は10月21日（木）に、次表のとおり申請書類の受理数を確定した。

これらの作業と並行し、試験場の設定、試験問題の作成、審査・判定資料の作成等に係る基礎データを作成するため、申請者1人につき36項目にわたる申請者データの入力作業

を業務委託により行った。

○ 申請書類の到着数・受理数（件）

	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
		4月期	10月期		4月期	10月期		4月期	10月期
到着数	2,590	449	2,141	2,758	458	2,300	2,759	466	2,293
受理数	2,567	438	2,129	2,732	443	2,289	2,738	451	2,287

（２）審査

① 修得単位の審査

申請のあった専攻区分ごとに、次表のとおり専門委員会・部会を開催し、各申請者の修得単位の審査を行った。この修得単位の審査は、各申請者が単位を修得した個別の履修科目について、各大学のシラバス等を基に、それぞれ「専門科目」、「関連科目」、「専攻外科目」のいずれかに分類し、機構が定める修得単位の基準を満たしているかを判定する。

また、これらの判定を行った科目については、再度審査する手間を省き、また、審査にぶれがないようデータベース化しており、平成17年度は約2,800件入力し、年度末で20,000件余りが検索できるよう管理されている。

○ 専門委員会・部会開催数（回）

申請時期	開催月	開催期間	開催数（回）
4月期	5月	平成17年5月17日（火）～5月27日（金）	6
	7月	平成17年7月4日（月）～7月22日（金）	28
10月期	11月	平成17年11月10日（木）～11月30日（水）	23
	1月	平成18年1月13日（金）～1月31日（火）	26

② 学修成果・試験の審査

提出された学修成果（レポート・作品）の内容が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即した小論文試験及び面接試験を、次のとおり全国4か所〔北海道地区・東京地区・大阪地区・福岡地区〕で実施した。

- ・4月期申請：小論文試験・面接試験 平成17年6月12日（日）
- ・10月期申請：面接試験 平成17年12月11日（日）
小論文試験 平成17年12月18日（日）

なお、10月期申請では、肢体が不自由な申請者1人に対して、受験特別措置として12月17日（土）に函館で「小論文試験」を実施し、また、小論文試験直前の12月13日に利き腕（左）を骨折した申請者1人に対して、「パソコンによる解答」の受験特別措置を行った。

また、12月上旬から中旬にかけての大雪、特に北陸・山陰地方の記録的な大雪による列車の運休、遅れなどの交通機関の乱れにより、大阪試験場では、8人の受験者に対して、最大約1時間半試験時間を繰り下げて、別室にて小論文試験を実施した。

(3) 判定及び学位の授与

学位審査会に置かれる分野別の専門家で構成される各専門委員会・部会による審査の判定案を取りまとめ、4月期申請は8月開催の第2回学位審査会で、10月期申請は2月開催の第4回学位審査会で可否を判定し、合格と判定された2,535人に対して、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。

2 評価と課題

引き続き平成17年度も申請者数は増加したが、それぞれの段階の業務を円滑に遂行し、規則に定めるとおり、申請後6月以内に学位を適切に授与した。

なお、10月期申請では、別日程・別試験会場で小論文試験を実施し、また、福岡試験場では「パソコンによる解答」での小論文試験を実施した。また、大阪試験場では、北陸・山陰地方の記録的な大雪による交通機関の乱れにより、8人の受験者に対して、最大約1時間半試験時間を繰り下げて小論文試験を実施した。

このように、今年度の10月期申請に係る小論文試験においては、不測の事態が生じる結果となったが、いずれも適正に対応できたものと考えている。

また、専攻に係る学士の水準を保持するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。

今後も、増加傾向にある申請者に対し、学位授与事業の適切な実施に努める。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

② 専攻区分の見直し及び改正

我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、本機構が定める学位取得に必要な単位の基準のうち、専攻基準について、56の専攻区分中9の専攻区分を見直し、改正する。

1 実施状況

（１）専攻基準の改正

申請者の専攻に係る修得単位の審査は、専攻区分別の審査基準に則して行われており、平成4年度に「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」で審査基準が定められて以来、適宜、専攻区分の追加及び見直しを図ってきた。

平成17年度は、下表のとおり、平成16年度における55の専攻区分中、8専攻区分について改正するとともに、社会科学と工学の複合領域に対応するため、新たに「社会システム工学」の1専攻区分を追加した。この8専攻区分の改正については、機構による学位授与制度が発足して10年以上が経過する中で、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するために、平成14年度の学位審査会で改正の必要があると決定された19専攻区分中の8専攻区分で、既に11専攻区分については、平成16年度に改正済である。

○ 平成17年度から基準を改正した専攻区分

専攻分野	専攻区分	専攻分野	専攻区分	専攻分野	専攻区分
文学	国語国文学	保健衛生学	作業療法学	工学	材料工学
文学	哲学	工学	情報工学	工学	社会システム工学
社会学	社会福祉学	工学	生物工学	体育学	体育学

なお、専攻基準の改正以外に、教育学、比較文化、地域研究、国際関係、科学技術研究の5専攻区分について、申請者がより理解しやすいように、次のとおり、基準表の表記を変更した。

- ① 教育学の科目区分「教科教育に関する科目」については、申請者自身の学習ではなく、学習者に対して専門性を高める指導を行うための内容であることから、「教科に関する指導を目的とする内容であること」の記述を追加した。
- ② 比較文化、地域研究、国際関係、科学技術研究の科目区分「地域研究」については、その地域に関する研究であって、いわゆる英語やドイツ語などの通常の語学は認めないことから、「各地域の言語に関する科目を除く」の記述を追加した。

（２）専攻基準の改正に対する周知

申請予定者は、専攻基準に基づき学修を重ねるため、平成16年度及び平成17年度からの専攻基準の改正については、申請者が不利益を被ることがないように、既に平成15年4月に、関

連する高等教育機関に文書で通知しているが、平成17年度においても、機構のウェブサイトに掲載し周知を図った。

2 評価と課題

平成16年度には11専攻区分の専攻基準について、また、平成17年度には8専攻区分の専攻基準について改正を行うとともに、「社会システム工学」の1専攻区分について追加を行ったが、平成15年4月には認定専攻科等に対して文書で通知を行うとともに、機構のウェブサイトに掲載して周知を図ったため、申請受付に当たっては、特に混乱はなく、適切に対応できた。

今後とも、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に適切に対応するため、必要に応じて専攻基準を改正する。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

③ 審査組織の整備

申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

1 実施状況

(1) 学位審査会

平成17年度も前年度同様に、申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。

① 第1回学位審査会（平成17年5月13日開催）では、主に、「4月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託」及び「認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の審査の付託」について審議し、申請者個々の専攻に係る専門委員会・部会に審査を付託した。また、「学士の学位授与の審査に係る不可判定理由の細述化」について審議し、平成17年度10月期申請から実施することとなった。

② 第2回学位審査会（平成17年8月23日開催）では、第1回で付託された事項について審議するとともに、「認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査の付託」について審議し、それぞれの専門に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

③ 第3回学位審査会（平成17年11月8日開催）では、「10月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託」及び「認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託」について審議し、申請者個々の専攻に係る専門委員会・部会に審査を付託するとともに、「短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る認定の審査の付託」について審議し、それぞれの専門に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

④ 第4回学位審査会（平成18年2月10日開催）では、第2回及び第3回で付託された事項について審議するとともに、「平成18年度審査スケジュール」について審議した。

○ 学位審査会審査委員名簿（平成17年5月1日現在）

◎	井上 智子	東京医科歯科大学教授
	岩村 秀	日本大学教授
	瓜生 敏之	帝京科学大学教授
	神谷 武志	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
	川島 一彦	東京工業大学教授
	北住 炯一	名古屋大学教授
	坂本 功	東京大学教授
	白井 良明	立命館大学教授
	瀧田 佳子	大学評価・学位授与機構教授
	館 昭	桜美林大学教授
○	田中 正人	大学評価・学位授与機構教授
	富山 太佳夫	青山学院大学教授
	中司 利一	帝京大学教授
	中原 一彦	大学評価・学位授与機構教授
	西村 清和	東京大学教授
	野坂 泰司	学習院大学教授
	橋本 弘信	大学評価・学位授与機構教授
	畑江 敬子	お茶の水女子大学教授
	六車 正章	大学評価・学位授与機構教授
	渡辺 馨	日本大学教授

(◎=委員長, ○=副委員長)

(2) 専門委員会・部会

学位審査会の下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家327人（専門委員280人・臨時専門委員47人）の協力を得て、49の専門委員会・部会を設置し、5月に6回、7月に28回、11月に23回、1月に26回の計83回開催して審査を行った。

専門委員は、任期1年で、毎年度、申請者数及び専門委員の分野間のバランス並びに認定を行う専攻科の教員組織の構成を勘案し選考している。なお、小論文試験の試験問題作成に係る委員1人当たりの業務量の平準化を図るため、平成18年度から、機械工学部会、電気電子工学部会及び土木工学部会においては専門委員数を増員し、逆に申請者数が少ない専門委員会・部会においては委員数を減員した。

また、専門委員の安定的な確保などを図るため、これまで1年であった委員の任期を2年に改正し、平成18年度から適用することとした。

(3) 委員会開催数

専門委員会・部会は、原則として、学修成果・試験の審査も併せて申請時期ごとに2回開催している。専攻区分ごとの申請者数等によっては、適正な審査が担保されることを前提に1回のみ開催し、業務の効率化を図っている。平成17年度は、次表のような開催パターンで、専門委員会・部会を開催し審査を行った。

○ 通常の開催パターン

審査内容	1回目	2回目	3回目	4回目
申請者に係る 審査	4月期修得単位の 審査	4月期学修成果・試験 の審査及び総合判定	10月期修得単位の 審査	10月期学修成果・試験 の審査及び総合判定
専攻科の認定 等	—	—	教員組織等の審査	教員組織等の補正審査

2 評価と課題

平成17年度も、前年度同様、学位審査会の下に、申請者に係る修得単位の審査及び学修成果・試験の審査並びに専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家で構成される専門委員会・部会を設置した。

申請者数は増加傾向にあり、平成17年度は2,700人を超え、また、専攻科の認定等に関して約700人の教員審査を行ったが、これらの審査を行うに当たっては、適宜、専門委員を追加したり、また、申請者数並びに申請者及び専攻科の認定等に係る専門分野に応じて臨時専門委員を新たに委嘱し、適切な審査を行うための体制を整備した。

なお、平成18年度から、専門委員の安定的な確保などを図るため、これまで1年であった委員の任期を2年に改正することとした。また、同様に平成18年度から、小論文試験の試験問題作成等に係る業務量が膨大である旨の委員からの意見を受け、専門委員会・部会ごとの委員数を調整して、小論文試験の試験問題作成に係る委員1人当たりの業務量の平準化を図ることとした。

今後も、学位授与事業の適切な実施のため、申請者数及び専門分野の動向を踏まえ、必要に応じ組織・運営の見直し・改善を図る。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

④ 不合格者に対する不合格理由の通知

学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する。

1 実施状況

（１）現状

学修成果（レポート）・試験の結果が「不可」である場合には、次の４種類の不可判定理由から一つを選んで申請者に通知している。

- イ 学修成果のテーマの設定が適切でない。
- ロ 学修成果の内容が水準に達していない。
- ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない。
- ニ 試験を受けていない。

このうち、不可判定理由が「イ」又は「ロ」の場合、再申請する際には、学修成果の書き直しが必要となるが、不合格者にとって直すべき点が明確でなかった。

そこで、このような不合格者に伝えるべき内容について、専攻区分別の専門委員会・部会において検討した結果、学位授与申請者のための手引書である「新しい学士への途」の申請に当たっての留意事項に記載している①学修成果のテーマ、②学修成果の内容、③学修成果の書き方に係る項目の中から選択することが適切であるとの結論を得て、再度４月期申請で試行を行い、一部修正のうえ10月期申請から不可判定理由が「イ」又は「ロ」で不可となった申請者に、学修成果書き直しのための留意事項を伝えた。

2 評価と課題

学修成果・試験の結果が「不可」で、再度申請する場合に学修成果を書き直す必要のある申請者に対しては、これまでは、単に「イ 学修成果のテーマ設定が適切でない。」又は「ロ 学修成果の内容が水準に達していない。」という不可判定理由を通知するのみであった。平成17年度からは、これに加えて学修成果を書き直すための留意事項を伝えることにした。その結果、再度申請する際にどの点に留意して学修成果を書き直せばよいかということが申請者にとってより明確になり、再度申請する者にとっては有益な情報となった。また、申請者からの一方向の情報にのみ基づき判定を行っていた専門委員にとっても、学修成果の書き直しに限定はされるが、教育的な配慮を施すことができた。

今後においても、必要に応じてその内容、伝達方法等について検討を行い、申請者等に対し、学修成果書き直しのための留意事項が適切に伝えられるよう努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善

本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。

1 実施状況

(1) 基本的な考え方・改善状況

学位授与申請を受け付ける上で、機構が行う学位授与制度の十分な周知・理解が不可欠であるとともに、具体的な申請方法等が分かりやすいものであることが重要である。このため、「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」において、機構の学位授与の仕組みや基礎資格、修得すべき単位数といった申請要件について詳しく紹介するとともに、申請受付期間、学修成果等の必要書類、試験といった具体的な事項についても具体例を示しながら解説している。これらの申請関係書類は、申請者の利便性にかんがみ、また、広く一般に理解されるよう、毎年度印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにしている。

これらの申請関係書類は、申請者等からの質問・要望も参考に、より理解しやすいように毎年度改善を行っており、平成17年度においては、主に次の改善を行い、平成18年度版に反映させ、申請者等への周知を図ることとしている。

- ① 学修成果として不適切な内容等について、本文で記述するなど、より分かりやすいように表記方法を修正した。
- ② 学修成果を作品で提出する場合の提出形態の例示の種類を追加した。
- ③ よくある質問や申請書の不備又は不明な点に基づき、専門学校修了者の必要書類等に関するFAQ（Q&A）の項目を追加するとともに、その他の項目についても内容の充実を図った。
- ④ 専攻分野と専攻区分の関係について、より分かりやすいように表を用いて説明した。
- ⑤ 専攻基準の基準表による科目分類の方法について、より分かりやすいように表記方法を修正した。

(2) 配付先・配付部数等

- ① 「新しい学士への途」10,900部及び「学位授与申請書類」6,500部を作成し、平成18年2月中旬から個人請求者、短期大学・高等専門学校等に配付した。
- ② これらの申請関係書類は、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。

2 評価と課題

平成17年度も、申請者等がより理解しやすいように、表記方法の修正やFAQの充実等の申請関係書類の改善を行い、平成18年度版に反映して、申請者等への周知を図ることとしている。

今後も、申請者等が理解しやすいよう、また、申請受付時における不備が減少し、より正確な審査ができるよう、申請者等の意見も参考に、より一層の改善に努める。特に平成18年度は、専攻区分ごとに、当該専攻区分が求める学修成果等がより明確になるよう、掲載内容について検討を進めることとしている。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

⑥ 電子申請システムの試行的内部運用

電子申請システムのプロトタイプを試行的に内部運用し、問題点を把握する。

1 実施状況

(1) 「①電子申請システム」の進捗状況

現在、学位授与申請は、郵送のみで受け付けているが、インターネットを利用した本格的な電子申請を平成20年度から導入するための準備を進めている。平成16年度には、電子申請システムのプロトタイプを構築し、平成17年度には、このプロトタイプを内部的に運用して、画面のレイアウトや入力方法等について問題点を把握した。

この「①電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、「②科目審査支援システム」や「③試験問題作成支援システム」との連携を前提に構築を進めているもので、これらのシステムが本格稼動することにより、申請から学位授与までの大幅な合理化が可能となる。

○ 学位授与業務支援システム

システム名		概要
①	電子申請システム	(ウェブ入力部分) 申請者がウェブを利用して申請することを可能とするシステム
		(データベース部分) 申請内容を電子情報として蓄積するシステム
②	科目審査支援システム	申告された修得単位と単位の要件の対応を電子情報として蓄積し、審査時の利用に供するシステム
③	試験問題作成支援システム	専門委員による試験問題の担当割付、作成及び機構への送付をウェブ上で可能とするシステム

(2) 「学位授与業務支援システム」の進捗状況

平成17年度には、「学位授与業務支援システム」のうち、単体でも機能する「②科目審査支援システム」の構築を行い、平成18年度から仮システムで運用を開始することとしている。

また、「③試験問題作成支援システム」についても単体でも機能するため、平成17年度に仮システムで試行を行い、平成18年度から運用を開始することとしている。

(3) 効果

① 電子申請システム

電子申請システムは、申請者にとって、学位授与申請に当たり、ウェブ画面上での各種入力支援機能（プルダウンメニューや単位数の自動計算等）を用いることで、従来の郵送

による申請に比べ労力が軽減されるとともに、誤りが減少するものとする。

また、現行では、申請書類に記載されている申請者個人のデータや申請者が大学等で修得した単位等の各種の膨大な申請データを、職員が入力しているが、この電子申請システムが実用化されれば、申請データを申請者自身がウェブを通じて入力することとなるため（図1参照）、データを入力するための労力が軽減できるとともに、関係経費が削減できる。

（図1 申請者の個人データ等の入力画面）

学位授与申請

申請区分	第一申請区分
見込・再申請	見込継続
受験希望地区	東京(小論文)
専攻分野	工学
専攻区分	電気電子工学

氏名(漢字)	鈴木 紀子	氏名(フリガナ)	スズキ ノリコ
性別	女性	生年月日	昭和 55 年 7 月 17 日
本籍	大阪府	外国籍の場合(国名)	
郵便番号	573-0001	都道府県	大阪府
市区町村	〇〇市〇〇区〇〇-〇〇	番地・号・マンション名等	△△アパート〇〇号室
電話番号	自宅 : - - (内線) 夜 携帯電話 : - - (内線) 昼 勤務先 : - - (内線) 昼 通学先 : - - (内線) 昼		
メールアドレス	〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.ne.jp	ファクス番号	06 - 0000 - 0000

単位取得状況等申告

【総括表】

第1表

専攻分野	工学	専攻区分	電気電子工学	通算学修期間	4 年 2 月
------	----	------	--------	--------	---------

学修卒業のテーマ名

キーワード科目名

1.	2.	3.
----	----	----

基礎資格校		入学の時期	卒業等の時期
〇〇〇〇短期大学△△△学科		11 年 4 月 入学	年 月 修了
〇〇〇〇短期大学専攻科□□□専攻		13 年 4 月 入学	15 年 3 月 修了見込
〇〇〇〇大学▽▽▽学部		13 年 4 月 入学	14 年 3 月 在学中
××××大学⑨⑨⑨学部		14 年 4 月 入学	15 年 3 月 退学
		年 月 入学	年 月
		年 月 入学	年 月

② 科目審査支援システム

現在の科目審査は、申請書類に記載されている事項をデータ化した上で、科目審査の準備から審査結果のデータベースへの登録までを職員が手作業で行ってきたが、科目審査支援システムが導入された場合、データベースとの照合、科目審査表の作成、審査後の単位計算・データベースへの登録などの作業の大半が自動化されるため、大幅に労力が軽減される。

(図2 科目審査支援システム)

学校名	学部名	科目名	科目区分	授業の方法	単位数	概要頁	備考
東京大学	教養学部	マスタリア講	社会学	講義	2		
東京大学	教養学部	国際関係史	国際関係	講義	2		
東京大学	教養学部	国際社会学	国際関係	講義	2		
東京大学	法学部	国際政治	国際関係	講義	4		
東京大学	教養学部	法Ⅰ	法学	講義	2		
東京大学	教養学部	法Ⅱ	法学	講義	2		
東京大学	法学部	憲法第1部	法学	講義	4		
東京大学	法学部	憲法第2部	法学	講義	2		
東京大学	法学部	裁判官	法学	講義	2		
東京大学	法学部	特別講義ヨーロッパ	法学	講義	2		
東京大学	法学部	日本近代史	法学	講義	2		
東京大学	法学部	法哲学	法学	講義	2		
東京大学	法学部	法社会学	法学	講義	4		
東京大学	法学部	法社会学実習	法学	演習	2		
東京大学	法学部	民法第1部	法学	講義	4		
東京大学	法学部	民法第2部	法学	講義	4		
東京大学	教養学部	政治Ⅰ	政治学	講義	2		
東京大学	教養学部	政治Ⅱ	政治学	講義	2		
東京大学	教養学部	日本の政治	政治学	講義	2		
東京大学	法学部	ヨーロッパ政治史	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	行政学	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	政治思想論	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	政治学	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	政治学史	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	特別講義現代東	政治学	講義	2		
東京大学	教養学部	経済政策	経済学	講義	2		
東京大学	法学部	近代経済学	経済学	講義	4		
東京大学	法学部	経済学原理	経済学	講義	4		
筑波大学	教養学部	コミュニティ論CQ2	社会科学に	講義	2		
筑波大学	教養学部	産業社会と南緯	社会科学に	講義	2		
筑波大学	教養学部	都市社会の人間	社会科学に	講義	2		
筑波大学	教養学部	変動する社会と尊	社会科学に	講義	2		
東京大学	教養学部	比較社会論	比較文化	講義	2		

③ 試験問題作成支援システム

試験問題作成支援システムの導入によって、専門委員が試験問題を作成する際のセキュリティが強化でき、また、数式や上付き・下付き文字、イタリック体などの特殊文字の入力を可能にするなどの機能強化を図ることができる。さらに、これまで別々に管理されていた当該システムに係る各種データベースの一元化も図ることができる。

(図3 試験問題作成支援システム)

試験問題修正画面 - Microsoft Internet Explorer

アドレス http://192.168.0.26/ssad/php/Examination.php?mode=modify&window_mode=2&app_num=22356

整理番号 10619002 受験番号 氏名 申請者 専攻分野 農学 専攻区分 農学

学修成果 (テーマ) 一時保存

問題1

引用・参照の有無 ☐ 有 ☒ 無 ※学修成果の文章を引用又は参照した場合「引用」、それ以外「無」をチェックしてください。

該当ページ

添付 ファイル コメント

本文 ☐ Text形式 ☒ Word形式

問題2

引用・参照の有無 ☐ 有 ☒ 無 ※学修成果の文章を引用又は参照した場合「引用」、それ以外「無」をチェックしてください。

該当ページ

添付 ファイル コメント

本文 ☐ Text形式 ☒ Word形式

2 評価と課題

平成17年度は、当初の計画どおり、平成16年度に構築した電子申請システムのプロトタイプを内部的に運用して、画面のレイアウトや入力方法等について問題点を把握した。

この「電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、「科目審査支援システム」や「試験問題作成支援システム」との連携を前提に構築を進めているもので、これらのシステムが本格稼動することにより、申請から学位授与までの大幅な合理化が可能となる。

なお、「学位授与業務支援システム」のうち、単体でも機能する「科目審査支援システム」を構築し平成18年度から仮システムでの試行を可能とし、また、「試験問題作成支援システム」の仮システムで試行を行い、平成18年度からの運用を可能とした。

今後は、科目審査支援システムの不備を洗い出すとともに、統一システムの検証を行い、平成20年度の運用開始に向けて、学位授与業務支援システム全体の連携を考慮に入れた電子申請システム（ウェブ入力部分）を構築する。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

⑦ 試験場の増設等の必要性の検討

申請者数の動向等を踏まえつつ、試験場増設等の必要性の有無について検討する。

1 実施状況

平成４年10月に学位授与に係る最初の試験が東京地区１か所で実施された。また、平成５年度からは４月期と10月期の２回試験が実施され、小論文試験については、東京地区に加え、新たに大阪地区でも実施された。その後、平成14年度10月期からは福岡地区に、平成16年度４月期からは北海道地区に新たに試験場が設置され、現在に至っている。

この福岡地区及び北海道地区の試験場の設置は、機構の学位授与制度を利用して学位を取得する申請者は全国に及んでいるため、これらの申請者の利便と経済的負担の軽減を考慮するとともに、全国的な試験場の配置及び申請者の現住所等を考慮して決定されたものである。

平成17年度においても、試験場増設等の必要性については、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、前年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断した。

○ 試験地区別申請者数等一覧

試験地区	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	４月期	10月期	４月期	10月期	４月期	10月期	４月期	10月期
北海道地区	—	—	—	—	27	109	11	158
東京地区	281	1,034	257	1,116	241	1,073	258	1,065
大阪地区	172	533	115	597	125	645	122	671
福岡地区	—	397	60	393	43	444	49	383
合 計	453	1,964	432	2,106	436	2,271	440	2,277

2 評価と課題

平成16年度４月期から試験場を増設したが、今後も、申請者の利便と経済的な負担の軽減並びに全国的な試験場の配置及び申請者の現住所等を考慮しつつ、受験予定者数と実施経費との費用対効果等を勘案し、試験場増設等の必要性の有無について検討を行っていく。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

⑧ 身体に障害のある者への特別措置

身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。

1 実施状況

（１）受験場の特別措置

学位授与審査の一環として実施する試験においては、身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。

受験上の特別措置の具体的な内容については、試験の公平性及び公正な試験の実施に配慮しつつ、「身体に障害のある学士の学位授与申請者に対して行う特別措置に関する取扱要領」に基づき決定している。また、受験上の特別措置を決定する上で不明な点などが生じた場合には、「調査研究協力者」として委嘱している当該障害の専門家の意見を聴取した上で措置内容を決定している。

なお、受験上の特別措置を希望する申請者には、その対応に時間を要することもあるため、申請前に申し出るよう求めているが、申請後、あるいは試験直前の申出に対しても、可能な限り申請者の希望にそえるよう対処している。

また、近年、精神的な理由などにより、受験上の特別措置が必要な申請者もあり、このような者に対しても、審査の上、受験上の特別措置を講じている。

（２）平成17年度における実施状況

① 4月期申請

4月期申請においては、受験上の特別措置を希望する申請者はいなかった。

② 10月期申請

10月期申請においては、次のとおり障害を持つ申請者（3人）に対して、受験上の特別措置を行った。

【面接試験】

ア 聴覚障害（1人）

- ・ 質問等を一部口話で対応
- ・ 質問等を行う際、口を大きく、はっきり動かして対応
- ・ 意思の疎通に必要な時間のみ、面接実施時間を延長して対応

【小論文試験】

イ 肢体不自由（1人）

- ・ 別日程・別会場（高等専門学校）の設定
- ・ 試験会場への車での入構
- ・ 試験室入口までの介護者の同伴

- ・ 車椅子の持参使用
 - ・ 特性機の準備
 - ・ 解答の際のボールペン・ペンホルダーの使用及び二重線での修正
- ウ 利き腕骨折（1人）
- ・ パソコンによる解答
 - ・ 別室の設定

○ 過去3年間の受験上の特別措置の実施状況

	特別措置者数	障害等の種類	主な措置内容
平成15年度10月期 (小論文)	1	不安神経症	・ 別日程・別会場（S県高等専門学校）の設定
平成16年度4月期 (小論文)	1	視覚障害	・ 試験時間の延長（1.5倍） ・ 音声ソフト内蔵パソコンの持参使用 ・ フロッピーディスクによる解答の提出 ・ 別室の設定
平成16年度10月期 (小論文)	1	循環器疾患	・ 試験室内への内服薬及び飲料水の携行・摂取・試験室の座席を出入口近くに設定
平成17年度10月期 (面接)	1	聴覚障害	・ 質問等を一部口話で対応 ・ 質問等を行う際、口を大きく、はっきりと動かして対応 ・ 別日程・別会場（高等専門学校）の設定
(小論文)	1	肢体不自由	・ 試験会場への車での入構 ・ 試験室入口までの介護者の同伴 ・ 車椅子の持参使用 ・ 特性機の準備 ・ 解答の際のボールペン・ペンホルダーの使用及び二重線での修正
(小論文)	1	利き腕骨折	・ パソコンによる解答 ・ 別室の設定

2 評価と課題

試験においては、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、障害の種類・程度に応じて適切に受験上の特別措置を講じてきている。なお、この特別措置については、取扱要領を定めて統一的に対処しており、また、特別措置を決定する上で疑義があれば、その障害に関する専門家の意見を聴取した上で措置内容を決定している。

平成17年度も、これらの基本的な考え方に基づききめ細かな措置を講じたことにより、円滑に試験を実施することができた。

今後も、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう障害の種類・程度に応じて適切に対応するとともに、試験直前の申出にも柔軟に対応していく。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査

短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成17年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

1 実施状況

機構の実施する学位授与事業においては、基礎資格取得後に単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科の単位を用いることができる制度となっている。

平成17年度は、平成18年度からの専攻科の認定を希望する短期大学又は高等専門学校の専攻科5専攻（5校）から認定の申出があり、機構が定めた「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」に基づいて教育課程及び教員組織等の審査（教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が教授、助教授又は講師の資格に相当する資格であるかなど）を行った。その結果、5専攻（5校）を認定し、平成18年2月10日付けで設置者に通知した。

（１）認定の申出に係る事前相談

専攻科の認定の申出を予定する短期大学及び高等専門学校の参考となるよう、専攻科の認定の申出に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「専攻科認定申出書類作成の手引き」を作成し配付した。

また、認定の申出を予定する5校に対して、1校当たり平均2、3回事前相談に応じて、提出書類の作成の詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、申請の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

なお、平成17年度から、平成18年度の専攻科認定の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引を試行的にウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能とした。

さらに、学校教育法及び大学設置基準の改正に伴う教員組織の整備（「准教授」、「助教」の新設）に対応するため、機構の関係規則を整備した。

（２）認定申出の受付

平成17年9月30日の締切日までに、平成18年度からの専攻科の認定を希望する専攻科を置く短期大学4専攻（4校）及び高等専門学校1専攻（1校）から認定の申出を受理した。その際、申出書に加えて各専攻科の教育の実態に関する書類の提出を受けた。

（３）認定審査

認定の申出を受けて、第3回学位審査会（平成17年11月8日開催）において、機構長から学位審査会に対して認定申出専攻科の認定の可否の審査を付託した。学位審査会では、各認

定申出専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

(4) 専門委員会・部会での審査

- ① 第3回学位審査会での決定を受けて、平成17年11月10日から30日にかけて専門委員会・部会を開催し、認定申出専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行った。必要に応じて、この審査の経緯を当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。
- ② 認定申出専攻科による提出書類の補正の後、平成18年1月13日から31日にかけて専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

(5) 認定の可否の通知

第4回学位審査会（平成18年2月10日開催）において審査の結果、5専攻（5校）を認定し、同日付けで設置者に通知した。

2 評価と課題

短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定は、学士の学位につながる高等教育段階の学習の機会を多様化する上で重要な役割を負っており、機構の学位授与制度による学位と大学の学位の等質性を保証する観点から、厳正な審査が求められる。

平成17年度も、学位審査会及び専門委員会・部会において、規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査（教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が教授、助教授又は講師の資格に相当する資格であるかなど）について審議を行い、5専攻（5校）を認定し、短期大学又は高等専門学校の特攻科という大学以外の高等教育機関における学習機会の多様化の推進と質の保証を確保することができた。

今後も、申請予定校のために、特攻科の認定の申出に係るマニュアルを整備・改善するとともに、事前相談において、提出書類の作成、教育課程及び教員の配置等について分かりやすい説明を行っていく。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

⑩ 認定等を受けた専攻科の水準維持についての審査

平成7年度及び平成12年度に認定等を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するために、当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

1 実施状況

短期大学又は高等専門学校認定専攻科の質の保証を確保するため、認定した専攻科に対しては、5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっている。平成17年度は、平成7年度及び平成12年度に専攻科の認定を行った短期大学の専攻科31専攻（23校）及び高等専門学校の専攻科24専攻（10校）に対して、機構が定めた「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」に基づいて教育の実施状況等の審査を行った。その結果、審査対象の55専攻（33校）すべてを「適」と判定し、平成18年2月10日付けで設置者に通知した。

（１）教育の実施状況等の審査に係る事前相談

審査対象の専攻科の参考となるよう、教育の実施状況等の審査に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「教育の実施状況等の審査に関する書類作成の手引」を作成し、配付した。

また、審査対象となる55専攻（33校）に対して、1校当たり平均2、3回郵送等による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、提出書類等の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

なお、平成17年度から、平成18年度の教育の実施状況等の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引を試行的にウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能とした。

さらに、学校教育法及び大学設置基準の改正に伴う教員組織の整備（「准教授」、「助教」の新設）に対応するため、機構の関係規則を整備した。

（２）教育の実施状況等の審査

機構の定めるところにより、教育の実施状況等の審査の対象となる専攻科に通知を行い、5月末までに対象専攻科から関係書類を受け付けた。この関係書類の提出を受けて、さらに、専攻科の授業科目を担当する専任教員が専攻科の認定時又は教育の実施状況等の審査時から原則として半数以上が変更していると認められた短期大学11専攻（8校）及び高等専門学校12専攻（6校）の計23専攻（14校）に対して、専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書）の提出を求める通知を8月に行い、10月末までに所定の書類の提出を受けた。

第2回学位審査会（平成17年8月23日開催）において、機構長から学位審査会に対して教

育の実施状況等の適否の審査が付託され、学位審査会では、各認定専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

(3) 専門委員会・部会での教育の実施状況等の審査

第2回学位審査会での決定を受けて、平成17年11月10日から30日にかけて専門委員会・部会を開催し、23専攻(14校)について専任教員の個人審査を含め教員組織等の審査を行った。この審査の過程で意見等があった場合には、このことを当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。

提出書類の補正の後、平成18年1月13日から31日にかけて専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

なお、平成17年度には、これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果(教育課程の審査結果及び教員組織の審査結果)をデータベース化しており、平成18年度には、認定専攻科審査支援システムを構築し、試行的に運用することにより、審査事務の省力化を図ることとしている。

(4) 教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会(平成18年2月10日開催)において審査の結果、今年度審査の対象となった55専攻(33校)すべてを「適」と判定し、同日付けで設置者に通知した。

2 評価と課題

専攻科を認定する際に審査した教育課程及び教員組織等の状況が維持されることは、機構の学位授与事業において、認定専攻科の単位を大学の単位と同等に用いることができる制度にとっての前提となる重要な事項である。このため、認定した専攻科に対して、5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことは、当該専攻科が教育水準を維持していることを保証する上で重要な機能を果たしている。

平成17年度は、学位審査会及び専門委員会・部会における慎重な審議により、5年間が経過した55専攻(33校)の質の保証を確保することができた。

今後も、対象校のために、書類作成に係るマニュアルを整備・改善するとともに、認定専攻科の教育水準の維持を図るため、5年経過時の審査を適切に実施していく。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供

専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で試行的に提供する。

1 実施状況

専攻科の認定申出等に関して、申請機関側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する計画である。平成17年度においては、平成16年度に作成した次の書類のフォーマット原案を基に申請書類及び必要書類の記入例等を試行的に機構のウェブサイトから閲覧及びダウンロードできるようにした。

（１）認定申出

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 専攻科認定申出についての連絡先
- ⑥ 判定カード
- ⑦ 審査対象教員一覧
- ⑧ 専攻科認定に係る補正一覧

（２）教育の実施状況等の審査

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する専任教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況等の審査についての連絡先
- ⑦ 判定カード
- ⑧ 審査対象教員一覧
- ⑨ 教育の実施状況等の審査に係る補正一覧

2 評価と課題

平成18年度からの専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成17年度は、試行的にこれらの申請書類及び必要書類の記入例等

の情報を機構ウェブサイトに掲載した。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっては、試行段階でのデータではあったが、申請手続の省力化の一助になった。平成18年度から、平成17年度の試行結果を踏まえ、本格運用を開始する予定である。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査の実施

学士の学位授与業務について、自己点検及び外部検証を次年度に行うため、学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

1 実施状況

(1) 実施の趣旨

アンケート調査は、単位積み上げ型により学士の学位を取得した者を対象に、機構による学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見などを調査し、その結果を分析することによって得られた知見を用いて学位授与業務の改善に資することを目的としている。

(2) 具体的な実施方法

アンケート調査票は、学位取得者に学位記を送付する際に同封し、記入の上、学位記受領書の返送の際に、同封するよう求めている。回収したアンケート調査票については、記入事項を確認し、データを入力した上で、学位審査研究部で分析を行い、得られた知見を学位審査業務の改善に役立てるとともに、学位に関する調査研究に反映している。

○ アンケート回収率

	学位取得者数	返送者数	回収率
平成15年4月期	371 人	249 人	67.12 %
平成15年10月期	1,968 人	913 人	46.39 %
平成16年4月期	373 人	202 人	54.16 %
平成16年10月期	2,130 人	1,141 人	53.57 %
平成17年4月期	398 人	262 人	65.83 %

(注) 平成17年度10月期は、アンケート回収中のため、計上していない。

(3) 効果

アンケート調査から得られた学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見の分析に基づき、「新しい学士への途」、「学位授与申請書類」などを適宜修正している。

なお、平成17年度には、「新しい学士への途」において主に次の改善を行い、平成18年度版に反映して、申請者等への周知を図ることとしている。

- ① よくある質問や申請書の不備を参考に、専門学校修了者の必要書類等に関するFAQ(Q & A)の項目を追加し、また、その他の項目についても内容の充実を図った。
- ② 専攻分野と専攻区分の関係について、より分かりやすいように表を用いた説明を追加した。
- ③ 専攻基準の基準表による科目分類の方法について、より分かりやすいように表記方法を修正した。

2 評価と課題

平成17年度には、アンケート調査の分析により得られた知見に基き、「新しい学士への途」のFAQの項目を追加するとともに、専攻分野と専攻区分について分かりやすい記述を盛り込むなどの見直しを図った。

特にアンケート調査については、機構の制度を利用して学位を取得した者から、直接意見を聴取できる貴重な機会であり、今後も、結果の分析によって得られた知見を学位授与事業に有効に活用する。

I－2 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

1 実施状況

(1) 省庁大学校の教育課程の認定審査の実施状況

課程認定を希望する省庁大学校からの申出を受け、課程、修了要件、教員組織、施設設備等について、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規程に照らして審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程と同等の教育水準にあると認められる課程の認定を行っている。

なお、平成17年度においては、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかった。

(2) 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査の実施状況

課程認定を行った大学校に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことになっているが、平成17年度においては、審査対象となる省庁大学校はなかった。

(3) 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況

① 学士の学位授与状況

平成18年3月に省庁大学校7校を修了した者から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき学位審査会で審査の結果、合格と判定された984人に学士の学位を授与した。

平成17年9月に独立行政法人水産大学校から学位授与の申請があり、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で合格と判定された1人に学士の学位を授与した。

② 修士の学位授与状況

平成17年3月に防衛大学校理工学研究科前期課程修了者54人及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者20人、職業能力開発総合大学校研究課程修了者28人及び独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者8人から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき審査を行うとともに、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された者（110人）に修士の学位を授与した。

③ 博士の学位授与状況

平成17年3月に防衛大学校理工学研究科後期課程修了者5人から、また、平成17年10月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者23人から学位授与申請があり、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された者（28人）に博士の学位を授与した。

また、平成18年度の防衛大学校理工学研究科後期課程からの申請予定者6人に対しては、審査過程で行う教育的な助言の効果を高めるため、正規の審査に先立って、予備的な審査を9月に実施し、進捗状況の確認、研究内容に関する助言等を行った。

(4) 審査組織の整備状況

平成17年度も前年度同様に、学位審査会の下に、①申請者に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。なお、特に修士及び博士の審査に当たっては、専門性が高いため、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

2 評価と課題

平成17年度も、省庁大学校修了者に対して、規則に定めるとおり、学士は申請後1月以内、修士、博士は申請後6月以内と短期間で学位を授与することができた。特に、修士、博士の学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が論文審査及び口頭試問を実施し、それぞれの学位の水準を確保すべく判定を行った。

今後も、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切な実施に努める。

I－2－（2）省庁大学校修了者に対する学位授与

① 省庁大学校の教育課程の認定審査

省庁大学校の教育課程の認定申出については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成17年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。

1 実施状況

平成17年度においては、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、平成18年度には、国立看護大学校から博士相当課程の認定申出がなされる予定であり、事前相談に応じて、申請の準備が円滑に進められるよう助言を行った。

また、学校教育法及び大学設置基準の改正に伴う教員組織の整備（「准教授」、「助教」の新設）に対応するため、機構の関係規則を整備した。

2 評価と課題

平成17年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、平成18年度には、国立看護大学校から博士相当課程の認定申出がなされる予定である。

今後とも、申出側の要請に柔軟に対応しつつ、認定審査の適切な実施に努める。

I－2－（２）省庁大学校修了者に対する学位授与

② 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査

平成７年度及び平成12年度に認定等を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

1 実施状況

課程認定を行った大学校に対しては、５年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことになっている。平成17年度においては教育の実施状況等の審査に該当する省庁大学校はなかったが、平成18年度には、防衛大学校の本科及び理工学研究科（前期課程・後期課程）、国立看護大学校看護学部看護学科が該当する予定であり、事前相談に応じて、提出書類等の準備が円滑に進められるよう助言を行った。

なお、平成17年度から、平成18年度の教育の実施状況等の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引を試行的にウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能とした。

さらに、学校教育法及び大学設置基準の改正に伴う教員組織の整備（「准教授」、「助教」の新設）に対応するため、機構の関係規則を整備した。

2 評価と課題

大学校の課程を認定する際に審査した教育課程及び教員組織等の状況が維持されることは、大学校修了者に対して審査の上で学位を授与するという機構の学位授与制度にとっての前提となる重要な事項である。このため、課程認定した大学校に対して、５年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことは、当該大学校が教育水準を維持していることを保証する上で重要な機能を果たしている。

平成17年度は、教育の実施状況等の審査に該当する省庁大学校はなかったが、平成18年度には、防衛大学校の本科及び理工学研究科（前期課程・後期課程）、国立看護大学校看護学部看護学科が該当する予定である。

今後も、対象校のために、書類作成に係るマニュアルを整備・改善するとともに、認定課程の教育水準の維持を図るため、５年経過時の審査を適切に実施していく。

I－2－（2）省庁大学校修了者に対する学位授与

③ 審査組織の整備

申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

1 実施状況

（1）学位審査会

平成17年度も前年度同様に、申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。（63ページ表及び本文参照）

（2）専門委員会

学位審査会の下に、①申請者に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型による学士の学位授与に係る審査と同一の専門委員会・部会で行っているが、社会科学専門委員会及び医学・薬学専門委員会のうち医学部会並びに工学・芸術工学専門委員会のうち応用物理学部会、航空工学部会、福祉工学部会は、省庁大学校修了者に対する修士及び博士の学位授与に係る審査のみを行う独自の専門委員会・部会となっている。

また、修士及び博士の審査に当たっては、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

平成17年度において、専門委員のうち、省庁大学校修了者の修士及び博士の学位授与に係る論文審査及び口頭試問等の審査に携わった委員数は、専門委員119人、臨時専門委員35人であった。

2 評価と課題

平成17年度も、前年度同様、学位審査会の下に、申請者に係る論文審査及び口頭試問並びに課程認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家で構成される専門委員会・部会を設置した。また、修士及び博士の論文審査及び口頭試問を行うに当たっては、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を適宜委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

なお、今後も、学位授与事業の適切な実施のため、必要に応じ組織・運営の見直し改善を図る。

I－2－（２）省庁大学校修了者に対する学位授与

④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供

教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で試行的に提供する。

1 実施状況

大学校の課程認定申出等に関して、申請機関側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する計画である。平成17年度においては、平成16年度に作成した次の書類のフォーマット原案を基に申請書類及び必要書類の記入例等を試行的に機構のウェブサイトから閲覧及びダウンロードできるようにした。

（１）課程認定申出

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 設備の概要を記載した書類
- ⑥ 校地等の概要を記載した書類
- ⑦ 校舎その他の建物の概要を記載した書類
- ⑧ 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要を記載した書類
- ⑨ 課程の認定の審査についての連絡先
- ⑩ 判定カード
- ⑪ 審査対象教員一覧
- ⑫ 課程の認定の審査に係る補正一覧

（２）教育の実施状況等の審査

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況の審査についての連絡先
- ⑦ 前回の審査における判定について
- ⑧ 判定カード
- ⑨ 審査対象教員一覧

2 評価と課題

平成18年度からの大学校の課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成17年度は、試行的にこれらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトに掲載した。平成18年度から、平成17年度の試行結果を踏まえ、本格運用を開始する予定である。

I－2－（２）省庁大学校修了者に対する学位授与

⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況

当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後１月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後６月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

1 実施状況

（１）学士の学位授与状況

- ① 省庁大学校７校を平成18年３月に修了した者から学位授与の申請があり、これらの大学校長の発行する証明書に基づき、学位審査会で単位修得及び課程修了を審査し、合格と判定された985人に次の学士の学位を授与した。

・「学士（人文科学）」（22人）・「学士（社会科学）」（56人）・「学士（理学）」（34人）
 ・「学士（医学）」（46人） ・「学士（看護学）」（100人） ・「学士（工学）」（489人）
 ・「学士（水産学）」（196人）・「学士（海上保安）」（41人）

- ② 独立行政法人水産大学校を平成17年９月に修了した者から学位授与の申請があり、大学校長の発行する証明書に基づき、学位審査会で単位修得及び課程修了を審査し、「学士（水産学）」（１人）の学位を授与した。

○ 学士の学位取得者数の推移 (人)

認定課程名	学士の学位取得者数			
	H15	H16	H17	H4～H17合計
防衛大学校本科	439	337	380	5,776
防衛医科大学校医学教育部医学科	65	54	46	919
独立行政法人水産大学校本科	184	184	197	2,563
海上保安大学校本科	44	40	41	593
気象大学校大学部	13	16	9	202
職業能力開発総合大学校長期課程	206	206	212	3,232
国立看護大学校看護学部看護学科	—	89	100	189
合 計	951	926	985	13,474

（２）修士の学位授与状況

① 修士の学位取得者数

平成17年３月22日に防衛大学校理工学研究科前期課程修了者54人及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者20人、平成17年３月25日に職業能力開発総合大学校研究課程修了者28人、平成17年３月31日に独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者８人から学位授与申請があり、第２回学位審査会（平成17年８月23日開催）で合格と判定された者（110人）

に対し、修士の学位を授与した。

- ・「修士（理学）」（2人） ・「修士（工学）」（80人） ・「修士（安全保障学）」（20人）
- ・「修士（水産学）」（8人）

○ 修士の学位取得者数の推移 (人)

認定課程名	修士の学位取得者数			
	H15	H16	H17	H4～H17合計
防衛大学校理工学研究科（前期課程）	63	61	54	900
防衛大学校総合安全保障研究科	16	15	20	125
職業能力開発総合大学校研究課程	28	30	28	314
独立行政法人水産大学校水産学研究科	5	11	8	89
合 計	112	117	110	1,428

② 審査方法

申請者個々の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し、論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し、修士の水準を有しているかどうかの審査を行い、その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告する。専門委員会・部会では、修得単位の審査を行い、論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は、その報告に基づいて修士の学位授与の可否について審査を行い、その結果を受けて修士の学位を授与する。

また、留学生11人については、3月末の大学校修了後、本国に帰国することが求められており、日本に在留することが困難なため、例年どおり特例として、修了前の平成17年3月中に論文審査及び口頭試問を実施した。

(3) 博士の学位授与状況

1) 博士（理・工学）の学位授与

① 博士（理・工学）の学位取得者数

平成17年3月22日に防衛大学校理工学研究科後期課程修了者5人から学位授与申請があり、8月の第2回学位審査会で合格と判定された者（5人）に対し、博士の学位を授与した。

- ・「博士（理学）」（1人） ・「博士（工学）」（4人）

② 審査方法

申請者個々の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し、論文審査及び2時間程度の面接による口頭試問を実施し、博士の水準を有しているかどうかの審査を行い、その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告する。専門委員会・部会では、修得単位の審査を行い、論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は、その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い、その結果を受けて博士の学位を授与する。

なお、来年度の申請予定者6人に対して、審査過程で行う教育的な助言の効果を高める

ため、正規の審査に先立って、予備的な審査を9月に実施し、進捗状況の確認、研究内容に関する助言等を行った。

2) 博士（医学）の学位授与

① 博士（医学）の学位取得者数

平成17年10月1日に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者23人から学位授与申請があり、第4回学位審査会（平成18年2月10日開催）で合格と判定された者（23人）に対し、「博士（医学）」の学位を授与した。

② 審査方法

申請者個々の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し、論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し、博士の水準を有しているかどうかの審査を行い、その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告する。専門委員会・部会では、修得単位の審査を行い、論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は、その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い、その結果を受けて博士の学位を授与する。

○ 博士の学位取得者数の推移

(人)

認定課程名	博士の学位取得者数			
	H15	H16	H17	H4～H17合計
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	21	19	23	250
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	—	5	5	10
合 計	21	24	28	260

(4) 学位の授与方法

省庁大学校修了者が取得した学位は、それぞれの大学校を通じて本人に授与している。なお、機構では、修士及び博士の学位伝達の機会に大学校関係者と懇談し、主に学位審査研究部から審査の経過、問題点などを説明して、大学校における今後の指導に資するようにしている。

2 評価と課題

平成17年度も、大学校修了者に対して、規則に定めるとおり、学士は申請後1月以内、修士、博士は申請後6月以内で学位を授与するなど、申請者の便宜等も考慮し、計画どおり適切に実施した。

また、学士・修士・博士のそれぞれの水準を確保するため、学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が判定を行っており、今後も、きめ細かな審査を行い、学位授与事業の適切な実施に努める。

I 業務の質の向上

I - 3 調査及び研究

1 実施状況

機構が行う調査研究には、機構が実施する大学評価及び学位授与の両業務の遂行に資すること、両事業の結果に基づいて新しい高等教育像を構築することが求められている。これらの使命を果たすために、機構では「大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究」及び「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究」という、大別して2つのテーマで調査研究を推進している。

これらのテーマのもと、大学・高等教育機関の質的向上を支援促進し、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすための効率的な評価システムの構築を目的とした大学等の評価に関する調査研究と、生涯学習教育において高等教育レベルの多様な学習の成果を適切に評価するシステムなど、学習の評価に関わる問題についての調査研究を実施している。これらの調査研究の成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表している。また、調査研究にかかわる国際交流も精力的に行っている。

（1）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

機構は、高等教育に関する制度の中で重要な役割を持ち、認証評価制度の担い手として、わかりやすく、透明性のある評価を実施していくことが重要であることを充分認識している。機構の認証評価を受けた大学等が、教育研究水準をより向上させることができるような評価を行う使命を機構は担っている。平成17年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術（IT）の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は、大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価システムの構築と大学評価事業に有効に活用されている。また、大学等への大学評価の普及のために、調査研究により得られた結果の積極的な公表に努めており、その結果として中間的成果ではあるが多くの学術論文誌への掲載、学会発表等を行うなど成果が上がっている。

（2）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

平成17年度事業計画に基づき、本項目に係る以下の4つのプロジェクトについて調査及び研究を実施した。

①学位の構造・機能と国際通用性に関する研究[（1-ア）学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究、（1-イ）機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究]

②高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究〔（２-ア）高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究，（２-イ）高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究〕

実施にあたっては、客員教員、研究協力者、研究会委員ほか、多数の外部機関の専門家の協力を得ている。これら調査研究は学位授与事業と強い関係を有するものであり、各プロジェクトで得られた成果は学位授与事業に有効に活用されている。また、学位の在り方及び高等教育の多様化に関して得られた知見は、高等教育関係者のみならず広く関心をもたれる課題であることから、学術論文の掲載、学会発表、公開シンポジウム、研究会等での情報発信を行うほか、ウェブサイト上への掲載にも力を入れている。

（３）調査研究成果の公表等

大学評価及び学位授与を中心として、これらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を平成17年度に２号（第３号及び第４号）発行した。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果の集積及び公表が行われ、高等教育研究の発展と普及に貢献している。

また、調査研究に関して協力関係にある海外研究者の来日時にはシンポジウムや公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信をするほか、機構関係者も外国の大学や関係諸機関を訪問する際に機構の研究成果の発信を行っている。開催した公開研究会、シンポジウム、フォーラムについては以下の項目で詳述する。また、訪問した外国大学や関係諸機関については「Ⅰ－５－（１）国内外の他の関連機関等との連携・協力（P158）」で記述する。

２ 評価と課題

平成17年度は機関別認証評価が開始されるなど評価事業が本格的に実施された時期であったが、大学等の評価に関する調査研究プロジェクトの成果は、それら評価事業に有効に活用されている。また、これらの成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画どおり遂行された。さらに本年度の調査研究結果の成果をフィードバックして、大学等機関別認証評価事業の実施と検証に伴い、評価基準の観点等の表現方法を一部変えるなど、次年度の評価事業の実施に向けて有効に活かすことができた。

学位授与に関する調査研究のプロジェクトについては、高等教育のユニバーサル化、グローバル化の変革期における学位の在り方、大学単位認定の在り方についての研究とともに、機構の学位授与事業の実施状況を把握し改善を図る実践的な研究を実施し、中期計画及び年度計画どおり遂行された。

研究成果の公表等については、機構の広報委員会や昨年度再編した研究成果刊行物編集委員会の主導の下に、学術誌『大学評価・学位研究』の発行、公開シンポジウム等の開催、研究活動支援など中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

今後の課題として、高等教育の自律的な発展に貢献する大学評価及び学位授与に関して、調査研究で得られた知見を国内外の専門家と共有し、一層の協力関係を構築すること、及び基礎的な研究により得られた成果を基盤にして大学評価事業、学位授与事業の一層の充実に資する具体的な方策を提案し、着実に実施することを目指す。

I－3 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1 実施状況

高等教育の質の保証という観点から、国際的信頼を得ることが大きな使命である機構では、その目的である「大学等の質的向上、及び社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）の支援促進」を実現するため、大学等の教育研究活動等の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査及び研究を行い、その成果を積極的に公表した。

(1) 調査研究プロジェクト

平成17年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術（IT）の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価事業に有効に活用されている。また、研究成果は随時公表に努めており、その結果として、多くの論文、学会発表等の成果が上がっている。

(2) 研究成果の公表等

機構からの研究成果の公表等については、大学評価及び学位授与を中心としてこれらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を2号（第3号及び第4号）発行した。機構内部の研究成果とともに機構外部からも関連する研究成果が数多く掲載された。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果を統一的に集積し、高等教育研究の発表と普及に貢献している。

また、調査研究に関係する海外の研究者来日時には公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信している。平成17年度は計5回の公開研究会、シンポジウム、フォーラムを開催した。

2 評価と課題

各調査研究プロジェクトについては、担当者が複数のプロジェクトや大学評価事業に深く関与しており、相互に緊密な連携を保ちながら実施された。平成17年度は機関別認証評価の開始など各種事業が実施された時期であったが、各研究プロジェクトの成果はそれら事業に有効に活用された。また、成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

機構からの研究成果は、2号（第3号及び第4号）発行した学術誌『大学評価・学位研究』に掲載し公表した。この学術誌を機構外の専門家の協力を得て、今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう充実に努める。

I－3－（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

1 実施状況

主として評価研究部の評価システム開発部門及び評価情報研究開発部門の教員が中心となり、中期計画、年度計画に従い、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究プロジェクトとして下記の調査研究を実施した。

① 大学評価の手法、評価指標の研究開発

昨年度から継続して教育、研究、経営（管理運営）の指標についての具体的な調査研究を実施するとともに、年度末に過去３年間の成果をとりまとめた報告書（全12編，253ページ）を作成し、広報委員会の協力の下に機構のウェブサイトを用いて広く公開した。また、これ以外の研究成果についても機構の発行する『大学評価・学位研究』などにおいて公表した。

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行った。本プログラムの第2プロジェクトとして実施した「Leadership Development－リーダーシップの向上－」により、日英高等教育に関する協力プログラム公開フォーラム及び日英高等教育に関するプログラムポリシー・フォーラムに係る報告書を刊行した。また、英国大学の日本側大学訪問を実施するとともに、第2プロジェクトの総括として京都フォーラムを実施した。

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

民間経営体の評価に関わる経営手法について継続調査を行い、大学経営及び大学評価への適用可能性についての検討を行った。文献調査や意見交換を通じて検討が進められているが、その他に、海外の大学における戦略的経営に関する動向や、医療セクター評価としての病院経営や医療機能の評価、格付け機関の評価手法に関する訪問調査を行った。大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査に関しては、国公私等の設置形態を問わず、日本全国の大学、短期大学、高等専門学校を対象として質問紙調査を行った。

④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究

大学情報に関連する研究・開発動向の調査を行い米国及び国内での高等教育機関の諸活動と情報技術の活用についてまとめた。いくつかの大学についてシラバスや履修科目表など電子的に収集した教育情報の構造解析により大学情報のデータ形式の再検討を行った。前年度までに試作した各種の支援システム：シラバスデータのクラスタリングに基づくカリキュラム分析システム、新たな観点からのシステム工学系学科等の専門教育課程間の比較分析手法、シラバスに基づく科目分類支援システム、シラバス関連語検索システム、の再検討と改良を実施した。これらの研究成果は学術誌等への掲載により公表した。

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校及び評価担当者等に対して、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど評価の有効性及び適切性について、アンケート調査及びインタビュー調査等により多面的な調査を実施した。それに基づき分析を進め、認証評価の改善に活かした。

2 評価と課題

各調査研究プロジェクトにおいては、担当者が複数のプロジェクトや大学評価事業に深く関与しており、相互に緊密な連携を保ちながら実施された。平成17年度は機関別認証評価の開始など各種事業が実施された時期であったが、各研究プロジェクトの成果はそれら事業に有効に活用され、また成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

① 大学評価の手法，評価指標の研究開発

大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究を平成15年度から平成17年度までの3年計画で行う。本年度は，その3年目であり，平成16年度から研究，教育，経営に関する様々な指標の適切性についての実証的な分析を開始しており，本年度も論文データベースを用いた分析や授業評価の実施状況についての調査などを継続して実施する。本年度は，当初計画の最終年であることから，これまで得られた，大学の諸活動に関する指標群やその問題点・有効性に関する知見を取りまとめ，報告書等の出版物として公表する。

1 実施状況

本年度は，昨年度から継続して教育，研究，経営（管理運営）の指標についての具体的な調査研究を実施するとともに，年度末に過去3年間の成果をとりまとめた報告書（全12編，253ページ）を作成し機構のウェブサイトにおいて広く公開した。また，これ以外の研究成果についても機構の発行する『大学評価・学位研究』などにおいて公表した。

具体的な内容としては，教育の指標に関しては，教育成果の指標として学生による授業評価と卒業生調査に関する調査研究を実施し，特に評価のために大学内において授業評価や卒業生調査を実施する者の参考に資することを想定して，その実施方法や解釈の課題について論じた。また，教育方法の形成的評価として，教育改善を進めるためのチェックリストについて，名古屋大学における事例についてその設計思想や効果について論じている。

研究活動の指標については，特に論文データベースによるビブリオメトリクス（文献計量学）分析に焦点をおいて実施し，インパクト・ファクターの使用上の課題，データベースにおける英語論文への偏り等による分析上の問題，論文数と科学研究費補助金採択額や博士課程学生数などの指標との相関分析，研究者の共著関係による研究体制の分析方法などについて調査を実施し，複数の論文をまとめた。

管理運営については財務分析の調査を進めるとともに，大学内でデータを収集し分析する部署であるインスティテューショナル・リサーチについて日本の大学への導入の課題として検討しまとめた。

海外状況については，世界的に話題に上っている上海交通大学の「世界大学ランキング」について講演会を開催するとともに，中国やオランダの指標を含めた大学評価の方法について調査を行い，報告書や機構の『大学評価・学位研究』にその調査結果を公表している。また，ビブリオメトリクスの国際学会に参加するなどして指標に関する最新の研究動向を把握した。

これらの論文のほとんどは本報告書だけでなく，機構の『大学評価・学位研究』を含めた国内外の査読のある学術雑誌にも投稿し，既に受理・掲載されたか，現在査読段階にあり，論文の質の確保にも努めた。

また，開催した研究会のうちの2回は公開講演会という形で大学評価や指標に関心を持つ方々に一般に公開することで，広く情報提供を行った。

(学術論文, 報告書)

林隆之, 富澤宏之(2006)

「日本の研究パフォーマンスと研究実施構造の変遷」大学評価・学位授与機構『大学の諸活動に関する測定指標の調査研究報告書』, pp.109-126

林隆之(2006)

「オランダにおける大学の研究評価の展開」『大学評価・学位研究』, 第4号, pp.37-55.

芳鐘冬樹, 野澤孝之(2006)

「著者の役割を考慮した共著ネットワークの比較分析: HITS アルゴリズムに基づく手法の改善」『名古屋大学附属図書館研究年報』, No. 4

岩田末廣(2005)

「RAE2001 から RAE2008 へー「下院委員会報告」「ロバーツ報告」と「RAE2008」の解題ー」『大学評価・学位研究』, 第3号, 129-136.

栗田佳代子(2006)

「アメリカにおける on-line 型授業評価 一事例を中心にー」『大学評価・学位研究』, 第4号, pp.103-113.

森敏(2006)

「「中国の大学評価」訪問記」大学評価・学位授与機構『大学の諸活動に関する測定指標の調査研究報告書』, pp.145-188.

米谷淳(2006)

「学生による授業評価についての実践的研究」大学評価・学位授与機構『大学の諸活動に関する測定指標の調査研究報告書』, pp.3-18.

中井俊樹(2006)

「大学教育の質的向上のための教員・学生・大学組織の役割と相互関係 『ティップス先生からの7つの提案』を活用した教授学習支援」大学評価・学位授与機構『大学の諸活動に関する測定指標の調査研究報告書』, pp.31-46.

吉本圭一(2006)

「教育の成果をどう評価するのか? ー卒業生調査からのアプローチー」大学評価・学位授与機構『大学の諸活動に関する測定指標の調査研究報告書』, pp.47-86.

小湊卓夫, 中井俊樹(2006)

「国立大学法人におけるインスティテューショナル・リサーチ組織の特質と課題」大学評価・学位授与機構『大学の諸活動に関する測定指標の調査研究報告書』, pp.235-253.

Takayuki Hayashi, Hiroyuki Tomizawa (2006)

Restructuring the Japanese National Research System and Its Effect on Performance, *Scientometrics* Vol.68 No.2 (received, in printing)

Yoshikane, F., Nozawa, T. and Tsuji, K.(2006)

Comparative analysis of co-authorship networks considering authors' roles in collaboration: differences between the theoretical and application areas." *Scientometrics*, (received, in printing)

※ 報告書掲載論文のうちで他の学術雑誌に掲載されたものについてはその書誌情報で記した。昨年度以前に発表済みの報告書掲載論文については明記していない。

(口頭発表)

林隆之, 齊藤貴浩(2005)

「大学評価のメタ評価 評価は大学の研究活動を改善したのか」研究技術計画学会第 20 回
年次大会

芳鐘冬樹(2005)

「ビブリオメトリクスにおける標本量依存性の問題：論文生産性及び引用の集中度分析を事例として」『TP&D フォーラム 2005（第 15 回整理技術・情報管理等研究集会）予稿集』,
pp.31-40.

Takayuki Hayashi, Hiroyuki Tomizawa (2005)

Restructuring the Japanese National Research System and Its Effect on Performance,
Proceedings of ISSI 2005 (10th International Conference of the International Society for
Scientometrics and Informetrics) ,Vol. 2 ,pp. 625-634.

Fuyuki Yoshikane, et al.(2005)

"Comparative analysis of co-authorship networks considering authors' roles in
collaboration: differences between the theoretical and application areas." Proceedings of
ISSI 2005 (10th International Conference of the International Society for
Scientometrics and Informetrics) ,Vol. 2 ,pp. 509-516.

2 評価と課題

本年度は個々の指標について具体的な分析を行うことから実際にどのような課題があるかを明らかにし、その結果をとりまとめた報告書を作成して公開したことから、本年度計画は達成された。

今後の課題としては、第一にはそれぞれの指標の収集・分析上の課題は多岐にわたるため、引き続き様々な指標について検討をすすめていくことが必要である。また、日本では分析に使用可能な大学のデータは十分に整備・公開されておらず、データ入手可能性の点から具体的な調査研究を行うことが難しい指標も多かったが、今後機構で構築予定の「大学情報データベース」のデータを活用することにより、より多様な指標について具体的な検討を行うことができるようになることも期待される。

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

本年度は、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、前年度に行った「スタディ・ビジット」の成果をとりまとめ、研究成果のフィードバック、普及のための日本でのセミナーを開催し、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行う。

1 実施状況

（１）日英高等教育に関する協力プログラムの経緯

本研究では、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英双方の高等教育に関する国レベル及び機関レベル双方の大学改革の知識・経験に関して相互理解を図ることで、評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究・開発を進めることを目的としている。英国では、大学が法人格をもって運営される長い歴史があり、同時に、1992年に多くのポリテクニクが大学に昇格したことで新たに法人格を獲得してすでに10年以上にわたる法人としての経営法の研究・開発の蓄積を有している。さらに、英国では、1980年代半ばから、高等教育の教育・研究の質の保証や向上にむけて、国と高等教育機関の双方のレベルで多様で抜本的な取り組みを実施してきており、現在はさらに大学の第三の活動とも言える、社会や産業との連携に力を注いでいる。本研究においては、日本の国公立大学の法人化に伴う大学経営手法の改善要請に対して、英国の政府や評価・大学のリーダーシップ開発などに係わる国の様々な機関、そして、大学の学長や副学長を中心とした大学経営に専門や経験をもつ英国からの協力プログラムの参加者との意見交換や、相互の訪問によるフォーラム（セミナー）の開催及びスタディ・ビジット（実地調査）を行ってきた。これらの機会を通じて、法人としての大学経営法及びこれを前提とした国としての大学の自律的な経営の支援の在り方について、日英双方の立場からの共同研究を進めてきた。

具体的には、日英高等教育に関する協力プログラム（平成14年3月から平成17年2月までの3年間）において主に日本の国立大学の法人化へむけた準備過程での課題及び、英国の高等教育のグローバルな知識社会の実現に向けた政策及び大学の諸課題について意見交換を進めた。日英の大学・政府・評価、財政、学術研究、リーダーシップなどの国の専門機関の関係者による相互訪問や実地調査が行われ、フォーラムでの意見交換を行い、その結果を報告書として発行してきた。平成17年1月には、日英両国の戦略的な関心領域に関して、さらなる関係強化を目的として、協力プログラムの期間が2年間延長された。ここでは、国立大学が平成16年4月に法人化されたことで生じた大学の経営法の具体的な改善課題、特に、教育の質保証や国際水準の研究活動・連携、そして地域社会や産業との連携とその国際的な展開などの新たな課題について、さらにグローバルな大学活動の展開を進める英国の関係者との間で共同研究を進めることになった。

（２）プログラムの実施

プログラムの具体的実施は、英国との協議を進める中で、平成14年3月から平成15年10月にかけては「新しい時代の大学の管理運営」、そして、平成16年1月からは、「Leadership

Development－リーダーシップの向上－」を主要テーマとして研究を進めてきた。平成17年度においては、前年度に実施した英国側大学への訪問（スタディ・ビジット及びロンドンでの政策フォーラム・高等教育リーダーシップ財団の1日リーダーシップ開発プログラム）の成果について国内の高等教育関係者へ普及を図るべく、報告書の刊行並びに京都でのフォーラムを開催した。また、平成18年2月の合同推進委員会では、今後の展開として、プログラムの枠組みを活用した日英両国の機関間の自律的な連携・協同を目指していくことが合意され、その方策について検討していくことになった。

○ プロジェクトの実施状況（平成17年度）

- ・日英高等教育に関する協力プログラム日本側推進委員会（4回開催）

平成17年4月21日、6月29日、11月14日、平成18年1月20日

- ・英国大学の日本側大学訪問（スタディ・ビジット）の開催（平成18年1月30日～2月1日）
（日英12大学参加）

マンチェスター大学→東北大学、シェフィールド大学→筑波大学

ブライトン大学→東京農工大学、ロンドン大学→大阪教育大学

グラスゴー大学→九州大学、ノッティンガム大学→熊本大学

- ・日英高等教育に関する協力プログラム 京都フォーラムの開催（平成18年2月2日）

- ・日英高等教育に関する協力プログラム 日英高等教育ワークショップ（平成18年2月3日）

- ・日英合同推進委員会の開催（平成18年2月3日）

（3）調査研究プロジェクトの実施状況

① 目的及び内容

日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行った。

本プログラムで前年度に実施した英国での「Leadership Development－リーダーシップの向上－」を主題と訪英時の成果に基づき、日英高等教育に関する協力プログラム公開フォーラム（平成16年6月実施）、そして政策フォーラム（平成17年1月～2月実施）に係る報告書を刊行した。

平成18年2月には、英国大学の日本側大学訪問（スタディ・ビジット）を実施（平成18年1月30日～2月1日）するとともに、京都フォーラム2006（平成18年2月2日）を実施して、プロジェクトの総括にあたる議論を行った。

これらの事業を通じて、高等教育のリーダーシップの育成や国際連携の在り方についての共同研究・意見交換を行った。

② 成果

本プログラムで焦点となったのは、グローバル化と知識経済の進展という共通の環境変化に対して、大学がどのようにしてグローバル化が進む社会や産業との連携を図っていくのが大学の経営法の課題になっており、これと連関して教育と研究活動における質の向上を図っていくのかという議論でもあった。特に、教育内容まで踏み込んだ日英間の大学間協力が進展しており、産学連携においても国際的な大学間、産業間の複合的な関係の可

能性が示唆されるなど、より具体的な相互協力が質の向上への努力や成果と結びつき始めていることが明らかになった。同時に、このような大学が実質的に進めている経営法の開発に対して、どのような形で政府や国の機関が貢献し、高等教育システム全体の質の向上を図っていくのかも、日英の高等教育システム共通の課題となり、試行錯誤が繰り返されながら、より実質的な協力関係を築いていくことのニーズが、共同研究を通じて浮き彫りになった。

2 評価と課題

本プロジェクトの特色は、日英双方の大学・政府・高等教育を支援する専門機関（大学評価・学位授与機構など）の三者の最高レベルの執行者の間での職務経験に基づいて、大学におけるリーダーシップとガバナンスの向上の方策を、現在おこなわれている日英双方の高等教育文脈を国際比較の観点から捉えた上で、総合的・多面的に把握することにより、日英関係者の協力により計画どおり遂行し、目標としていた十分な成果を得た。特に、日本の国立大学が、法人化を契機として積極的に英国を初めとする世界に経営法改善のモデルを求め、急速に経営能力を向上させていることは、英国側からも注目を集めた。そして、グローバル化・知識社会の進展の中で、日英両国が高等教育が挑戦すべき共通の課題を持ち、政府、大学、専門機関それぞれがより実質的な連携を進めることで、これらの課題に対応しようとしていることが明らかになった。

今年度においては、英国からの日本訪問を受け、スタディ・ビジットの実施並びにフォーラムを開催し、日英大学間のさらなる交流と、これまでの成果の普及を図ることができた。

平成18年度においては、プログラムの枠組みを活用した日英両国の参加機関間による自律的な連携・協同のための方策を検討し、各機関での実施を促すことが課題となる。また、プログラム参加機関としての機構の立場としては、イングランド高等教育財政カウンシル並びにQAA（Quality Assurance Agency for Higher Education）との連携を図っていきたいと考えている。

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

本研究は、民間的经营手法の大学評価への活用に係る研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。

本年度はその2年目であり、次の調査を行う。

- ・大学評価に可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の継続調査
- ・大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査
- ・民間的発想の経営手法の大学評価への活用法に関するシミュレーション

1 実施状況

（１）目的及び内容

大学以外の組織の経営手法のうち、大学経営に活用可能な手法及びその活用の際の留意点を明らかにするとともに、大学評価での適用について、適切な手法の開発を含め調査研究を行う。

民間企業や、行政、非営利法人等においては、経営手法の一環として組織や個人を評価し、それを業績や質の向上へと結びつけている。それらの手法のうち、大学に活用可能なものは何か、どのようにすれば活用可能かを検討する。さらに、既にそのような試みを行っている組織についてケース・スタディを実施する。これらを通して、大学経営に有効な手法の開発を行うとともに、大学評価への活用の可能性について検討を行う。

（２）成果

民間経営体の評価に関わる経営手法について継続調査を行い、大学経営及び大学評価への適用可能性についての検討を評価研究部及び学位審査研究部の教員の連携のもとに機構外の研究者を加え実施した。文献調査や意見交換を通じて検討が進められているが、その他に、海外の大学における戦略的経営に関する動向や、医療セクター評価としての病院経営や医療機能の評価、格付け機関の評価手法に関する訪問調査を行った。

大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査に関しては、国公私等の設置形態を問わず、日本全国の大学、短期大学、高等専門学校を対象として、平成17年12月に質問紙調査を行った。配布数1,201に対して、回収数606（回収率50.5%）であった。平成18年3月現在、単純集計が終了したところである。今後詳細な分析を行い、民間的発想の経営手法の大学評価への活用法に関するシミュレーション（実際に経営手法を適応する場合に生ずる問題等に関する検討）に活かしていく予定である。

また、当該プロジェクトのメンバーは多くの高等教育機関を訪問する機会があり、その際の大学経営に携わる方々との意見交換は当プロジェクトの成果に反映されている。

なお、これらの研究成果の一部は、既に学術論文あるいは口頭発表として公表されている。

（３）学術論文、口頭発表等

（著書・学術論文等）

大塚雄作 (2005)

「学習コミュニティ形成に向けての授業評価の課題」溝上慎一・藤田哲也(編)『心理学者, 大学教育への挑戦』, pp.2-37. ナカニシヤ出版

舘昭 (2005)

「動きだした認証評価と今後の課題」『IDE 現代の高等教育』No.476, 2005 年 12 月号, pp.5-12.

溝上智恵子 (2005)

「アメリカの図書館情報学教育と認証評価」『図書館情報メディア研究』2 巻 2 号, pp.33-44.

森利枝 (2006)

「米国における営利大学の展開と地域ア krediteーションの機能」『大学評価・学位研究』第 4 号, pp.1-13.

八尾坂修編著 (2005)

『教員人事評価と職能開発ー日本と諸外国の研究』風間書房

八尾坂修 (2005)

「大学外部評価における教育評価と研究評価の有効性 (まとめ) 大学評価の有効性からとらえた課題」『日本教育行政学会年報』31, pp.236-240.

龍慶昭, 佐々木亮 (2005)

『大学の戦略的マネジメントー経営戦略の導入とアメリカの大学の事例』多賀出版

井田正明, 渋谷進 (2006)

「大学病院における経営分析と情報技術, ー京都大学医学部附属病院の事例ー」『大学評価・学位研究』第 4 号, pp.115-123.

(報告書・口頭発表等)

大塚雄作 (2005. 8.18)

高等教育の質の向上を目指す評価のあり方ー“改善”と“説明責任”の狭間で, IDE セミナー, 札幌ガーデンパレス

大塚雄作 (2005. 11.11)

学生による授業評価の新展開ー授業の改善と説明責任の両立を目指して, SCS 活用セミナー 2005「大学職員のための教務セミナー」メディア教育開発センター

齊藤貴浩, 林隆之, 米澤彰純, 大塚雄作 (2005)

「大学評価・学位授与機構による試行的評価に関する検討」『日本高等教育学会第 8 回大会発表要旨集録』, pp.161-164. 九州大学

齊藤貴浩 (2005)

「評価の評価: 大学評価・学位授与機構による試行的大学評価の検証方法とその結果」『日本評価学会第 6 回全国大会発表要旨集録』, pp.257-260. 広島大学

齊藤貴浩 (2005)

「大学評価・学位授与機構が実施する認証評価について」『IDE 東北支部平成 17 年度 IDE 大学セミナー／第 3 回東北大学高等教育フォーラム報告書: 認証評価のねらいと対応』, pp.13-26. IDE 東北支部／東北大学高等教育開発推進センター

米澤彰純(2005)

「国際化教育の舞台裏 1 : テンプル大学ジャパン」『Between』 no.214 ,進研アド, pp.46-48.

米澤彰純(2005)

「国際化教育の舞台裏 2 : 関西外国語大学」『Between』 no.215 ,進研アド, pp.32-34.

米澤彰純(2005)

「国際化教育の舞台裏 3 : 立命館アジア太平洋大学」『Between』no.216, 進研アド, pp.46-48.

米澤彰純(2005)

「国際化教育の舞台裏 4 : 南山大学」『Between』 no.217,進研アド, pp.40-42.

米澤彰純(2005)

「国際化教育の舞台裏 5 : 一橋大学大学院国際企業戦略研究科」『Between』 no.214,進研アド, pp.46-48.

2 評価と課題

年度計画に基づき、大学評価に可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の継続調査、大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査、民間的発想の経営手法の大学評価への活用法に関するシミュレーションを着実に遂行した。特に、平成16年度評価において重要課題として、「大学の経営体化の動向と経営手法の導入状況に関する調査の推進」が挙げられたことを受け、日本の高等教育機関に対する質問紙調査を実施した。

平成16年度に国立大学は国立大学法人化した結果、現在、経営手法としては私立大学と同様な取組を行っている例もあり、さらには他の公共セクターである行政サービスや医療サービスの分野でも非常に先進的な取り組みが始められている。今後は、大学セクター以外の従来の「公」の動向も十分に配慮し、範囲を拡大して中期計画に従って中期目標を達成する予定である。

④ 大学評価における情報技術（ＩＴ）の活用研究

本研究は、大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。

本年度はその2年目であり、次の調査および研究を行う。

- ・大学情報に関連する研究・開発動向の調査
- ・教育情報を主体として、いくつかの大学の電子的な大学情報を収集
- ・収集された情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する検討

1 実施状況

（１）目的及び内容

情報ネットワークの普及と機能の高度化に伴い大学等の教育研究活動において情報技術の活用が進む中、大学評価事業においても情報技術の評価への活用は重要である。本調査研究プロジェクトでは、大学等の教育研究活動等に関するさまざまな大学情報に関連する研究・開発動向の調査、教育情報を主体としていくつかの大学の電子的な大学情報の収集と収集された情報の構造解析によるデータベース構築の検討、及びその情報技術を活用した評価支援への応用に関する検討等を実施する。

（２）成果

大学情報に関連する研究・開発動向の調査として、特に米国における高等教育情報の収集システムと運用についての調査、及び日本国内（大学評価・学位授与機構を含む）での高等教育機関の諸活動と情報技術（データベース）の活用について調査検討を行い、検討結果をまとめ公表した。

いくつかの大学においてインターネット等で公開されているシラバスや履修科目表など電子的に収集した教育情報から有用な情報の抽出法を検討した。収集した情報の構造解析により教育等に関する大学情報の一般的なデータ形式の再検討を行った。

前年度までに試作したシラバスデータベースの充実及び各種の支援システムの検討と改良を評価研究部及び学位審査研究部の教員の連携のもとに実施した。具体的には、シラバスデータのクラスタリングに基づくカリキュラム分析システムにおいては、クラスタリング処理の応答性と対話性の向上を図った。また、新たな観点からシステム工学系学科等の専門教育課程間の比較分析を実施した。シラバスに基づく科目分類支援システムにおいては、シラバス内に存在する用語と科目区分の関連を再検討するなどシステムの改善を行った。シラバス関連語検索システムにおいては、検索効率向上のため辞書に基づく検索語拡張とカテゴリ検索について機能拡充を行った。

また、研究会を開催し、カリキュラム研究に関する最新の研究動向の調査、及び検討中の情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する研究について機構内外からの研究者を交え検討を行った。

なお、得られた研究成果は、機構及び一般の学術誌等への論文掲載、また学会学術講演会等での講演発表により公表した。

(3) 学術論文, 口頭発表等

(学術論文等)

井田正明, 喜多一 (2005)

「高等教育機関の諸活動と情報技術 -教育及び組織運営を中心として-」, 『日本知能情報ファジィ学会誌』第 17 巻, 第 5 号, pp. 517-524.

野澤孝之, 井田正明, 芳鐘冬樹, 宮崎和光, 喜多一 (2005)

「シラバス-専門用語の相互クラスタリングを用いた カリキュラム分析システムの改善」, 『日本知能情報ファジィ学会誌』第 17 巻, 第 5 号, pp. 569-586.

宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2005)

「分類候補数の能動的調整を可能にした学位授与事業のための科目分類支援システムの提案と評価」, 『日本知能情報ファジィ学会誌』第 17 巻, 第 5 号, pp. 558-568.

井田正明 (2005)

「米国における高等教育情報収集の事例」, 『大学評価・学位研究』第 3 号, pp.67-73.

井田正明, 渋井進 (2006)

「大学病院における経営分析と情報技術, -京都大学医学部附属病院の事例-」, 『大学評価・学位研究』第 4 号, pp.115-123.

Masaaki Ida, Takayuki Nozawa, Fuyuki Yoshikane, Kazuteru Miyazaki and Hajime Kita (2005)

Syllabus Database System and its Application to Comparative Analysis of Curricula, Proceedings of the 6th International Symposium on Advanced Intelligent Systems, Korea, pp.209-212.

Kazuteru Miyazaki, Masaaki Ida, Fuyuki Yoshikane, Takayuki Nozawa and Hajime Kita (2005)

Proposal of the Active Course Classification Support System to Support the Classification of Courses at the Degree-Awarding of NIAD-UE, Proceedings of the 6th International Symposium on Advanced Intelligent Systems, Korea, pp.685-690.

(口頭発表)

井田正明, 野澤孝之, 渋井進, 芳鐘冬樹, 宮崎和光, 喜多一 (2005)

「シラバスデータに基づく大学教育課程の比較分析」, 『教育工学会第 21 回全国大会講演論文集』, pp.363-364.

芳鐘冬樹, 井田正明, 野澤孝之, 宮崎和光, 喜多一 (2005)

「キーワードの関連用語を考慮したシラバス検索システムの改善」, 『電子情報通信学会技術研究報告[教育工学]』ET2005-36, pp.53-58.

Masaaki Ida, Takayuki Nozawa (2006)

Development of University Information Database, Asia-Pacific Quality Network for the 2nd APQN AGM and Conference in Shanghai, China, pp.321-325.

2 評価と課題

昨年度に続き、大学情報に関する調査として特に国内外での高等教育機関での評価に関連する情報技術活用の調査がなされた。また、昨年度までに開発が進められた支援システムの検討と改良を実施した。なお、研究成果は、投稿論文として学術誌への掲載や国際会議での研究発表などにより公表された。これらが示すように、機構事業に資するという観点のもとに年度計画を十分に履行し、中期計画の達成に向かって着実に成果を上げた。

引き続き平成18年度以降も、大学評価を効果的に支援する情報技術の具体的な活用を目指し、大学等の教育研究活動等に関するさまざまな大学情報に関連する研究・開発動向の調査、教育情報を主体としていくつかの大学の電子的な大学情報の収集と収集された情報の構造解析によるデータベース構築の検討、及びその情報技術を活用した評価支援への応用に関する検討等を実施する。

I-3-(1)-1 調査研究プロジェクト

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

平成16年度の高等専門学校の試行的評価実施校等に対して実施した調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。

1 実施状況

(1) 研究方針

機構の中期目標・中期計画に基づき、認証評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施し、それに基づき分析・研究を進め、評価の改善に活かすこととした。

(2) 内容

① 実施体制

分析・研究に当たっては、評価事業部で掲げている検証と連動していることもあり、検証の調査結果を受けて分析・研究することとした。そのため、分析・研究担当教員は「認証評価に関する検証チーム」にも直接加わり、検証調査段階から携わることとなった。

② 分析・研究方法

分析・研究は、対象高等専門学校、評価担当者等に対して行うアンケート調査及びインタビュー調査を中心に情報収集し、整理を行った。

また、分析・研究を進めるに当たっては、平成16年度に実施した試行的評価に関する検証等、機構がこれまで行ってきた経験を踏まえつつ、実施することとした。

なお、対象高等専門学校に対する調査の実施に際しては、中期計画上の「2. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価」において明記されている認証評価に関する評価結果の検証等と連携を図りつつ、対象高等専門学校・調査事項等それぞれ重複する部分は、相手方の負荷とならないよう配慮するとともに、機構側も効率よく整理・分析できるよう取り進めることとした。

(3) 成果

アンケート調査、インタビュー調査の結果から、認証評価の目的である教育・研究活動の改善に役立terという点については高い評価が得られていると分析された。教育研究活動の質の保証という目的については、一部の高等専門学校で「満たしているか満たしていないという2段階評価では「評価が曖昧」という認識」を持つところがみられたが、それぞれの高等専門学校の目的に照らして評価することでその目的も達成されると分析した。また、認証評価そのものの社会的認知度がまだ低く、新聞報道にもあまり取り上げられないという調査結果を受け、広く国民の理解と支持が得られるように支援・促進していくという目的に関しては、今後広報の充実を図るなど、さらに改善していく必要が認識された。評価基準並びに

方法について指摘された事項についてはそれらを検討して、文章をより理解しやすく修正するとともに、以下の4点を改善した。

- ① 試行的評価に関する検証の意見を踏まえ、各基準の自己評価記載欄における字数制限を緩和した。(具体的には、3,000字から5,000字に)
- ② 訪問調査時の確認事項の連絡から、回答までの回答期限を改善した。
(従前は、1週間前に連絡、2日前までに回答するとしたものを、3、4週間前までに連絡し、1週間前までに回答することに改めた)
- ③ 高等専門学校教育内容の特殊性(後期中等教育をも担当していること)を踏まえ評価部会において評価を担当する専門委員として、一般科目を担当する委員を増やすこととした。
(平成18年度実施分から6人から9人に改めることとした。)
- ④ 「基準の分析に当たっての留意点等について」というマニュアルを作成し、自己評価担当者研修から配付するようにした。

2 評価と課題

分析・研究の結果を受けて、自己評価記載欄における字数制限の緩和、訪問調査時の確認事項の連絡から回答までの期限の改善、高等専門学校における一般科目担当の専門委員の増員、「基準の分析に当たっての留意点等について」を記載した自己評価担当者向けマニュアルの作成など、評価事業の改善に役立てることができた。

今後の課題として、認証評価そのものの社会的認知度がまだ低く、新聞報道にもあまり取り上げられていないとの調査結果を踏まえ、広報活動のより一層の充実を図る必要がある。

I－3－（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

2）研究成果の公表等

調査研究成果は、年に１回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

1 実施状況

（１）学術誌等による調査研究成果の公表

① 学術誌による調査研究成果の公表

調査研究成果の公表については、機構の発行する学術誌『大学評価・学位研究』へ掲載することにより外部への公表を行った。

学術誌『大学評価・学位研究』においては、大学等の教育研究活動等の状況についての調査研究成果として、第３号に論文２件、研究ノート・資料５件を、第４号に論文１件、研究ノート・資料４件を掲載し公表した。

特に、第３号においては、「日、米、欧における国際的通用力を持つ大学評価システムの形成状況と日本の課題の研究」を特集として企画し、現在構築中の日本の評価システムが国際的な通用力を持つために解決すべき課題を整理した。

なお、学術誌『大学評価・学位研究』は国公立大学、都道府県政令指定都市教育委員会等に配付するとともに、機構ウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）に掲載し公開した。

② 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等にも着実に公表している。

③ 研究成果の公表状況

平成17年度内の研究成果の公表状況は以下のとおりである。

『大学評価・学位研究』掲載論文	12
学術論文等	13（うち和文８，英文５）
著書（分担執筆）	4
口頭発表等	11（うち和文８，英文３）
報告書原稿等	12

（２）研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

機構では、大学評価に関連する調査研究について研究会等を開催し、外部への調査研究の情報発信を行うなどにより研究活動の公表等を支援しており、平成17年度は以下の研究会等

を実施した。

○ 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の開催状況

平成17年 6 月24日	評価研究部研究会（民間的発想の経営手法の大学評価への活用に関する研究会）（参加者12人（うち外部協力者7人））
平成17年 8 月 2 日	評価研究部研究会（シラバスデータベースの構築と教育課程分析への応用について、カリキュラム研究の動向について） （参加者23人（うち外部協力者12人））
平成17年10月14日	評価研究部公開研究会（教員・学生・大学組織による教育の質的向上を目指した指標開発、インスティテューショナル・リサーチ組織の日本の特質） （参加者35人）
平成17年11月14日	評価研究部公開講演会（世界大学ランキングについて）（参加者19人）
平成18年 2 月 2 日	日英高等教育に関する協力プログラム 京都フォーラム

（3）研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、平成17年度、機構から評価研究部に関する研究について、新規2件、継続3件の申請を行い、それぞれ新規1件、継続3件の採択を受け、科学研究費補助金350万円が交付された。また、平成18年度の申請にあたり、説明会を開催するなど申請件数の増加を図るよう努めた結果、新規3件、継続2件の交付内定を受けた。

このほか、評価研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上を目的に、海外の教育研究等機関へ派遣する制度として新たに制定した「海外派遣研究員制度」について、平成17年度に初めて教員2人をアメリカへ派遣した。なお、平成18年度も新たに教員2人の派遣を決定している。

2 評価と課題

学術誌『大学評価・学位研究』には単なる機構の研究成果の発表の場としてだけでなく、諸外国の研究者を招へいし開催された講演会の内容を講演録として掲載することで、より多様で厚みをもった研究成果の蓄積に資することができた。また、学術誌『大学評価・学位研究』はウェブサイトでも公表しており、年間1万5千件余のアクセスがあったことから、広く国民に研究成果等の情報提供が図れた。

今後、さらに、査読体制等の充実により学術誌としての質の高さを保つとともに、機構外の専門家の協力を得て今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう充実に努める。

また、出版物のみならず、講演会、シンポジウム、研究会を随時開催し、機構内外の教員、研究者が研究成果を発表することにより、情報の適切な公開、共有に引き続き努める。

なお、新たに制定した「海外派遣研究員制度」は、平成17年度に初めて教員2人が派遣され、海外の先進的な研究に参画するなど、研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上に貢献している。

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1. 実施状況

平成3年の学校教育法改正によって導入された機構の学位授与制度は、我が国における生涯学習社会の到来に対応し、また高等教育機関の多様な発展を図る観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して、大学・大学院の卒業者・修了者と同等の水準の学力を有すると認められる者に対して学位を授与する道を開くものである。大学の在り方、高等教育の位置付けが変化する時代にあつて厳正な学位審査の過程を運用するためには、関係する専門家の間で学位に関する情報及び意識の共有を常に図っていくことが必要である。

このため、我が国において大学以外で唯一学位の授与を行う機関である機構にとって、学位に関する調査研究とその成果の普及は極めて重要な役割をもつものであり、平成17年度は、より適切な学習の審査と学位の授与を行うために不可欠な調査及び研究を継続あるいは新たに開始するとともに、それらの成果を外部に発信した。

(1) 調査研究プロジェクト

平成17年度計画に基づき、学位の在り方に関する理念の体系化、進化する理念を具体化する方策の提案（学位授与事業における理念の深化と具体化）、現行の審査過程の評価・改善などを目標または具体的な目的として、次頁に示す複数の課題（プロジェクト）別に、調査研究を実施した。

(2) 研究成果の公表等

調査研究の成果は、機構が発刊する学術誌『大学評価・学位研究』を含む学術誌での学術論文24編、著書・訳書3編、科学研究費補助金報告書1編、講演会・公開シンポジウム主催4件、研究会主催8件等によって公開したほか、ウェブサイトに掲載して広く情報提供を行った。

2. 評価と課題

学位授与の実務に深く関わっている学位審査研究部の教員による調査研究は、単なるデータの収集、抽象論的研究に終始することなく、世界でも類例のない独自の学位授与の判断基準の最適化、学位審査の改善に大いに貢献してきた。

平成17年度も引き続き、学位の在り方という高等教育の基本問題の調査研究と機構が行う学位授与制度の改善に繋がる研究を関連付けて実施し、専門家及び社会全体への情報提供を活発に行い、計画に沿った成果を挙げた。

学位を取り巻く国際的な環境の変化は急であり、研究成果の国際的な発信を一層強めていきたい。

I-3-(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

1. 実施状況

大学に通わずに高等教育水準の学習をする者への学位授与を適切に実施するためには、学位に関する国内外の現状を調査するとともに、学位授与に必要な審査方法について継続的に検討することが重要である。また、機構の学位授与制度による学位取得者へのアンケートや学習パターンの調査によって、本制度の運用実態を把握・分析し、改善方策の企画に資することが重要である。これらの課題を2つの大項目に分けて、中期計画、平成17年度計画に従い次のプロジェクトを実施した。

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

(①-ア) 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

- ・高等教育のユニバーサル化，国際化の時代に適合する学位システムについて研究する学位システム研究会の開催
- ・学位・単位制度に関する外国実情調査（米国，イギリス，オーストラリア，ニュージーランド，ドイツ，シンガポール等の事例調査）
- ・学位・単位制度に関する国内実情調査（編入制度，単位互換の実施状況を中心とする事例調査）
- ・学位に付記する専攻分野の名称のアンケート調査と分析

(①-イ) 機構での学位取得後，1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

- ・機構での学位取得直後，1年後，5年後を経過した者へのアンケート調査
- ・学位取得者の履修パターンの分析
- ・学修成果書き直しに際しての留意事項の不合学者への通知の実施と通知内容文の改良
- ・学際領域に関する学習理念の例示（総合理学）

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

(②-ア) 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究

- ・学習機会の多様化と学生の流動化状況調査（第2次アンケート調査の実施）
- ・科目等履修生制度の実施状況調査（全国大学，短期大学へのアンケート調査）

(②-イ) 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究

- ・電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究
- ・英国における評価による学位授与制度に関する資料収集

2. 評価と課題

学位の在り方についての理念的問題の認識を深める研究活動の推進と、学位授与の実務への支援及び企画に資するとの観点から、各研究プロジェクトを計画に沿って着実に実施し、所期の成果を挙げた。

調査研究の成果を大学において授与する学位の質保証に、ひいては機構の学位授与事業の新たな展開にどのように反映させうるのかという視点での取組が、今後の1つの重要な課題である。

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

1 実施状況

次の２つのプロジェクトを設け、調査研究を進めた。

（ア）学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

① ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

平成16年度に発足させた「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度の在り方に関する具体的な調査研究に着手した。学位は学位授与権を有する大学の根幹にかかわる問題であることから、学位システム研究会は高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員を構成員としている。平成17年度には、学位システム研究会において日米欧の学位制度に関する主要な論点と問題点を明らかにしたうえで、その内容を踏まえて今後の具体的な調査方法・項目について検討し、「学位システム研究会WG（調査作業グループ）」を新たに設置した。イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本を対象に、新たに専門委員を加えてWGにおいて学位制度に関する調査を実施中である。これと平行して、博士の学位の質保証について検討するため、特に工学系分野での学生選抜、研究指導・教育、学位論文審査に関する比較調査を開始した。

② 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新動向を把握するため、イギリスから研究者を招へいして公開シンポジウムを開催するとともに、アメリカ・マサチューセッツ州高等教育局、ドイツ・バイエルン州学術研究文化省など行政当局及び複数の大学への訪問調査を実施した。特に、学位の質を保証する仕組みがどのように構築されているかという観点から、情報収集と意見交換を行った。

③ 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

平成17年度には、外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資格）に関する照会が３件あり、いずれも研究部において厳正に調査したのち資格の有無を判定した。これは機構の学位授与制度が、申請に必要な基礎資格を外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めていることによるものであり、照会のあった外国の当該機関について調査し学位授与制度の適切な運用を支援した。

④ 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

平成16年度に引き続き、すべての大学に対して学士、修士、博士の各学位、並びに専門職学位に付記される専攻分野の名称に関する調査を実施し、回収とデータ入力を終えた。その一方で、前年度調査の分析結果から明らかになった日本の学位に付記される専攻分野名称の傾向と問題点を学会大会と関係雑誌において発表し、問題提起と発信に努めた。さらに、海上保安大学校の学士学位に付記する名称を「海上保安」から変更する可能性について、内外の関連分野の学位（及びその名称）に関して情報収集と分析を行い、大学側側に回答した。

(イ) 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

① 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施

平成16年度に引き続き、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータの提供を目的として、単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、学位取得直後、取得から1年後、5年後の3時点における追跡調査（アンケート）を実施した。過去5年以上にわたる調査結果を比較すると、多くの項目についてきわめて安定的に推移していることが明らかになった。

② 機構における学位取得者の単位履修パターンの分析

機構が認定する専攻科から修了見込みで申請を行った者のうち、いわゆる単位互換制度を利用して他の大学で授業科目を履修した者を対象に、単位互換制度による履修単位数、成績証明書（単位修得証明書）上の記載等について調査した。その結果、全国の短期大学・高等専門学校の認定専攻科において既に単位互換制度が広範に普及している一方で、成績証明書（単位修得証明書）の記載内容が単位互換制度を実施する大学、大学コンソーシアムによって大きく異なっており、機構が行う「単位積み上げ型」学位授与制度を含めて、全国の大学でも既修得単位の認定作業に困難を生じる可能性があることが明らかになった。

③ 学修成果・試験の審査で「不可」と判定された申請者へのフィードバック方法の検討

平成17年度10月期申請者から学修成果・試験の審査結果が「不可」となった者へのコメントのフィードバックを開始した。平成16年度からの検討に基づき平成17年度4月期に再度、試行したうえで、専門委員からの意見の聴取を踏まえて研究部内でさらに改善を図り、申請者へのコメント伝達のための様式の文言を一部修正するとともに、申請者が学修成果を書き直す場合に留意してほしい事項として伝達することにした。

④ 学位審査会専門委員協議会の開催

平成17年度より新任の専門委員を対象に、機構が行う学位授与制度に関する説明会（研修）を4月に開催することとした。近年の申請者数の増加と高等教育の質保証に対する社会的要請の高まりを考慮したもので、機構の学位授与審査に協力いただく専門委員に包括的な説明を行い、従来の各専門委員会・部会での説明を補強することを意図している。専門委員協議会では学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて研究部の教員が資料を作成し、説明と質疑応答を行った。

2 評価と課題

各事項について計画に沿って着実に調査研究を実施した。学位審査研究部は平成3年の機構創設以来、学位・単位制度に関する調査研究に重点的に取り組んできた我が国唯一の組織であり、その調査研究は機構の学位授与業務を事例としつつも、広く我が国の高等教育システムに潜在する問題点を明らかにすることが可能である。この自覚のもとに平成18年度以降は、学位システム研究会を機軸に学位・単位制度の理論的基底と国際通用性に関する基礎的な調査を進め、主要な問題点の分析を継続し成果を出すこと、機構の学位授与制度の実状把握を通じて明らかになった問題点を社会に発信していくことが課題である。

I－3－（２）－１）－① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め、学位・単位制度のあり方及びその通用性を検討するための基礎となる研究を行う。

1 実施状況

（１）目的及び内容

生涯学習システムへの移行、国際化、ユニバーサル化など高等教育をとりまく社会的環境が変化する中で、学位・単位制度の在り方とその通用性が国内のみならず国際的にも重要な課題となっている。こうした状況に鑑み、学位の構造・機能に関する理論と国内外の最新状況を把握し、学位を取得するために求められる学習の構成と要件について研究すること、それにより機構の学位授与事業ばかりでなく、学位・単位制度の在り方とその通用性について検討するうえでわが国の高等教育政策の参考に資することを目的とする。

1）ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

高等教育のマス型からユニバーサル・アクセス型への移行に象徴される高等教育の拡大は、個人には編入学、再入学など高等教育機関への再帰的な入学、あるいは機関間の流動性の拡大をもたらすとともに、高等教育機関についてはそうした学習行動を許容する柔軟な制度的対応が求められている。我が国においても近年、高等教育機関への入学、大学院への進学要件等、さまざまな形で規制緩和措置が行われ、また、大学の設置認可についても、事前の審査基準は著しく緩和され、代わりに認証評価機関による事後チェックによる質的保証を行うシステムへと移行しつつある。しかしながら、真に望ましいユニバーサル・アクセスを導くためには、個人の取得した学歴資格の質的な内容・水準を的確に保証し、そのための要件を明確にする透明で強固な枠組みがなければならない。以上の社会的な課題を念頭において、行政的な要請と呼応しつつ、機構における本格的な調査研究のための予備的な調査研究を行う。

2）学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

① 学位・単位制度に関する諸外国の最新動向調査

上記1）の調査研究に関連して、主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新情報の把握に努め、調査結果を機構の学術誌等に公表することによって情報を広く公開する。

② 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

機構の学位授与制度は、申請に必要な基礎資格を外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めている。ただし、その教育が当該国で学位授与権を有する大学への編入学要件を満たしていることが条件となる。機構の制度は、このように他国で中等後教育を受けた者にも、我が国の学士の学位を取得する道を開くものである。学位審査研究部では、外国の学校教育修了者から基礎資格の照会があった場合に、諸外国の教育について専門的知識を有する調査研究協力者の協力を得るとともに、諸外国の高等教育機関の学務担当者に直接メール等で問い合わせて情報収集及び必要な調査を行い、基礎資格の有無を

判定して、学位授与制度の適切な運用を支援する。

3) 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

機構では、全国の大学を対象に毎年「学位に付記する専攻分野の名称の調査」を実施している。平成3年の大学設置基準大綱化により、それまで学位規則で定められていた学位の専攻分野の種類が廃され、代わりに各大学が自らの教育課程の内容に即して専攻分野の名称を決め、その名称が学位に付記されることになった（例：学士（〇〇））。これは各大学に大きな裁量を与える一方で、名称の多様化を招く措置であることから、我が国の大学卒業者の学位がどのような専攻分野の修了資格として授与され、付記名称にどの程度の多様性が見られるのか、その実態を明らかにすることは、我が国の学位の通用性を検討する上できわめて重要である。本調査は、平成5年度から機構が継続的に実施しており、調査結果は数年ごとに機構の学術誌等に公表する。

(2) 成果

1) ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

高等教育のユニバーサル化、国際化が進む中で、新しい学位システムを構築することが不可欠な課題となっていることは、中央教育審議会の答申「わが国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日）にも指摘されたとおりである。

高等教育のマス型からユニバーサル・アクセス型への移行に象徴される高等教育の進展は、個人については編入学、再入学など高等教育機関への再帰的な入学、あるいは機関間の移動の可能性の拡大を意味するとともに、高等教育機関にとってはそうした学習行動を許容する柔軟な制度が要求される。わが国においては近年、高等教育機関への入学、あるいは大学院への進学要件等について、さまざまな形で規制緩和の措置が行われてきた。また、大学の設置認可にあたっても、事前の審査基準は著しく緩和され、代わりに認証評価機関による事後チェックによる質的保証を行う体制へと移行しつつある。しかし、一方で真のユニバーサル・アクセスを可能とし、他方で国際通用性を確保するためには、個人の取得した学歴資格の質的な内容・水準を的確に保証し、また、そのための要件を明確にする透明で強固な枠組みがなければならない。

この問題意識のもとに平成16年度に発足させた「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度の在り方（学位に付記する専攻分野名称の分析を含む）に関する具体的な調査研究に着手した。学位は学位授与権を有する大学の根幹に関わる問題であることから、学位システム研究会は高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員を構成員としている。

平成17年度には、学位システム研究会において日米欧の学位制度に関する主要な論点と問題点を明らかにしたうえで、その内容をふまえて今後の具体的な調査方法・項目について検討し、各国調査を開始した。すなわち、①日米ともに学位名称が多様化しているとはいえ、アメリカでは上位の学問分野ではなく下位の専攻分野の記載において細分化しているのに対して、②日本では機構が実施する「学位に付記する専攻分野の名称に関する調査」の分析から、学際的分野の展開に応じて多様化しているというよりも、新設の大学や文学、家政学分野などで、学生募集を狙った新奇性のある名称が急速に増加している、③欧州では学位のレベルと学生が獲得すべき能力を記した高等教育資格枠組みの作成を進めており、これは欧州

域内のみならず国際的に学位の通用性を確保するうえで重要である。以上の分析結果と議論から、学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査が不可欠であることが合意され、「学位システム研究会WG（調査作業グループ）」を新たに設置した。イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本を対象に、新たに専門委員を加えてWGにおいて学位制度に関する調査を実施中である。さらにこれと平行して、博士の学位の質保証について検討するため、特に工学系分野での学生選抜、研究指導・教育、学位論文審査に関する比較調査を開始した。

2) 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

① 学位・単位制度に関する諸外国の最新動向調査

上記1)の調査研究に関連して、主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新情報の把握に努め、調査結果を機構の学術誌等に公表することによって情報を広く公開することも当該調査研究プロジェクトの目的の一つである。平成17年度には、欧米の最新動向を把握するため、イギリスから研究者を招へいして公開シンポジウムを開催するとともに、アメリカ・マサチューセッツ州高等教育局、ドイツ・バイエルン州学術研究文化省など行政当局及び複数の大学への訪問調査を実施した。特に、学位の質を保証する仕組みがどのように構築されているかという観点から、高等教育の質保証に関する情報収集と意見交換を行った。

② 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

機構の学位授与制度は、申請に必要な基礎資格を、外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めている。ただしその教育が、当該国で学位授与権を有する大学への編入学要件を満たしていることが条件となる。機構の制度は、このように他国で中等後教育を受けた者にも、日本の学士学位を取得する道を開くものである。学位審査研究部は、外国の学校教育修了者から基礎資格の照会がなされた場合に、諸外国の教育について専門的知識を有する調査研究協力者の協力を得るとともに、諸外国の高等教育機関の学務担当者に直接メール等で問い合わせて情報収集及び必要な調査を行い、基礎資格の有無を判定して、学位授与制度の適切な運用を支援している。

平成17年度には、外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資格）に関する照会が3件あった。英国の大学、米国のカリフォルニア州立大学群、及び米国の大学での学修履歴が1件ずつであり、いずれも研究部において厳正に調査したのち、資格の有無の判定を行った。

3) 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

機構では、学位審査課と学位審査研究部が協力して、全国の大学を対象に毎年「学位に付記する専攻分野の名称の調査」を実施している。平成17年度には、平成16年度に引き続き、すべての大学に対して学士、修士、博士の各学位、並びに専門職学位に付記される専攻分野の名称に関して調査を行った。回収率は平成17（2005）年度末の時点で約93%であり、各大学からの回答内容については、平成17年度中にデータ入力を終えている。

さらに海上保安大学の学士学位に付記する名称を「海上保安」から変更する可能性について、大学側からの照会に回答するための調査を行った。学位システム研究会（第2回、2005年7月25日開催）での議論と委員からの指摘を踏まえて、学位（及びその名称）は基本的に、「(1)レベル（学士、修士、博士、専門職学位など）」、「(2)分野（学問分野、たとえば大学

設置・学校法人審議会が採用している17種類の学位の分野)」、「(3)下位の専門(より詳細な専門分野)」という3つの基本的な要素から構成されること、英米の学位は原則として「(1) of (2) in (3)」という形で記載されていること、英国では(2)に複数の分野を併記する際には、それぞれの分野で同等の学習量を要件としていることを明らかにし、大学側に回答を行った。

(3) 学術論文、口頭発表等

(論文発表)

田中正人 (2006)

「工学系博士の質保証に関する日英比較」, 『大学評価・学位研究』第4号, pp.91-102.

森利枝 (2006)

「米国における営利大学の展開と地域アクリディテーションの機能」, 『大学評価・学位研究』第4号, pp.1-13.

吉川裕美子 (2005)

「大学評価と学位の質保証」, 日本教育制度学会『教育制度学研究』第12号, pp.111-114.

濱中義隆 (2005)

「学位に付記する専攻分野名称の氾濫」, 民主教育協会『IDE 現代の高等教育』No.473, pp.62-68.

森利枝 (2005)

「アメリカアクリディテーション体験記」, 民主教育協会『IDE : 現代の高等教育』No.476, pp.71-76.

(口頭発表)

濱中義隆, 「学位に付記する専攻分野名称の氾濫-情報シグナルとしての学位の機能に関する考察-」, 日本高等教育学会第8回大会, 2005年5月21日, 九州大学

(内部資料)

米国各州の高等教育機関設置基準に関する法令の収集

米国地域アクリディテーション団体が持つ高等教育機関の認証基準の収集

2 評価と課題

以上のとおり、平成17年度の年度計画「学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め、学位・単位制度のあり方及びその通用性を検討するための基礎となる研究を行う」ことは計画どおり実施された。学位が学生及び高度な専門労働者の能力証明として機能していることはいうまでもないが、グローバル化の進展と相俟ってその質と通用性がますます重要な課題となっている。学位審査研究部は平成3年の機構創設以来、学位・単位制度に関する調査研究に重点的に取り組んできた我が国唯一の組織であり、その自覚のもとに機構の学位授与事業はもとより日本の高等教育政策の参考に資する調査研究を行うことを目標としている。平成18年度以降は、学位システム研究会を機軸に、学位・単位制度の理論的基底と国際通用性に関する基礎的な調査を進め、主要な問題点の分析を継続し成果を出すこと、並びに学位授与事業に関連する調査研究を引き続き確実に行うことが課題である。

I-3-(2)-1)-① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者を対象に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

多様な学習履歴を有する機構での学位取得者の学習行動、意識、学位取得後の動態等を継続的に調査し、現行制度の現状及び機能の分析を通して業務の遂行並びに改善に資するデータを提供するとともに、単位累積加算制度の実現など将来的課題の検討に向けた基礎的データを蓄積する。さらに、これらの研究成果を踏まえて、教員として専門的な立場から、学位授与制度の運営・改善に貢献することを目的とする。

1) 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施

単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、学位取得直後、取得から1年後、5年後の3時点にわたる追跡調査（アンケート）を継続的に実施する。調査項目は、学位取得までの学習プロセス、申請の手続きや審査に対する意見、学位取得の動機、学位取得に対する意識・満足度、取得した学位に対する社会的評価、学位取得前後での職業的地位の変化など多岐にわたり、多様な要因の影響を考慮しながら現行制度の意義や課題の検証を行う。

2) 機構における学位取得者の単位履修パターンの分析

単位積み上げ型の学位授与制度は、短期大学、高等専門学校卒業などの基礎資格に該当した後、大学の科目等履修生制度等を利用して学士の学位取得に必要な学修を行うものであり、各々の学位取得者の学修履歴はきわめて多様である。本研究では、学位取得者の単位修得状況を詳細に分析することにより、単位積み上げによる学位授与制度における学修履歴の構造を学修の体系性の観点等から検証する。

3) 不可判定理由の細述化

単位積み上げ型の学位授与制度における「学修成果」（レポート）の審査結果並びに判定理由をより詳細に申請者に伝達（フィードバック）するための方式を検討・開発する。そのためには、単なる伝達用の書式の作成だけでなく、“学士の水準の学力”についての理論的検討を行うことが不可欠である。学位審査研究部では、学位授与の審査の際に専門委員から聴取した意見並びに部内での理論的検討の結果を踏まえ、より有効なフィードバックを行うためのフォーマットを開発する。

4) 専門員協議会の開催

学位授与の審査を担当する専門委員会の新任委員を対象として、機構が行う学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて説明会を開催する。当該活動は、より円滑かつ適切に学位授与の審査を実施することが可能となることを目的として行うものであり、大学におけるいわばFD活動に相当するものである。したがって既存の調査研究の成果及び審査の実績等に基づき、研究部教員が中心となって実施することが重要である。

(2) 成果

1) 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」

「直後調査」については、平成16年度10月期学位取得者（2,130人）及び、17年度4月期学位所得者（513人）を対象に実査を行い、それぞれ1,147人及び262人から回答を得た。調査結果は自由回答の質問項目について内部資料として報告書を作成した。

「1年後・5年後調査」は、4月末に平成15年度10月期（1,968人）、平成11年度10月期（1,342人）の学位取得者、10月末に平成16年度4月期（373人）、平成12年度4月（338人）の学位取得者を対象として実施し、それぞれ37.8%、26.3%、52.5%、39.1%の有効回答を得た。主要な結果として、学位を取得したことにより「『大卒』として扱われるようになった」とする者の割合が、5年前に実施した調査と比較して全く変化していない（48→47%）など、機構が授与する学位の通用性・社会的認知の向上のために一層の取り組みが必要であることが明らかになった。

2) 機構における学位取得者の単位履修パターンの分析

平成17年度は、認定専攻科修了見込みでの申請者のうち、いわゆる単位互換制度を利用して他の大学で授業科目を履修した者を含む他大学での単位修得者（該当者257人、平成16年10月期申請者）を対象に、単位互換制度による履修単位数、成績証明書（単位修得証明書）上の記載等について調査を行った。その結果、全国の短大・高専の認定専攻科において既に単位互換制度が広範に普及していること、その一方で成績証明書（単位修得証明書）の発行機関（受入機関か派遣機関か）や記載内容が単位互換制度を実施する大学や大学コンソーシアムによって大きく異なっており、機構が行う「単位積み上げ型」学位授与制度を含めて、既修得単位の認定作業に困難を生じる可能性があることが明らかになった。

3) 学修成果・試験の審査で「不可」と判定された申請者へのフィードバック方法の検討

平成16年度に、学修成果・試験の審査の結果「不可」となった申請者へ審査結果を詳細にフィードバックするため作成した「不可判定理由細述化のためのフォーマット」を、平成16年度4月、10月期に試行した結果を踏まえて修正を加え、平成17年度4月期に再度、試行を実施した。専門委員からの意見の聴取を踏まえ研究部内で検討した結果、申請者へのコメント伝達のための様式の文言を一部修正するとともに、学修成果を書き直す場合に留意してほしい事項として伝達することにした。

4) 学位審査会専門委員協議会の開催

これまで機構では、学位授与の審査を担当する専門委員に対して、学位授与制度に関する組織的な説明会等は実施せず、大学教授である専門委員の専門性及び各専門委員会・部会での判断に審査を委ねてきた。しかし近年の申請者数の増加、いわゆる「高等教育の質保証」に対する社会的要請の高まりなどを受け、機構として学位授与制度についての体系的な説明を行うことの必要性を認識し、平成17年度より新任の専門委員を対象に説明会（研修）を開始することとした。4月25日に、「学位審査会専門委員協議会」として開催し、研究部の教員4人が、学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて資料を作成し説明を行った。

2 評価と課題

本調査研究プロジェクトは、他のプロジェクトとは異なり、機構が行う学位授与制度に直接的に関与するものであり、その成果は、現行制度の改善等として表れる場合が多く、必ずしも学術論文等として公表される性格のものではない。しかしながら、学位授与のための審査が機械的・形式的な手続きに流れることなく、学術的な論理に貫徹されて実施されるためには、学位審査研究部が不断にこれらの調査研究課題に取り組むことは依然として重要であると考えらる。

以下、個別の項目について評価と課題をあげる。1)「直後調査」及び「1年後・5年後調査」について、過去5年以上にわたる調査結果を比較すると、多くの項目についてきわめて安定的に推移していることが明らかになった。このことは、機構の学位授与制度が一定の社会的評価を確立しつつあることを示しているとも言えるが、一方で制度や運用上の変更の影響が現れていないということでもある。その要因を分析するとともに、今後の改善点の発見に分析結果を活用することが必要である。2)履修パターンの分析からは、機構の学位授与業務を事例としつつも、広くわが国の高等教育システムに潜在する問題点を明らかにすることが可能である。機構の学位授与制度の実状把握にとどまらず、そこで明らかになった問題点を社会に発信していくことが重要と考える。3)平成17年度10月期申請者から学修成果・試験の審査結果が「不可」となった者へのコメントのフィードバックを開始した。今後も申請者等からの反応も踏まえた改良や、学修成果の修正（書き直し）に際しての実際の効果の測定等に取り組む必要がある。4)学位審査会専門委員協議会も平成17年度より新たな試みとして開始したものであり、その成果を評価するには至っていない。説明の内容、技法等についてさらに充実させていくことが課題である。

I-3-(2)-1) 調査研究プロジェクト

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

1 実施状況

平成16年度に引き続き、次の2つのプロジェクトの調査研究を進めた。

(ア) 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究

- ① 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究
科学研究費補助金による「学士取得課程の多様化に対応した単位認定と学士の質保証に関する日米欧の比較研究」(基盤研究(B)(2)平成16-18年度 研究代表者 吉川裕美子)の一環として、平成16年度に行った訪問ヒアリングによる予備的調査を踏まえ、かつ、平成14年度に全国4年制国公立大学の全学部に対して行った第1回のアンケート調査から得られた知見を基に、全国大学の2,097学部を対象にアンケート調査『学生の流動化と支援体制に関する調査(第2回)』を行い、その回収を終えた。

また、オーストラリア教育省、ドイツとシンガポールの大学及びアメリカの2機関を訪問して、高等教育機関における国際的な学生の流動の実態とそれを支援するためのシステムに関する調査を行うとともに、ドイツ(ミュンヘン工科大学)、オランダ(Nuffic)及びアメリカ(WES)の実務者を招へいして講演会を開催し、学位の取扱いに関する海外の最新情報の把握に努めた。

② 科目等履修生制度に関する調査

平成16年度に引き続き、各大学、専攻科における科目等履修生制度の開設状況に加えて、当該年度に科目等履修生を受け入れた実績(人数)を調査し、制度の開設状況とともに受入れの実績を公表した。

(イ) 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究

① 電子化シラバスによる学位授与事業支援システムの構築

昨年度試作した、機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援する手法を進展させ、より申請者の修得単位の認定業務の軽減に貢献しうる手法の開発に成功した。

② 履修証書の展開状況調査の調査

学位未満の高等教育資格であるいわゆる履修証書(Certificate)の日本における展開状況について、平成12年度に学位審査研究部で実施した調査の結果に基づき報告するとともに、履修証書課程の拡大が大学教育や学位制度に及ぼす影響について考察した。

③ 外国における多様な学習の評価に関する調査

英国における評価による学位授与制度に関する資料を収集した。

2 評価と課題

各事項について計画に沿って着実に調査研究を実施した。平成18年度以降は、17年度に新たに得られた国際的な高等教育レベルの学生の流動化に関する新たな知見をも踏まえて、国内アンケート調査の分析を行うことが課題である。また、電子化シラバスによる学位授与事業支援システムの構築では、関連する諸システムとの連携をさらに進め、学位審査の際の重要な業務である科目判定における明確な負担の軽減を実証することが課題である。

I-3-(2)-1)-② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究
高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する予備的調査を踏まえてアンケート調査を行う。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

現代日本における高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化及び学生の流動化（転学、編入学、再入学等）の実態と潜在的需要について実証的研究を行うことを目的とする。

1) 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

高等教育のユニバーサル化は、個人については編入学、再入学など高等教育機関への再帰的な入学、あるいは機関間の移動の可能性の拡大を意味するとともに、高等教育機関にとってはそうした学習行動を許容する柔軟な制度が要求される。従来の大学教育は、固有の教育理念と目標に基づいて構成されたカリキュラムを、一貫した在学のもとに履修することを前提としてきた。しかし学生の機関間移動が増えれば、大学は個々の学修履歴を評価し、カリキュラムの一部がすでに履修されたと認められるかを判断して単位認定しなければならない。その一方で大学は、断片化した学修履歴をもつ学生に対して、一貫した学士課程教育で培われるはずの能力をいかに補完して身につけさせるか、言い換えるならば学士の質保証という問題に直面することになる。

このように学習行動・学習機会の多様化が進む中で、学士課程全体としての体系性・一貫性を保持し、その修了資格である学士学位の質を保証する方途を検討するために、学生の流動化の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。

2) 科目等履修生制度に関する調査

高等教育レベルの学修を複数の高等教育機関で行い、その履修成果（既修得単位）を機構の学位授与制度における学士学位の取得に結びつけるためには、各高等教育機関における科目等履修生制度の普及と整備が欠かせない。機構では、学位審査課と学位審査研究部が協力して、全国の大学及び機構が認定した専攻科を有する短期大学と高等専門学校を対象に毎年「科目等履修生制度の開設状況に関する調査」を実施している。調査結果は冊子「科目等履修生制度の開設状況一覧」に毎年公表することによって情報の公開に努める。

(2) 成果

1) 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

① 国内の学生の流動化に関する調査研究

平成17年度には、科学研究費補助金による「学士取得課程の多様化に対応した単位認定と学士の質保証に関する日米欧の比較研究」（基盤研究(B)(2)平成16-18年度 研究代表者 吉川裕美子）の一環として、学生の多様な学習行動及び学習機会の多様化の実態を明らかにするため、アンケート調査『学生の流動化と支援体制に関する調査（第2回）』を

行った。調査の対象は、全国4年制国公立大学の全学部（昼夜間・通信制別）として質問を作成した。質問事項の作成に当たっては平成16年度に行った訪問ヒアリングによる予備的調査を踏まえ、かつ平成14年度に全国4年制国公立大学の全学部に対して行った第1回のアンケート調査から得られた知見をも基にした。調査の事項は各学部の①編入学者受け入れの制度、②編入学者受け入れ数、③編入学者の既修得単位の認定方法とその規定、④単位互換制度の実施状況、⑤コンソーシアム・学校間協定による単位互換の規定、⑥奨学金制度全般、⑦奨学金以外の編入学者への支援体制の実態、⑧早期卒業及び飛び入学の制度の導入状況等、とした。このアンケート調査は2,097学部を対象に実施し、回収を終えた。平成18年3月末日での回収数は1,329件（回収率63.3%）である。この調査に関しては平成18年度に引き続き詳細な分析を行って全国的な傾向と問題点を明らかにする予定である。

② 国際的な学生の流動化の実態と支援システムに関する調査研究

平成17年度には、高等教育機関における国際的な学生の流動の実態とそれを支援するためのシステムに関する調査を行った。このために、オーストラリア教育省、ドイツとシンガポールの大学を訪問して、ヨーロッパ高等教育圏構想への対応や、留学生の学修履歴の評価の問題等について実態を調査した。また、外国において修得された単位や学位を評価して自国の単位、学位に換算するシステムを提供しているアメリカの2機関（AACRAO, WES）を訪問して業務の実態を調査した。さらにドイツのミュンヘン工科大学における国境を越えた学位の授与や、オランダ（Nuffic）及びアメリカ（WES）における、外国で取得された単位と学位の評価と認証に関して、それぞれ実務者を招へいして講演会を開催し、最新情報の把握に努めた。

2) 科目等履修生制度に関する調査

平成17年度には平成16年度に引き続き、各大学、専攻科における科目等履修生制度の開設状況に加えて、当該年度に科目等履修生を受け入れた実績（人数）を調査した。この調査を基に、平成17年度末に刊行した「科目等履修生制度の開設状況一覧」において制度の開設状況と共に受け入れの実績を公表して科目等履修を希望する学修者に具体的な情報を提供した。

（3）学術論文、口頭発表等

（学術論文）

吉川裕美子（2005）

「大学評価と学位の質保証」, 日本教育制度学会『教育制度学研究』第12号, pp.111-114.

吉川裕美子（2006）

「欧州高等教育におけるグローバリゼーションと市場化」, 日本比較教育学会編『比較教育学研究』第32号, pp.125-136.

神谷武志（2006）

「教育国際の実験国家オーストラリア」, 『大学評価・学位研究』第4号, pp.51-62.

2 評価と課題

平成17年度の年度計画「高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する予備的調査を踏まえてアンケート調査を行う」は計画どおり実施された。平成18年度以降は、17年度に新たに得られた国際的な高等教育レベルの学生の流動化に関する新たな知見をも踏まえて、国内アンケート調査の分析を行うことが課題である。同時に、学位授与事業に関連する高等教育レベルの学修の機会に関わる調査研究を引き続き確実に行い、広く社会に有用な情報を提供することも求められている。

I－3－（２）－１）－② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究
高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究を行う。

1 実施状況

（１）目的及び内容

高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を学位授与の要件の一部として評価・単位認定する方法について研究開発を行う。

1）電子化シラバスによる学位授与事業支援システムの構築

シラバスの電子化並びにそこからの情報抽出方法を検討することにより、機構の学位授与事業における科目の分類を支援するシステムの構築を目指す。

2）履修証書の展開状況調査の報告

学位未満の高等教育資格であるいわゆる履修証書（Certificate）の日本における展開状況等の調査結果を報告する。

3）外国における多様な学習の評価に関する調査

外国における学位授与権を持たない教育機関での学習の評価に関する資料を収集する。

（２）成果

1）電子化シラバスによる学位授与事業支援システムの構築

電子化シラバスの活用により機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援するシステムの構築を目指し、昨年度試作した手法を発展させ、より専門委員の負荷軽減に貢献しうる手法の開発に成功した。

2）履修証書の展開状況調査の報告

学位未満の高等教育資格であるいわゆる履修証書（Certificate）について、アメリカにおける状況の先行研究を紹介するとともに、日本における履修証書の展開状況について、平成12年度に学位審査研究部で実施した調査の結果に基づき報告するとともに、履修証書課程の拡大が大学教育や学位制度に及ぼす影響について考察した。

3）外国における多様な学習の評価に関する調査

英国において学位授与権を持つ大学と提携して学位を授与している、学位授与権を持たない高等教育機関における学習の評価の実態に関する資料を収集した。

（３）学術論文，口頭発表等

（学術論文）

宮崎和光，芳鐘 冬樹，井田 正明，野澤 孝之，喜多 一（2005）

「分類候補数の能動的調整を可能にした学位授与事業のための科目分類支援システムの提案と評価」、『知能と情報（日本知能情報ファジィ学会誌）』第17巻5号, pp.558-568.

（国際会議でのプロシーディングス掲載論文）

Miyazaki, K., Ida, M. Yoshikane, F. Nozawa, T. and Kita, H. (2005)

「Proposal of the Active Course Classification Support System to support the Classification of Courses at the Degree-Awarding of NIAD-UE」, The 6th International Symposium on Advanced Intelligent Systems.

(講演)

濱中義隆 (2005)

「いわゆる『履修証書』(Certificate) について-現状と課題-」(講演) 東北大学高等教育開発推進センター

(内部資料)

英国高等教育における学位プログラムのバリデーションに関する調査

2 評価と課題

多様な学習成果の評価と単位認定方法の改善を図る基礎としての調査研究を計画どおり着実に実施した。今後の課題として、電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究では、関連する諸システムの試作をさらに進め、学位審査の重要項目である科目判定時における審査の負担軽減を目指すことが期待される。また、平成18年度においては、学位授与支援システムの一層の充実に資する研究を推進するとともに、外国における多様な学習の評価方法との比較を進め、機構が行う学位授与の今後の在り方の検討に資するよう努める。

I-3-(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

1 実施状況

(1) 学術誌等における研究成果の公表

① 学術誌による調査研究成果の公表

調査研究成果の公表については、機構の発行する学術誌『大学評価・学位研究』へ掲載することにより外部への公表を行った。

学術誌『大学評価・学位研究』においては、学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究の成果として、第3号に論文1件、研究ノート・資料1件を、第4号に論文1件、研究ノート・資料2件を掲載し公表した。

具体的には、学位制度と単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究の成果として、①工学系博士の学位の質保証に関する日英比較、②欧州における学位構造にボローニャ・プロセスがもたらした影響、③豪州における学位の国際的通用性を担保する制度、④米国における大学IRの現状、⑤米国の営利大学の適格認定を通じた高等教育機会の拡大等、学位の国際的通用性と伝統的・非伝統的高等教育の現状に着目した論考を公刊した。

なお、学術誌『大学評価・学位研究』は国公私立大学、都道府県政令指定都市教育委員会等に配付するとともに、機構ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) に掲載し公開した。

② 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等にも着実に公表している。

③ 研究成果の公表状況

平成17年度内の研究成果の公表状況は以下のとおりである。

『大学評価・学位研究』掲載論文	5
学術論文等	22(うち和文15, 英文7)
著書・翻訳書等	3
口頭発表等報告書	21(うち和文16, 英文5)
科学研究費補助金報告書	1
その他(啓蒙的な論文, 講演, 訪問調査報告書等)	11

(2) 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

公開シンポジウム、講演会、研究会を随時開催して、研究成果の発表の場及び機構外の研究者の研究成果を導入する場として活用している。平成17年度内は以下の通り、講演会・シンポジウムを4回（演者6人）、研究会を8回（演者9人）開催した。

○ 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の開催状況

平成17年6月21日	「科目審査に係る業務を支援するシステム開発について」宮崎和光 (内部研究会・学位審査課) (参加者13人)
7月5日	「米国大学の単位とア kreditation」森利枝 (内部研究会) (参加者10人)
7月25日	「米国の学位のタクソノミー」森利枝／ 「学位に付記する専攻分野の名称からみた日本の学位の問題点」濱中義隆／ 「学位・高等教育資格に関する問題提起」吉川裕美子 (学位システム研究会 第2回研究会) (参加者20人)
8月2日	「学位の質に関する資料収集中間報告」神谷武志 (内部研究会) (参加者12人)
8月17日	「臨床検査における精度管理の重要性と検査室の認定」中原一彦／ 「糖鎖科学と総合理学」橋本弘信／ 「工学系博士学位授与システムの日英比較」田中正人／ 「大学における資格の単位認定の現状」六車正章 (内部研究会) (参加者10人)
10月4日	「英国における高等教育の質保証」ジル・クラーク (公開シンポジウム) (参加者20人)
10月14日	電子化時代の学術誌の動向と展望に関する研究会 「学術誌オンライン化の動向」クラウス・アシェロン／ 「純電子ジャーナル「エレクトロニクスエクスプレス」1年の歩みと課題」 神谷武志／ (公開シンポジウム) (参加者24人)
10月25日	「学位及び大学について」絹笠 誠／ 「学位システムの国際比較 (調査項目案)」吉川裕美子 (学位システム研究会 第3回研究会) (参加者16人)
平成18年2月7日	「学位システムの国際比較 (調査項目案)」吉川裕美子／ 「イギリスの学位と職業資格」村田直樹 (学位システム研究会WG 第1回研究会) (参加者9人)
3月8日	「ドイツ・ミュンヘン工科大学における国際化とダブル・ディグリー」 クリストフ・シュテーバ (内部講演会) (参加者10人)
3月10日	「国外で取得された学位・資格の評価と認証－アメリカの事例」 マリウム・アセファ／ 「国外で取得された学位・資格の評価と認証－オランダの事例」 アストリッド・ショルテン (講演会) (参加者16人)
3月29日	「学位システムの国際比較 (英国)」村田直樹／ 「大学の定義と学位, 学位コースの教育内容 (規定要因), 学位授与権・「大学」 名称の審査」渡邊恵子／ 「ケーススタディ・アメリカ合衆国」森利枝／ 「学位システムの国際比較 (ドイツ), 学位と課程」吉川裕美子 (学位システム研究会WG 第2回研究会) (参加者8人)

(3) 研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、平成17年度、機構から学位審査研究部の教員を中心に遂行する研究について、新規と継続併せて4件の申請を行い、1件の採択を受け、科学研究費補助金320万円が交付された。また、平成18年度の申請に当たり説明会を開催するなど、申請件数の増加を図るよう努めた結果、新規の申請件数が5件となった。

このほか、平成16年度から文部科学省の在外研究員制度が廃止されたことに伴い、新たに「海外派遣研究員制度」を制定し、学位研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上を目的として海外の教育研究等機関に派遣する制度を導入しており、平成18年度に教員1人を派遣することを決定した。

2 評価と課題

高等教育の枠組みの中で「学位」は「教育」の成果として位置づけられるものであり、「教育」は高等教育機関の「評価」活動によって「改善」と「質の保証」がもたらされる。こうした視点から、学位授与や大学評価の事業に直接関わる研究のみならず、高等教育全体の広い視野の下に、学位、大学評価に関する基礎的、統合的な研究を蓄積していくことは重要であり、このような研究成果を発表する学術誌として、『大学評価・学位研究』を刊行したことの意義は極めて大きい。

学術誌『大学評価・学位研究』には単なる機構の研究成果の発表の場としてだけでなく、諸外国の研究者を招へいし開催された講演会の内容を講演録として掲載することで、より多様で厚みをもった研究成果の蓄積に資することができた。また、学術誌『大学評価・学位研究』はウェブサイトでも公表しており、年間1万5千件余のアクセスがあったことから、広く国民に研究成果等の情報提供が図れた。

今後、さらに、査読体制等の充実により学術誌としての質の高さを保つとともに、学術誌をととして、この研究領域の活性化に努める。

また、出版物のみならず、講演会、シンポジウム、研究会を随時開催し、機構内外の教員、研究者が研究成果を発表することにより、情報の適切な公開、共有に引き続き努める。

なお、新たに制定した「海外派遣研究員制度」は、平成18年度から初めて派遣されることが決まっており、今後、学位研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上に益々貢献すると期待される。

I 業務の質の向上

I - 4 情報の収集、整理、提供

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業並びにこれらに関する調査研究の実施に関連して、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理、提供を行うことは、機構の重要な業務の一つであり、平成17年度は次のとおり実施した。

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

① 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

大学等と連携協力の上、「大学情報データベースの試行的構築」として、20の国立大学法人の協力を得て試行的運用を行い、協力法人からの意見・要望を踏まえてソフトウェアの機能拡張・修正等、必要となる措置を行った。

機構が収集する情報の内容については、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえたデータ項目の検討を行い、評価への活用や大学が他機関に提供しているデータとの調整を念頭に置いた協力法人からのデータ項目に対する意見・要望を基に検討を行った。

このような機構の検討状況を踏まえ、平成18年3月、大学等と共通理解を図ること等を目的に、国立大学法人等を対象に「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催した。

② 国内外における評価に関する情報の収集、整理、提供

国立大学法人等に対して、自己点検・評価報告書等の送付依頼及び教育研究活動に関する刊行物の調査依頼を実施し、自己点検評価・外部評価報告書等の刊行物及びその他教育研究活動に関する刊行物の所在情報を収集するとともに、刊行物調査の集計結果をウェブサイトに掲載し、情報の提供を行った。

また、国内の各評価機関の実施するセミナー等への参加による情報収集や各評価機関との定期的な連絡会の実施など、国内関係機関との連携協力を図った。

国外では高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）等が主催する国際的な関係会合への参加や国外評価機関への訪問などにより、積極的な情報収集を行うとともに、これらで得られた情報を必要に応じて和訳するなど、広く情報の整理、提供を行った。

(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

① 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「平成17年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成17年度独立行政法人大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を関係する全国の大学等に送付するとともに、機構のウェブサ

イトで公開した。

このほか、学位授与制度に関し、次の資料を作成・配付した。

ア 機構による学位授与制度と申請手続きの詳細を記した冊子「新しい学士への途」

イ 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」

ウ 学位授与の仕組みと意義について一般社会向けに分かりやすく説明したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」

② ウェブサイトによる情報提供の充実

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者等に事業内容や手続きが分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で46万件であった。

2 評価と課題

国立大学法人と連携協力の上行った「大学情報データベースの試行的構築」を通じてのソフトウェアの機能拡張・修正，ハードウェアの構成の見直しや，機構が収集する情報の内容についての検討を行った。また，国立大学法人等を対象に「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催し，大学等と情報交換を行った。

また，自己点検評価・外部評価報告書等の刊行物及びその他教育研究活動に関する刊行物の所在情報の収集についても適切な情報収集が行われるなど，評価に関する情報の収集，整理，提供を計画どおり着実に実施した。

学習の機会に関する情報の収集・整理・提供についても，学位授与申請者に対する「科目等履修生制度の開設大学一覧」などの学習情報の提供を積極的に行うとともに，学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続きが分かりやすく，使いやすいウェブサイトを構築したことにより，学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は，当初の計画の45万件を上回る46万件であった。

I-4 情報の収集、整理、提供

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

1 実施状況

(1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

大学等と連携協力の上、「大学情報データベースの試行的構築」として、平成16年度に開発・整備した、データを収集・蓄積する基幹的な部分に関する試行的運用を行い、20の協力国立大学法人からの意見・要望などを踏まえ、ソフトウェアの機能拡張・修正、ハードウェア構成の見直し等、必要となる措置を行った。

機構が収集する情報の内容については、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえたデータ項目の検討を行い、また、評価への活用や大学が他機関に提供しているデータとの調整を念頭に置いた協力法人からのデータ項目に対する意見・要望を基に検討を行った。

このような機構の検討状況を踏まえ、国立大学法人等を対象に「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催し、「大学情報データベースの試行的構築」の状況について報告、意見交換を行うなど、大学等と共通理解を図ること等を目的に情報交換を行った。

(2) 国内外における評価に関する情報の収集、整理、提供

国立大学法人等に対して、「自己点検・評価報告書等の送付について」及び「教育研究活動に関する刊行物調査」の調査を実施し、自己点検評価・外部評価報告書等の刊行物及びその他教育研究活動に関する刊行物の書誌情報の収集を確実に行った。

また、国内の各評価機関の実施するセミナー等への参加による情報収集や各評価機関との定期的な連絡会の実施など、国内関係機関との連携協力を図った。

国外では高等教育の質保証機関のネットワーク（INQAAHE）等が主催する国外の関係会合への参加や国外評価機関への訪問などにより、積極的な情報収集を行うとともに、これらで得られた情報を必要に応じて和訳するなど、広く情報の整理、提供を行った。

2 評価と課題

「大学情報データベースの試行的構築」を通じて、ソフトウェアの機能拡張・修正、ハードウェア構成の見直しや、機構が収集する情報の内容についての検討を行い、また、「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催するなど、所期の計画を実施した。

また、自己点検評価・外部評価報告書等の刊行物及びその他教育研究活動に関する刊行物の書誌情報の収集についても適切な情報収集が行われるなど、評価に関する情報の収集、整理、提供を計画どおり着実に実施した。

今後は、英語による情報提供など、機構のプレゼンス向上のための海外向け情報発信の一層の充実を図ることとしている。

I-4-(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

1 実施状況

(1) 大学情報データベースシステムの試行運用等

① 大学情報データベースシステムの試行運用

大学情報データベースの試行的運用については、「大学情報データベースの試行的構築」として、20の国立大学法人の協力を得て、平成16年度に開発・整備したシステムの基幹的な部分に関するソフトウェア及びハードウェアの動作状況などについて検証を行った。この試行的構築を通じて、協力法人から出されたデータ項目の構成や、データ提供の方法等についての意見・要望を踏まえ、ソフトウェアの機能拡張・修正、ハードウェア構成の見直し等、必要となる措置を行った。

② 「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」の開催

平成18年3月30日、東京大学において「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を実施した（国立大学法人を中心に、79機関、156人が参加）。このセミナーでは、機構から、大学情報データベースの「試行的構築」の状況について報告、意見交換を行うなど、大学等と共通理解を図ること等を目的に情報交換を行った。

(2) 機構が収集する情報の内容についての検討

機構が収集する情報の内容については、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の審議の過程で示された「機構が評価を行う上で共通して不可欠であると判断する基本的な事項」を踏まえ、大学情報データベースのデータ項目の検討を行った。

また、機構が収集する情報の内容に関して、評価への活用や大学が他機関に提供しているデータとの調整を念頭に置いた協力法人からのデータ項目に対する意見・要望を基に、検討を行った。

(3) 外部接続回線の増強の検討

「大学情報データベースの試行的構築」を通じて、協力法人が大学情報データベースシステムにアクセスし、データをアップロードする際の外部接続回線の負荷を、実際の運用時も想定しながら確認した。

2 評価と課題

「大学情報データベースの試行的構築」を通じて、ソフトウェアの機能拡張・修正、ハードウェア構成の見直しや、機構が収集する情報の内容についての検討を行い、また、「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催するなど、所期の計画を実施したことにより、大学情報データベースの今後の運用に向けた準備が着実に進められ、大学等の大学情報データベースに対する理解の増進が図られたと考える。

なお、平成17年度時点では中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の実

施方法について検討中であることから、「大学情報データベース」の具体的な活用方法，データ項目の精選，他機関との役割分担については，平成18年度の教育研究評価の検討状況を十分踏まえ，さらに認証評価の実施状況等も踏まえ，関係機関等と連携・協力しながら，引き続き検討する。

I-4-(1)-1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

① 大学情報データベースシステムの構築

大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情報データベースのシステムを試行的に運用するとともに、その結果及び機構が収集する情報の内容に関する検討状況を踏まえ、ソフトウェアの機能拡張・修正等、必要となる措置を行う。また、公開セミナー等を1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。

1 実施状況

(1) 大学情報データベースシステムの試行的運用

大学情報データベースの試行的運用については、機構が収集する情報の内容に関して、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価に関する平成18年度の検討状況も十分踏まえる必要があることから、完成されたシステムの試行的運用ではなく、「大学情報データベースの試行的構築」として、20の国立大学法人の協力を得て、平成16年度に開発したシステムの基幹的な部分に関するソフトウェア及びハードウェアの動作状況などについて検証を行った。

この試行的構築を通じて、協力法人から出されたデータ項目の構成や、データ提供の方法等についての意見・要望を踏まえ、ソフトウェアの機能拡張・修正、ハードウェア構成の見直し等、必要となる措置を行った。

○ 「大学情報データベースの試行的構築」について

- ① 平成16年度に開発したシステムの動作状況を検証すること等を目的として実施した。
- ② 試行的構築に当たっては、大学等の協力が不可欠となることから、「大学情報データベースの試行的構築への協力に関する意向について（照会）」（平成17年10月31日付）により、国立大学法人等に対し協力の意向を調査した。部分的な協力を含め37法人から協力できる旨、回答を得た。
- ③ 機構では、「地域」「規模」「分野」の均衡に配慮し、20法人に対して協力を依頼した。

(協力法人)

小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、東北大学、福島大学、東京芸術大学、東京工業大学、電気通信大学、一橋大学、上越教育大学、富山大学、滋賀医科大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、九州大学、宮崎大学

○ ソフトウェアの機能拡張・修正、ハードウェア構成の見直し等

- ① 各国立大学法人等における様々なデータの保有形態に対応し、入力負担軽減を目的として、CSV形式によるデータ登録機能やウェブ画面から直接登録ができる機能

等の拡張を行った。

- ② 入力及び入力したデータの確認・修正等を行う際の利便性を向上させるため、システムの各検索機能の強化やデータ修正等を容易に行える機能修正等を行った。
- ③ 運用時の耐障害性・可用性を向上させるため、ファイヤーウォール、負荷分散装置及び内部業務サーバの冗長化を行った。

(2)「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」の開催

平成18年3月30日、東京大学において「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を実施した（国立大学法人を中心に、79機関、156人が参加）。このセミナーでは、大学等と共通理解を図ること等を目的に、①上記の協力法人のうち、電気通信大学、富山大学、大阪大学及び岡山大学から、それぞれの大学におけるデータベースへの取組や活用事例などの報告、意見交換を行い、②機構から、大学情報データベースの「試行的構築」の状況について報告、意見交換等を行った。

また、「試行的構築」への協力法人に対しては、協力を依頼するに当たり、当該法人を訪問し、「試行的構築」の趣旨などについて説明（21機関）を行った。協力法人以外の法人であっても、当該法人の求めに応じて情報提供を行うなど、大学情報データベースに対する理解の増進に努めた。

2 評価と課題

「試行的構築」という形で協力法人と連携・協力の下、システムを試行的に運用し、その結果をソフトウェア及びハードウェアに反映させるとともに、データベースに関するセミナーの開催等を通じて大学関係者と意見交換を行うなど、所期の計画を完了した。

特に、試行的構築を通じて協力法人から出された意見・要望を踏まえ行ったソフトウェアの機能拡張・修正により各国立大学法人等における様々なデータ保有形態に対応することが可能となった。

なお、「試行的構築」の実施に当たっての関係諸機関との調整、協力依頼法人に対する訪問説明などに時間を要し、11月の着手となったため、平成18年度も引き続き、協力法人を中心に大学等と連携・協力しながら検討を進める。

I－4－（１）－１）大学情報データベースシステムによる情報の収集，整理，提供

② 機構が収集する情報の内容についての検討

大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用，機構の評価における活用や，大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため，機構が収集する情報の内容について検討を行う。

1 実施状況

平成16年度に実施した「大学情報データベース構築に関する説明会」やデータ項目等に関する国立大学法人等への意見照会により得た回答などを踏まえて検討を行ったデータ項目の整理状況について、「大学情報データベースの試行的構築への協力に関する意向について（照会）」

（平成17年10月31日 評学機構評3第3号）の添付資料として，各国立大学法人等に情報を提供した。

機構が収集する情報の内容については，中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の審議の過程で示された「機構が評価を行う上で共通して不可欠であると判断する基本的な事項」を踏まえ，大学情報データベースのデータ項目の検討を行った。

また，評価への活用や大学が他機関に提供しているデータとの調整を念頭に置いた「大学情報データベースの試行的構築」の協力法人からのデータ項目に対する意見・要望を基に検討を行った。

2 評価と課題

「試行的構築」への着手が11月となったため，機構が収集する情報の内容に関しては，引き続き協力法人と連携・協力しながら検討を進める必要がある。また，中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価に関する平成18年度の検討状況も十分踏まえる必要があることを踏まえ，さらに認証評価の実施状況等も踏まえ，平成18年度も引き続き，検討を進める。

I－4－（１）－１）大学情報データベースシステムによる情報の収集，整理，提供

③ 情報基盤の強化

大学情報データベースシステムの試行的運用の状況等を踏まえ，必要に応じ，外部接続回線の増強を検討する。

1 実施状況

「大学情報データベースの試行的構築」を通じて，協力法人が大学情報データベースシステムにアクセスし，データをアップロードする際の外部接続回線の負荷を，実際の運用時も想定しながら確認した。

2 評価と課題

外部接続回線の負荷を，実際の運用時も想定した確認の結果，想定される負荷は許容範囲内であること，増強した場合，維持・管理費が高額になることから，当面，回線増強の必要はないとの結論に至った。ただし，情報提供開始の際の状況を見て，費用対効果を考慮し，回線増強について適切に判断する必要がある。

また，外部接続回線の負荷よりもむしろ，運用・監視に係る業務サーバ等の負荷に問題があることが判明したので，ハードウェアの構成の見直しを行った。

さらに，セキュリティ対策について，適切な措置を講じられるよう継続的に検討する。

I－4－（１）評価に関する情報の収集、整理、提供

２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

１ 実施状況

（１）大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集、整理

国立大学法人等に対して、平成17年10月26日付で「自己点検・評価報告書等の送付について（依頼）」を送付し、国内各機関から自己点検評価及び外部評価に関する刊行物を収集した。

また、各機関から送付のあった自己点検・評価報告書については、図書資料室へ順次保管すると共にリスト化した。

（２）国内外の評価機関の情報の収集、整理、提供

国内においては、各評価機関と連絡会を開催するとともに、各評価機関が実施する大学評価セミナー等に積極的に参加し、情報収集を行った。

なお、参加した大学評価セミナー等の概要については、機構内電子掲示板上で閲覧できるように随時掲載している。

国外においては、北欧（フィンランド、ノルウェー、アイスランド、デンマーク、スウェーデン）、ドイツ、中国及び米国の評価機関への訪問調査を実施し、当該国の評価に関する情報の収集並びに高等教育に関する評価についての意見交換を実施した。これにより、海外の評価機関の情報を機構内部で共有するとともに、専門職大学院（法科大学院を含む）の評価についての検討に反映させた。

収集した情報のうち、中国及び台湾については、大学評価に関する情報を和訳して機構内電子掲示板に掲載した。

また、『国境を越えた高等教育の質保証のためのガイドライン』（UNESCO／OECD）、『欧州の高等教育分野における質保証基準及びガイドライン』などの重要度の高いと思われる情報を機構内電子掲示板に掲載した。今後、さらに訪問調査、招へい講演会などにより得た諸外国の最近の動向についての情報を整理・加工し、機構内で共有することとしている。

国外評価機関等に関するウェブサイトのリンクメンテナンスを平成17年４月及び平成18年３月に実施した。

（３）高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集、整理

国立大学法人等に対して、平成17年10月26日付けで「教育研究活動に関する刊行物調査について（依頼）」を送付し、国内各機関における教育研究活動に関する刊行物等の発行状況等の調査を行った。

これにより、国内各機関の発行する教育研究活動に関する刊行物の発行状況等をデータベース化するとともに、集計結果の概要を機構のウェブサイト上で公開した。

(4) 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集、整理、提供

高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）及びアジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク（APQN）の総会等へ参加することにより海外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。

なお、収集した情報は、評価研究部の実施する調査研究会への活用など調査研究事業等に活用しており、収集資料等については、順次整理し、機構内電子掲示板へ掲載した。

(5) 機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報の外国語による提供

「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」を英訳するなど機構が行う評価に関する基本的情報を英訳し、機構のウェブサイトに掲載した。また、機構の説明のための英文冊子、プレゼンテーション資料等を作成し、国際会議、訪問調査先等において我が国の大学評価の動向等の説明に活用した。

2 評価と課題

評価に関する情報の収集については、「教育研究活動に関する刊行物調査について（依頼）」及び「自己点検・評価報告書等の送付について（依頼）」の調査の実施や国内外関係機関への情報収集活動の実施により適切に情報の収集・整理の活動を行った。

平成18年度は、収集した情報の整理を進め、機構のウェブサイト等により、積極的に情報提供していくとともに、英語による情報提供など海外向けの情報発信の一層の充実を図ることとしている。

I－4－（１）－２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集，整理，提供
大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集，整理し，機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

国立大学法人等に対して，平成17年10月26日付で「自己点検・評価報告書等の送付について（依頼）」を発送し，自己点検評価及び外部評価に関する刊行物を収集した。

平成17年度においては，345冊の自己点検評価・外部評価報告書の送付があった。

○ 国内大学等から送付のあった自己点検評価報告書及び外部評価報告書

	国 立	公 立	私 立	合 計
大 学	2,684 (241)	165 (37)	72 (14)	2,921 (292)
短 期 大 学	7 (0)	12 (11)	31 (4)	50 (15)
高等専門学校	279 (31)	12 (6)	5 (0)	296 (37)
そ の 他	6 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (1)
合 計	2,976 (273)	189 (54)	108 (18)	3,273 (345)

※ () 内は平成17年度に送付があった数（内数）

これらの自己点検評価報告書等は順次リスト化し，図書資料室で整理保管するとともに，「蔵書目録検索（OPAC）」により機構内の各個人の端末から検索できるようにした。

また，情報提供のため，自己点検評価及び外部評価を含む教育研究活動に関する刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイト上で公開した。

2 評価と課題

各大学等が実施する自己点検評価及び外部評価の情報については，各大学等から送付された資料等の適切な保管・管理及び機構内部によるデータベース化など，情報の収集・整理を行った。

今後，引き続き，各大学等機関の自己点検評価報告書等の資料の収集に努めるとともに，収集した資料の一層の有効活用策について検討することとしている。

I－4－（１）－２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

② 国内外の評価機関の情報の収集，整理，提供

国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集，整理し，機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

（１）国内の高等教育に関する評価機関の情報の収集，整理，提供

認証評価等の本格的な実施にあたって，国内外の高等教育に関する評価機関の情報の収集，整理を目的として，各評価機関と定期的に連絡会を開催し，大学評価における具体的な課題等について情報交換等を行った。さらに，大学基準協会等，各評価機関が主催するセミナー等に参加した。

なお，参加した説明会等の概要については，機構内電子掲示板上で閲覧できるように随時整理，掲載している。

○ 機構以外での認証評価機関の実施するセミナー等への参加状況

平成17年6月25日 第7回大学評価セミナー 大学基準協会

7月14日 2005年度大学評価実務説明会 大学基準協会

7月20日 2005年度大学評価実務説明会 大学基準協会

8月10日 大学評価国際セミナー 日本高等教育評価機構

8月12日 大学評価国際セミナー 日本高等教育評価機構

（２）国外の高等教育に関する評価機関の情報の収集，整理，提供

認証評価等の本格的な実施にあたって，機構の評価業務の質の向上に資することを目的として，インターネット等による情報の収集に加え，下記の機関への訪問調査を実施し，当該国の評価に関する情報の収集並びに高等教育に関する評価についての意見交換を実施した。これにより，海外の評価機関の情報を機構内部で共有するとともに，専門職大学院（法科大学院を含む）の評価についての検討に反映させた。

収集した情報を順次整理し，平成17年度においては，中国，台湾における大学評価に関する情報を和訳したもの，また『国境を越えた高等教育の質保証のためのガイドライン』（UNESCO/OECD），『欧州の高等教育分野における質保証基準及びガイドライン』などの重要度の高いと思われる情報を機構内電子掲示板に掲載した。機構外への情報提供として，国外評価機関等に関するウェブサイトのリンクメンテナンスを平成17年4月及び平成18年3月に実施した。

○ 国外の評価機関への訪問調査の実施状況

日程	目的	内容	参加者
平成17年 5月25日～6月1日	大学評価に関連する 資料・情報収集 (フィンランド, ノルウェー)	The Finnish Higher Education Evaluation Council 他1機関 (フィンランド) 及び The Norwegian Agency for Quality Assurance in Education (ノルウェー) への訪問調査	評価研究部 評価事業部
5月25日～6月2日	大学評価に関連する 資料・情報収集 (ドイツ)	FH Muenchen (ミュンヘン専門大学) 他4機関への訪問調査	評価研究部 評価事業部
10月25日～10月28日	大学評価に関連する 資料・情報収集 (中国)	教育部高等教育教學評価中心他3機関への訪問調査	評価研究部 評価事業部
平成18年 1月5日～15日	大学評価に関連する 資料・情報収集 (アイスランド, デンマーク, スウェーデン)	Ministry of Education, Science and Culture他2機関 (アイスランド), Danish Evaluation Institute他4機関 (デンマーク) 及びSwedish National Agency for Higher Education他3機関 (スウェーデン) への訪問調査	評価研究部 国際連携センター 管理部 評価事業部
2月19日～26日	専門職大学院評価に 関連する資料・情報 収集 (米国)	The Association to Advance Collegiate Schools of Business他2機関への訪問調査	学位審査研究部 管理部 評価事業部
3月12日～18日	大学評価に関連する 資料・情報収集 (ドイツ)	Accreditation Council他4機関への訪問調査	評価研究部 評価事業部

○ 海外の評価機関等に関するインターネットによる調査機関数及び訪問調査機関数 (平成17年度)

	調査機関数		訪問調査機関数
ア ジ ア	10カ国	21機関	4機関
大 洋 州	2カ国	6機関	
北 米	2カ国	82機関	4機関
中 南 米	8カ国	10機関	
欧 州	25ヶ国	50機関	24機関
中 東	1カ国	1機関	
ア フ リ カ	5カ国	7機関	
国 際 組 織	3機関	3機関	
合 計	56カ国	180機関	32機関

○ 海外からの訪問者の来訪状況

平成17年4月19日 中国科学院 中国
6月15日 教育・科学・訓練省 オーストラリア
8月5日 建国大学 韓国
8月24日 ハーバード大学 米国
10月26日 教育訓練省他 ベトナム
11月22日 中山大学 台湾
12月19日 教育部学位与研究生教育发展中心 中国
平成18年2月6日 市立仁川専門大学 韓国
3月10日 ワールドエデュケーションサービス (WES)他 米国・オランダ

2 評価と課題

大学基準協会等の評価機関が実施するセミナー等への参加や、海外の評価機関への訪問調査等により、国内外の評価機関の情報の収集・整理を着実に行った。

今後、国境を越えた高等教育の質保証の動きが国際的な拡がりをもつものと考えられるため、国際機関及び各国の高等教育の評価に関する動向を適確に把握することとしている。

I－4－（１）－２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集，整理

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス，研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報の収集，整理を行う。

1 実施状況

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス，研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報の収集については，国立大学法人等に対して，平成17年10月26日付で「教育研究活動に関する刊行物調査について（依頼）」を送付し，各機関の教育研究活動に関する刊行物の発行状況及び所在等に関するリストを収集するとともに，平成17年9月27日付で「学生履修便覧等の資料提供について（依頼）」及び「学位に付記する専攻分野の名称調査及び科目等履修生制度の開設状況調査等並びに学生履修便覧等の資料提供について（依頼）」を送付し，各機関から関連資料を収集した。

収集した資料については，順次リスト化し，図書資料室で整理保管するとともに，平成16年8月から運用を開始した「蔵書目録検索（OPAC）」により機構内の各個人の端末から検索できるようにした。また，情報提供のため，教育研究活動に関する刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイト上で公開した。

○ 国内の大学等から提供のあった教育研究活動に関する刊行物等(平成17年度)

(単位：冊)

	国 立	公 立	私 立	合 計
大 学	2,538	346	2,328	5,212
短 期 大 学	14	70	680	764
高等専門学校	307	36	7	350
そ の 他	6	0	0	6
合 計	2,865	452	3,015	6,332

2 評価と課題

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集，刊行物等の所在情報の収集については，積極的な調査依頼などにより収集数が増加した。

今後は，収集，整理した情報・資料を広く利用に供するための方法を検討することとしている。

I－4－（１）－２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集，整理，提供
国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集，整理し，機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

（１）国内の評価に関する調査・研究に関する情報の収集，整理，提供

機構の調査研究事業や，他の評価機関が開催するセミナー等への積極的な参加によって，国内の評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。これらの情報と併せて，収集した大学等の自己点検評価書や研究紀要等の文献資料からも，評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。

また，機構が発刊している『大学評価・学位研究』（平成17年度は9月及び3月にそれぞれ第3号及び第4号を刊行）においても，外部研究者等から6件の投稿があり，評価に関する幅広い情報や成果を収集できた。

（２）国外の評価に関する調査・研究に関する情報収集，整理，提供

高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE），アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク（APQN），経済協力開発機構（OECD）及び高等教育アクレディテーション協会（CHEA）等が主催するワークショップやカンファレンス等に参加し，各国機関の調査・研究についての情報を収集した。

収集した情報は，評価研究部が実施する調査研究会など調査研究事業に活用するほか，機構が刊行する『大学評価・学位研究』に掲載した。この『大学評価・学位研究』は紙媒体のほか，機構のウェブサイト上でも公開した。

○ 国際機関等の実施するワークショップ等への参加状況

平成17年 3月29日～4月1日	INQAAHE総会（ニュージーランド）
5月8日～12日	OECD/IMHEカンファレンス（中国）
10月26日～11月1日	POD総会（米国）
12月18日～19日	APQNフォーラム（中国）
平成18年 1月23日～25日	CHEA総会（米国）
2月19日～24日	OECD/IHEPワークショップ（フランス）
3月2日～4日	APQN総会（中国）
3月27日～29日	ICODEカンファレンス（オマーン）

2 評価と課題

国内の評価に関する調査・研究情報については，セミナー等への積極的な参加による直接的な情報収集を行うとともに，機構で収集した自己点検評価書や研究紀要等の文献資料からの情

報収集及び整理を行った。

また、海外の情報については、高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）、アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク（APQN）や高等教育アクレディテーション協会（CHEA）のワークショップ等へ積極的に参加し、関連情報を収集した。

今後とも計画的に情報収集を継続するとともに、収集した情報・資料を順次整理し、機構内電子掲示板へ掲載することとしている。また、広く国内外への情報提供の方法を検討していくこととしている。

I－4－（１）－２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

⑤ 外国語による大学評価の動向等の情報提供

平成16年度に機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。

1 実施状況

機構の「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」を英訳し，機構の英語版ウェブサイトにも掲載した。

また，機構の説明等のために英文のリーフレット，機構概要及びプレゼンテーション資料を作成し，外国への調査出張や国際学会等へ参加する際に我が国の大学評価の動向について積極的に説明できるような体制を整備した。平成18年3月に実施されたAPQN総会においては，これら資料に基づき，機構長が自ら機構の実施する評価制度等について説明を行うなど，我が国を代表する評価機関として，我が国の大学評価に関する情報の発信に努めた。

また，我が国の大学評価についての大学関係者のみならず広く国民の理解を得るため，大学評価・学位授与機構大学評価シリーズを刊行することとし，その初刊「大学評価文化の展開」を平成18年度当初に出版予定であるが，さらに，海外向けの英訳版を平成18年度中に作成することとしている。

2 評価と課題

英文のリーフレット，機構概要やプレゼンテーション資料を作成するなど，機構の評価事業についての海外への情報発信を行った。

また，我が国の大学評価の動向等に関する情報発信を一層推進するため，平成17年10月に国際連携センターを設置した。

今後は，国際連携センターを中心に積極的な海外への情報発信を行うこととしている。

I-4-(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

1 実施状況

学位授与事業において、学習の機会に関する情報の収集、整理、提供は、学位授与業務、調査研究と並ぶ主たる業務の一つであり、多様な学習機会を求める者への情報として、主に次のような情報を提供した。

(1) 科目等履修生制度に関する情報

科目等履修生制度は、短期大学、高等専門学校卒業者等が、機構に学位を申請するための単位を修得する上で、重要な制度の一つである。機構では、大学における科目等履修生制度の開設状況について、平成4年度から毎年度、各大学への調査を行い、その結果をまとめ、「科目等履修生制度の開設大学一覧」として機構のウェブサイトで公開している。

(2) 認定専攻科に関する情報

機構が認定した専攻科に係る情報については、平成5年度から毎年度、認定専攻科を置く短期大学や高等専門学校への調査を行い、その結果をまとめ、「独立行政法人大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」として機構のウェブサイトで公開している。

(3) ウェブサイトによる情報提供

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した上で各段階ごとに詳細な説明を加えるとともに、FAQ(Q&A)を充実した。また、短期大学・高等専門学校の専攻科及び省庁大学校の教育課程の認定申出に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引を試行的にウェブサイトに掲載した。さらに、学習情報の提供の一環として、学位授与に関する各種資料を積極的に公開し、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約46万件であった。

2 評価と課題

学習機会を求める国民への情報提供として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し機構のウェブサイトで公開した。

また、国民や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約46万件であった。

今後も、国民や申請者等に情報を積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

I-4-(2)-1 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

① 科目等履修生制度に関する情報

「平成17年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

1 実施状況

(1) 冊子の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、平成17年9月27日付け文書で、10月28日を回答期限にして、各国公私立大学に対し、平成18年度における科目等履修生制度を利用した開設予定科目の調査を実施した。各大学からの調査結果を取りまとめ、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を発行し、全国の国公私立大学、短期大学、高等専門学校及び放送大学（学習センター等を含む）並びに都道府県の教育委員会及び公立図書館等の行政機関に送付したほか、申請者からの個別の資料請求（110部程度）にも対応した。

(2) ウェブサイトでの公開

「科目等履修生制度の開設大学一覧」を、利用者の利便のため機構のウェブサイトで公開した。

平成17年度の「科目等履修生制度の開設大学一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で87,942件、月平均で約7,300件ほどあり、次表に示すとおり、科目履修のための申請時期には、月に10,000件を超えるアクセスがあった。

○ 科目等履修生制度の開設大学一覧のアクセス数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
7,617	5,161	5,894	6,519	9,197	7,970	7,220	6,906	4,626	7,980	8,480	10,372	87,942

2 評価と課題

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を冊子として提供するとともに、利用者の利便にも配慮してウェブサイトで公開した。アクセス件数が、年合計で87,942件、月平均で約7,300件ほどあり、また、科目履修のための申請時期には、月に10,000件を超えたことから、科目等履修生として学習することを希望する者などに有効に活用されている。

今後も、申請者等に情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

I-4-(2)-1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

② 認定専攻科に関する情報

「平成17年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

1 実施状況

(1) 冊子の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、平成17年4月7日付け文書で、5月9日を回答期限にして、機構が認定する国公立短期大学及び高等専門学校の専攻科に対して、平成18年度における「専攻科・専攻情報」及び「学生募集の概要」の調査を実施した。

各専攻科からの調査結果を取りまとめ、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、各国公立短期大学及び高等専門学校に送付したほか、申請者からの個別の請求（例年約150部）にも対応した。

(2) ウェブサイトへの公開状況

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を電子文書化したものを機構のウェブサイトで公開している。

平成17年度の「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で10,101件、月平均で約800件ほどのアクセスがある。

○ 大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧のアクセス数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,254	1,071	1,236	1,218	1,297	1,066	931	799	299	363	341	226	10,101

2 評価と課題

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を冊子として提供するとともに、利用者の利便にも配慮してウェブサイトで公開した。この一覧は、大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す上で非常に有効な情報となっており、アクセス件数は、合計で10,101件、月平均で約800件であった。

今後も、申請者等にとってより利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

I-4-(2)-1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

③ ウェブサイトによる情報提供の充実

ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。

1 実施状況

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ページの構成及び内容等について改善・充実した。

具体的には、「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した形で掲載し、「基礎資格の確認」、「単位の修得」、「レポート作成」、「申請」、「試験」、「機構での審査」及び「合格後の学位取得」の各段階ごとに、詳細な説明を加えるとともに、FAQ(Q&A)を充実することで、利用者がより分かりやすいように工夫した。

また、短期大学・高等専門学校の特攻科及び省庁大学校の教育課程の認定申出に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引を試行的にウェブサイトに掲載した。

さらに、学習情報の提供の一環として、「短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等への学位授与者数」、「学位授与者数の推移」、「基礎資格別学位授与者数の内訳」、「認定専攻科数一覧」、「分野別認定専攻科専攻数」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程一覧」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）修了者への学位授与者数」及び「機構による学位授与に係る学校・教育施設の概略図」等の学位授与に関する各種資料をウェブサイトで積極的に公開した。学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で465,659件、月平均で約38,805件のアクセスがあった。

○ 学位授与事業関係のアクセス数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
39,053	29,626	33,484	35,745	41,796	45,114	28,679	27,771	25,709	47,350	49,627	61,705	465,659

2 評価と課題

平成17年度も、学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ページの構成及び内容等について改善・充実した。

この結果、平成17年度の学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、当初の計画の45万件を上回る46万件となった。

今後も、申請予定者等にとって必要な情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

I 業務の質の向上

I－5 その他上記に関連する業務

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

1 実施状況

(1) 国内については、大学評価・学位授与機構、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構からなる「機関別認証評価制度に関する連絡会」において、情報提供・収集に努めることなどにより、各評価機関等との連携・協力を図った。

また、財団法人日本高等教育評価機構の実施する「大学評価国際セミナー」へ機構の職員を講師として派遣するなど、国内関係機関への支援についても積極的に対応している。

(2) 国外については、高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク (INQAAHE) 及びアジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク (APQN) 等が実施する会合等に参加し、我が国における高等教育の現状や機構が実施した評価の有効性、問題点等を発信するとともに、積極的な情報収集を行うなどして、国外の関連各機関との情報の共有を推進し、連携・協力を深めた。

国際教育科学文化機関 (UNESCO) 及び経済協力開発機構 (OECD) の『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』の策定に機構長が参画し、主導的役割を果たした。

また、国外の関連機関との連携・協力を推進するため、平成17年10月に国際連携センターを設置した。

2 評価と課題

国内外の各種会合に積極的に参加し、我が国の高等教育システムや評価への取組みなどについて情報発信を積極的に行うとともに、評価をめぐる国際機関や各国の高等教育機関の動向を把握し、機構の評価事業の充実に反映させた。

平成18年度以降も、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていくために、引き続き、国内外の他の関連機関等と積極的に連携・協力を行っていくこととしている。

I－5－（１）国内外の他の関連機関等との連携・協力

① 国内の他の評価機関との連携・協力

国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。

1 実施状況

認証評価制度に係る評価基準や評価方法等について、関係機関による所要の意見交換を継続的に実施し、各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、機構が関係機関に対し働きかけ、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構との４機関で「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設け、平成17年度は３回開催した。

連絡会では、認証評価の方法について各大学等の個性や特色が十分発揮できるような評価をどう実施していくか、また公共的な機関として教育研究活動の状況をどのように社会に示していくか等について意見交換を行った。また、評価基準や評価方法等の今後の検討に役立てるとともに、評価の体制に関しても今後、多くの評価員（大学等関係者及び学識者等）が必要となるが、現場の教育研究活動等に支障を生じないよう評価員の育成・確保をどのように考えていったらよいかなどについても意見交換を行った。

この連絡会において、機構としては、各機関からの情報等を収集し、それらの情報について、機構内の評価事業の検討における参考とするとともに、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を担うべき機構の性格を十分に念頭に置きつつ、これまで実施してきた試行的評価の検証結果を踏まえ、各評価機関に対し、具体的に評価を実施する際の評価部会の構成、及び具体的評価の方法等、機構が持つ評価のノウハウ等について各評価機関が行う評価に資するよう積極的に情報提供を行った。

また、各評価機関が開催するシンポジウム等において、教職員等が相互に講演する等により、評価機関間の連携協力の強化を図った。

2 評価と課題

各認証評価機関と機関別認証評価に関する連絡会を３回開催し、各認証評価機関の評価事業の内容に関する理解を深めるとともに、それぞれが抱える課題等について率直な意見交換や情報交換を行うことができた。

平成18年度以降も、連絡会での情報交換等やシンポジウムの開催を通じ、各評価機関との連携・協力を積極的に進めていくこととしている。

② 諸外国の評価機関との情報の共有及び協力体制の構築

諸外国の評価機関及び高等教育の質保証に関する組織等との情報の共有、協力体制の構築等を図るとともに、INQAAHE、OECD、UNESCO、APQN等の国際的な高等教育の質の保証に関する諸機関との論議に積極的に参画し、質保証に係る情報の発信並びに海外の情報の収集及び情報提供のための体制の整備を図る。

1 実施状況

（１）高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）及びアジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク（APQN）

INQAAHE（International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education）は、高等教育の質の評価、改善及び維持についての理論、実践に係る情報共有を目的として1991年（平成3年）に設立された組織で、69カ国・地域166機関の会員を擁する世界的な組織である。

APQN（Asia-pacific Quality Network）は、INQAAHEのもと、アジア太平洋地域40カ国以上の高等教育の質の維持を目指す組織として平成15年（2003年）に設立された。機構は、平成17年（2005年）にAPQNの正会員登録を行った。

（２）INQAAHE及びAPQN等への参加状況

平成17年3月29日から4月1日にかけてニュージーランドにおいてINQAAHE総会が実施され、木村機構長をはじめとする6人の職員が参加し、機構が平成15年度までに実施した試行的評価の検証結果の報告や日英高等教育に関する協力プログラムの実施報告など、日本における高等教育の質保証の現状について発表を行った。

また、APQNにおいては、アジア太平洋地域での我が国がリーダーシップを発揮するべく機構教員が理事として活動するとともに、同ネットワークが運営するコンサルタント・レビューアーデータベースにレビューアーとして3人の機構教員の登録を行った。また、APQNのフォーラム（12月）及び総会（3月）への参加を積極的に行った。

特に3月に実施されたAPQN総会では、機構教員が大学評価データベースについて発表を行うとともに、機構長が機構の実施した評価の制度等について説明を行うなど、我が国を代表する評価機関として我が国の評価に関する情報の発信に努めた。また、機構はAPQNでリーダーシップを発揮するべく総会開催地の立候補を行い、3月の総会において平成20年（2008年）の日本における総会開催が承認された。

OECD、UNESCOに関しては、平成17年（2005年）のUNESCO総会及びOECD理事会で採択された『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』の策定にあたって、我が国代表として参加した機構長が主導的役割を果たした。

また、OECDの会合、CHEA総会及びPOD総会等にも積極的に参加し、高等教育の質保証等に関する情報収集に努めた。このうち、米国の高等教育ア krediyteshon協会（CHEA）総会では米国における機関ア krediyteshon及び専門ア krediyteshonの現状等

について、高等教育専門組織開発ネットワーク（POD）総会では米国の高等教育におけるFD活動について、それぞれ情報収集を行った。

○ 平成17年度国際会議等参加状況

日 程	主催機関（場所）	内 容
平成17年 3月29日～4月1日	INQAAHE (ニュージーランド)	高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク (INQAAHE) 総会への参加 参加者：機構長他5人（分科会において2人の機構教員が発表）
5月8日～12日	OECD/IMHE (中国)	高等教育機関の使命、資金、管理運営 (Mission, Money, Management) に関するカンファレンスへの参加 参加者：評価調査・国際課長他2人
10月26日～11月1日	POD (米国)	高等教育専門組織開発ネットワーク (The Professional and Organizational Development Network in Higher Education) 総会に参加 参加者：評価研究部栗田助手他2人
12月18日～19日	APQN (中国)	アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク (APQN) フォーラム 国境を越えた高等教育の機会とチャレンジに関するフォーラムへの参加 参加者：評価研究部齋藤助教授他2人
平成18年 1月23日～25日	CHEA (米国)	高等教育ア krediyasyon 協会 (Council for Higher Education Accreditation) 総会 アメリカの akrediyasyon 団体の統轄機関の総会への参加 参加者：評価研究部渋谷助手他2人
2月19日～24日	OECD/IHEPP (フランス)	国際高等教育ポリシーポータル (International Higher Education Policy Portal) に関するワークショップへの参加 参加者：機構長他1人
3月2日～4日	APQN (中国)	アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク (APQN) カンファレンス及び第2回総会 地方的流動性-質保証における協力に関するカンファレンス及び総会への参加
3月27日～29日	ICODE (オマーン)	遠隔教育に関するカンファレンス (International Conference on Distance Education) への参加 参加者：国際連携センター古川客員教授他1人

2 評価と課題

INQAAHE, APQN及びCHEA等へ参加し、世界的な高等教育の質保証に係る動向を把握することは、今後の我が国の高等教育の質保証に関する方向性を検討するに当たって必要不可欠であり、機構の評価事業実施にあたって、国際的な通用性の確保という観点からも非常に重要な業務である。

平成17年度においては、機構がAPQNの正会員として正式な会員登録をし、アジア太平洋地域におけるイニシアチブをとるべく活動を行うための条件整備を行うことができた。

平成18年度以降は、各国・地域レベルでの個別の評価機関の動向を注視するとともに、さらにAPQNなどアジア太平洋地域での連携を強化していくこととしている。

I－5－（１）国内外の他の関連機関等との連携・協力

③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築

日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力共同研究体制等を確立する。

1 実施状況

（１）日英高等教育に関する協力プログラムの経緯

本プログラムは、日本側推進委員会の委員長を機構の木村機構長が務めるとともに、日本側の事務局を機構が担当しており、下表のとおり日英両国でそれぞれ推進委員会を組織して検討・実施しているところである。

本プログラムの目的は、日英両国の高等教育改革に関して、既に大学の法人化が行われている英国の経験を学ぶことをはじめ、日英双方の高等教育に関する知識や経験を交換することにより、両国の高等教育の発展に寄与することとしており、フォーラムの実施や両国関係機関の議論の場を設ける等具体的な協力関係についての話し合いがなされ、平成14年2月に「日英高等教育に関するプログラム」（平成14年3月から平成17年2月までの3年間）に合意した。また、平成17年1月には、日英両国の戦略的な関心領域に関して、さらなる関係強化に資するため、本プログラムの期間についてさらに2年間延長することが合意されている。

○ 日英高等教育に関する協力プログラム推進委員会（日本側委員長：木村大学評価・学位授与機構長）

日 本 側	英 国 側
○文部科学省 ○独立行政法人大学評価・学位授与機構 ○独立行政法人国立学校財務センター ○独立行政法人日本学術振興会 ○社団法人国立大学協会 ○大学共同利用機関法人人間文化研究機構	○教育技能省 ○イングランド高等教育財政カウンシル ○ブリティッシュ・カウンシル ○英国大学協会

（平成18年4月1日現在）

（２）プログラムの実施

平成14年3月から平成15年10月にかけての第一プロジェクト「新しい時代の大学の管理運営」に続き、平成16年1月から開始した第二プロジェクト「Leadership Development－リーダーシップの向上－」を平成18年2月をもって終了した。平成17年度においては、プログラムに参加する英国側大学による日本側大学への訪問調査（スタディ・ビジット）が実施されるとともに、第二プロジェクトの成果について国内の高等教育関係者へ広く普及をはかるため、報告書の刊行及び公開フォーラムの開催を行った。また、平成18年2月の合同推進委員会では、今後の展開として、プログラムの枠組みを活用した日英両国の機関間の自立的な連携・協同を目指していくことが合意され、その具体的方策について検討していくことになった。

た。

○ プロジェクトの実施状況（平成17年度）

- ・日英高等教育に関する協力プログラム日本側推進委員会（4回開催）

平成17年4月21日，6月29日，11月14日，平成18年1月20日

- ・英国大学に対する訪問調査（スタディ・ビジット）報告書『高等教育におけるリーダーシップ』の刊行（平成17年10月）

- ・英国大学の日本側大学訪問（スタディ・ビジット）の開催（平成18年1月30日～2月1日）

（日英12大学参加）

マンチェスター大学→東北大学，シェフィールド大学→筑波大学

ブライトン大学→東京農工大学，ロンドン大学→大阪教育大学

グラスゴー大学→九州大学，ノッティンガム大学→熊本大学

- ・日英高等教育に関する協力プログラム 京都フォーラムの開催（平成18年2月2日）
- ・日英高等教育に関する協力プログラム 日英高等教育ワークショップ（平成18年2月3日）
- ・日英合同推進委員会の開催（平成18年2月3日）

2 評価と課題

平成16年4月の我が国の国立大学法人化に前後して，本プログラムが進行したことにより，大学のマネジメントや学長のリーダーシップというテーマで英国の実情についての有用な情報を得たことは，我が国の国立大学法人化への取組みに関しても非常に有益であった。また，日英大学のペアリングによる相互訪問（スタディ・ビジット）を契機に複数のペア大学間で協定が結ばれるという副次的な成果も得ることができた。

今年度は，第二プロジェクトの総括として，英国からの日本訪問を受け，スタディ・ビジットの実施並びにフォーラム開催し，日英大学間のさらなる交流とこれまでの成果の普及を図ることができた。

平成18年度は，第三のプロジェクトとして，本プログラムの枠組みを活用した日英両国の参加機関間の自立的な連携・協同のための方策を検討することとしており，今後の日本側推進委員会において具体的な対応を検討していくこととしている。また，機構としては，本プログラムを通してイングランド高等教育財政カウンスル(HEFCE)及びQAA (Quality Assurance Agency for Higher Education) との連携により，教育・研究両面の評価について日英両国のより密接な協力関係を目指すこととしている。

I－5 その他上記に関連する業務

(2) 広報活動の実施

1 実施状況

機構における広報に関する必要事項を協議・実践することを目的に広報委員会を置き、広報活動に関する企画立案を行うとともに、各事業等の担当課等との連携の下に、広報活動を積極的に推進した。

(1) 機構の活動等の積極的発信

機構の広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」及びウェブサイト等において、各事業の活動等に関する情報を発信した。広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」は年4回発行し、各事業の概ね3ヶ月ごとの活動等について掲載し、関係機関等に配付した。

機構ウェブサイトによる広報活動については、各事業における活動等の情報を迅速に発信するとともに、利用者の利便のため、各種報告書や各種様式等を電子媒体で提供した。

また、機構の事業について広く国民に認知され、理解が得られているとは言い難いとの独立行政法人評価委員会からの指摘を受けて、広報委員会に広報プロジェクトチームを設置し、新たな取り組みとして、①ウェブサイトでの大学評価等に関する訪問説明の案内、②マスメディアへの広報活動の実施、③機構職員の大半が他機関からの人事交流者であることに着目した上での機構職員への広報活動に関するアンケートの実施、④高等教育に関する出版物への広報活動を実施した。さらに、⑤機構近郊の機関への広報活動の実施に向けた検討、⑥広報用DVDの作成に関する検討を開始した。

特に、①の機構ウェブサイトによる訪問説明の案内と④の広報活動の連携によって、当該ウェブページには掲載以後約2,000件のアクセス（平成18年2月～3月）があり、大学5校、高等専門学校17校への訪問説明が実施できた。

また、機構職員の大半が他機関からの人事交流者であることに注目して実施した③のアンケート結果からは、他機関における機構の事業に関する認識度等、今後の機構の広報活動に資する貴重なデータを得た。

(2) 機構ウェブサイトへのアクセス数の調査及び調査結果の広報活動への活用

月ごとに機構ウェブサイトへのアクセス件数を調査し、ウェブサイトの利用状況の把握に努めた。機構ウェブサイト全体へのアクセス件数は170万件を超え、平成16年度と比較すると約2.6%の増加となった。

アクセス件数の調査結果は、広報活動の成果を見積もる指標として活用した外、アクセス数が減少しているウェブページの要因分析及び対策に活用し、事業の円滑な運営に寄与するとともに、これまで機構が発行してきた印刷物のうち、印刷製本の廃止を検討する際の判断要素とする等、既存経費の見直しに活用した。

2 評価と課題

機構の活動等について、広報誌及びウェブサイトを活用して積極的に情報を発信した。

特に、情報伝達の迅速性及び利用者のための利便性の面から、ウェブサイトについて、①トップページのリニューアル、②学位授与事業及び大学評価事業ページの再構築、③国際関係事業及び訪問説明案内ページの新設等を実施した結果、平成16年度をさらに上回るアクセス件数を得た。

また、独立行政法人評価委員会からの指摘を受け、広報委員会に広報プロジェクトチームを設置し、ウェブサイトでの大学評価等に関する訪問説明の案内等の施策に新たに取り組み、広報活動を積極的に推進した。それらの新たな広報活動の取組みについては、広報委員会から機構の企画調整会議に報告し、広報活動の更なる充実の必要性を機構全体で認識した。

今後の広報活動の課題としては、実施した広報活動についての効果を把握・検証し、その結果を効果的な広報に反映させていくことが挙げられる。

引き続き、ウェブサイト及び広報誌のそれぞれの特性を生かした広報活動を引き続き実施することで、機構の事業活動について広く国民の理解を得ることとしたい。

I－5－（２）広報活動の実施

① 機構の活動等の積極的発信

広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業に係る活動等を大学等の関係者のみならず、広く国民一般に理解してもらうため、広報誌及びウェブサイト等により機構の活動等に関する情報を発信した。

その具体的な実施状況は、次のとおりである。

（１）広報誌（冊子体及びウェブ版）による広報活動の実施

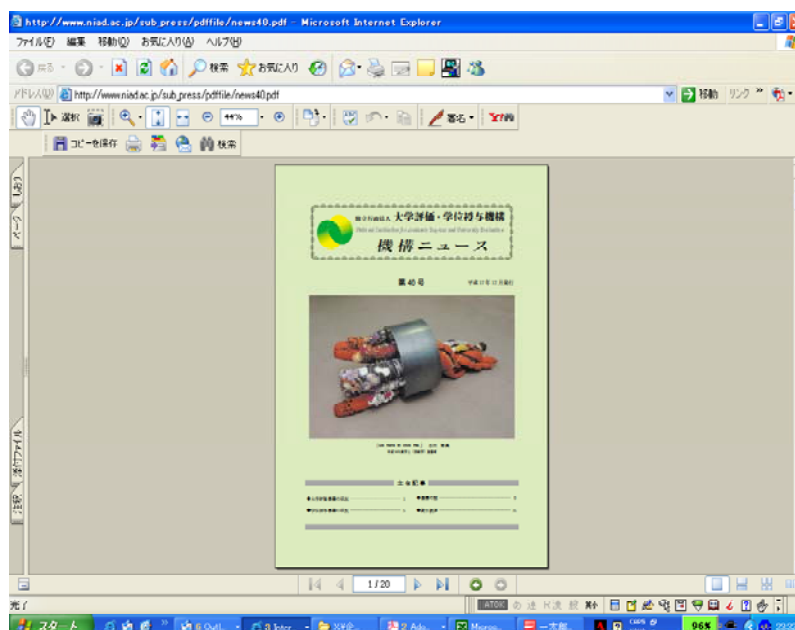
機構の広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」及びそのウェブ版において、評価事業及び学位授与事業の活動等における情報の発信を行った。

「大学評価・学位授与機構ニュース」は年４回（６月、９月、１２月、３月）発行し、各大学・各短期大学・各高等専門学校、各都道府県・各政令指定都市教育委員会、各省庁大学校等の関係機関等に配付した。

また、広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」を広く国民が閲覧できるように、機構のウェブサイトに掲載した。ウェブサイトには創刊号から全号掲載しており、バックナンバーの閲覧が容易に行うことができるような利便を図っている。広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」ウェブ版へは、年間約16,000件を超えるアクセス件数があった。

さらに、広報誌の表紙に、機構の学位取得者の学修成果作品を掲載したところ、学位取得者及び学校関係者からは「学位取得の励みとなる」等の意見が寄せられた。

（図１ 広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」ウェブ版）

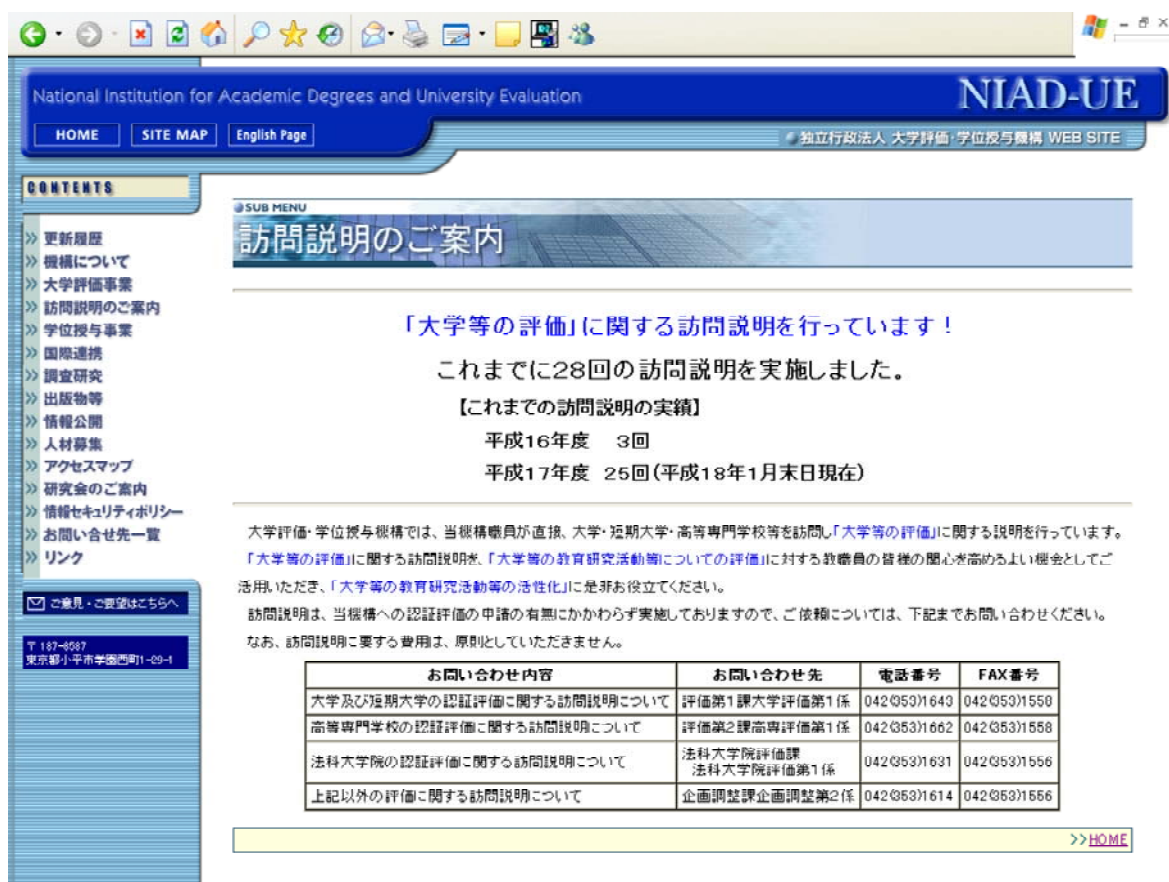


(2) ウェブサイトを利用した広報活動の実施

利用者が必要な情報を選択できるウェブサイトの特性を生かし、評価事業及び学位授与事業に係る活動等について積極的に情報の発信を行った。特に、情報伝達の迅速性及び利用者のための利便性の面からウェブサイトについて、①トップページのリニューアル、②学位授与事業及び大学評価事業ページの再構築、③国際関係事業及び訪問説明案内ページの新設等を実施した結果、平成16年度をさらに上回るアクセス件数を得た。ウェブサイトに機構が実施した説明会及び講演会の資料等を掲載し、参加者以外にも情報を提供することにより、機構の活動等について広く国民へ情報発信を行った。

さらに、大学評価等に関する訪問説明会の開催を、大学等が個別に申し込みできるような案内を平成18年2月にウェブサイトへ掲載した結果、平成18年2月～3月の2ヶ月間で約2,000件を超えるアクセス件数があった。ウェブサイトでの掲載以後、大学5校及び高等専門学校17校の訪問説明を実施し、評価事業の理解を促進することができた。さらに、ウェブサイトによる広報活動は、迅速な情報の掲載が重要な要素であることから、各事業担当における迅速なウェブサイトへの情報掲載が可能となることを目的に、ウェブサイトの再構築を行った。

(図2 訪問説明ウェブページ画面イメージ)



National Institution for Academic Degrees and University Evaluation
NIAD-UE
HOME SITE MAP English Page
独立行政法人 大学評価・学位授与機構 WEB SITE

CONTENTS
SUB MENU
訪問説明のご案内

「大学等の評価」に関する訪問説明を行っています！
これまでに28回の訪問説明を実施しました。
【これまでの訪問説明の実績】
平成16年度 3回
平成17年度 25回(平成18年1月末日現在)

大学評価・学位授与機構では、当機構職員が直接、大学・短期大学・高等専門学校等を訪問し「大学等の評価」に関する説明を行っています。「大学等の評価」に関する訪問説明を、「大学等の教育研究活動等についての評価」に対する教職員の意識の向上を図るよい機会としてご活用いただき、「大学等の教育研究活動等の活性化」に是非お役立てください。

訪問説明は、当機構への認証評価の申請の有無にかかわらず実施しておりますので、ご依頼については、下記までお問い合わせください。
なお、訪問説明に要する費用は、原則としていたしません。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先	電話番号	FAX番号
大学及び短期大学の認証評価に関する訪問説明について	評価第1課大学評価第1係	042-05311643	042-05311558
高等専門学校の認証評価に関する訪問説明について	評価第2課高等評価第1係	042-05311662	042-05311558
法科大学院の認証評価に関する訪問説明について	法科大学院評価課 法科大学院評価第1係	042-05311631	042-05311556
上記以外の評価に関する訪問説明について	企画調整課企画調整第2係	042-05311614	042-05311556

>>HOME

(3) 事業に関するリーフレット等の作成

- 1) 平成17年3月発行の認証評価に関するリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―高等教育の質を保証するために―」を以下のとおり改訂し、大学、短期大学、高等専門学校及びその他関係団体に配付した。

- ① 大学機関別認証評価及び法科大学院認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―大学の質を保証するために―」を作成し、平成17年7月、716大学及び19関係団体に送付。
 - ② 短期大学機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―短期大学の質を保証するために―」を作成し、平成17年7月、422短期大学及び9関係団体に送付。
 - ③ 高等専門学校機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―高等専門学校の質を保証するために―」を作成し、平成17年7月、63高等専門学校及び8関係団体に送付。
- 2) 機構が実施した認証評価の結果が大学選びの際の参考になることを高校生に周知するため、高等学校向け進路指導用資料として、大学機関別認証評価等の情報を分かりやすく説明したリーフレット「認証評価―大学選びのための新たな情報―」を新たに作成（平成18年3月）し、全国すべての高等学校及び都道府県教育委員会へ送付した。
- 3) 学位授与事業に関しては、次のリーフレット等を作成配付した。
- ① 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」を平成7年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。
 - ② 機構から学士の学位を取得した人を支援するため、機構が授与する学位が大学の授与する学位と同等である旨を記載したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」を平成16年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。
 - ③ 学士の学位授与の申請予定者に対し、学位取得に関する情報として、機構による学位授与制度と申請手続の詳細を記した冊子「新しい学士への途」を平成4年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。

（4）新たに取り組んだ広報活動の実施

機構の事業について「広く国民に認知され理解が得られている」とは言い難い」との独立行政法人評価委員会からの指摘に対応するため、広報委員会に広報プロジェクトチームを設置し、上記の広報活動に加え、次の取組を行った。

① ウェブサイトでの大学評価等に関する訪問説明の案内

大学等の個別の要望により大学評価等に関する訪問説明会を個別に実施する旨の案内をウェブサイトへ掲載した。（上記「（2）ウェブサイトを利用した広報活動の実施」参照）

ウェブサイトでの掲載以後、掲載以前から訪問説明の要請があったものも含め、大学5校及び高等専門学校17校の訪問説明を実施した。訪問した機関からは、個別の課題や問題点・疑問点などについて十分な質疑を行ったこと等により、理解向上を図ることができた等、高い評価を受けた。

② マスメディアへの広報活動の実施

機構の実施する事業についてマスメディアを通して広く国民に理解を得るため、大学評価シンポジウムの実施（平成18年3月17日実施）について、大学関係者以外にも教育事業関係マスメディアへ開催の案内及び参加の依頼を行い、200人を超える参加者とともに大手教育関係事業者（2社）等の参加を得た。

③ 機構職員への広報活動に関するアンケート調査の実施

機構の職員の大半が人事交流者であることに着目し、他機関での機構の業務の認知度及び機構が実施する広報活動に関するアンケート調査を実施した。

アンケート調査からは、国立大学法人では法人評価に強い関心があること等の意見が得られた。また、ウェブサイトについても、これまで、大学、短大、高専の機関別認証評価を1つの掲載項目にまとめていたものを、アンケート調査の意見に基づき、それぞれ別途に項目立てを行う等、ウェブサイトの操作性の改善等に繋げた。

④ 高等教育に関する出版物への広報活動の実施

機構の実施する認証評価について理解を図ることを目的に、日本工学教育協会が発行する協会誌「工学教育」（平成18年3月発行）に広告掲載を行った。当該協会誌の購読者は主に国公立大学の工学系教育関係者及び民間企業の研究者であることから、機構の実施する認証評価について効果的かつ経済的に広報することができた。

このほか、最寄りの私鉄駅のホームに大型の案内看板を設置し、訪問者への利便を提供するとともにPRを図った。

以上の活動の外、今後の広報活動に役立てるため次の取組を開始した。

⑤ 機構近郊の機関への広報活動の実施に向けた調査

機構の事業内容の理解増進及び地域との交流を図るため、近隣の小平市及び府中市を訪問し機構の事業内容を説明するとともに、連携事業の在り方について検討を行った。訪問説明の実施により、機構が先方の生涯教育等に寄与することにより広報活動も推進できる見通しが得られた。

⑥ 広報用DVDの作成に関する検討

機構の事業を効果的に広報するため、多人数の閲覧に優れる広報用DVDの作成に関する検討を行った。検討項目として i 全体の構成、ii 収録時間、iii 提供媒体、iv ウェブサイトでの配信について検討を行った。この検討結果を踏まえ、平成18年度に広報用DVDを作成することとした。

2 評価と課題

評価事業及び学位授与事業に係る活動等については、わかりやすい広報誌を作成・配付するとともに、ウェブサイトを活用し、迅速で多様な情報を発信した。

各種報告書・様式といった情報量の多い資料についても、ウェブサイトを活用し情報発信することで利用者の利便を図った。

次節で詳述するウェブサイトのアクセス件数から判断すると、ウェブサイトでの広報活動については多くの効果があったと判断されるが、紙媒体を使用した広報活動の成果については、その効果について直接的な調査を行い、その存続等を含め検証することが課題である。

さらに、独立行政法人評価委員会からの指摘を受け、広報委員会に広報プロジェクトチームを設置し、既存の広報活動に加え新たな広報活動を積極的に企画・実施した。

今後も、引き続き迅速で積極的な情報の発信を実施するため、広報誌の誌面及びウェブサイトの構成についてさらに工夫する。

I－5－（２）広報活動の実施

② ウェブサイトのアクセス

ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。

1 実施状況

（１）ウェブサイトのアクセス件数の調査

機構のウェブサイトにおける月ごとのアクセス件数を調査し、利用状況を把握した。評価事業関係、学位授与事業関係の各項目については、さらに細分化した項目ごとのアクセス件数を調査した。

アクセス件数に関しては、ウェブサイト全体としては170万件となり、平成16年度と比較すると4万3千件の増加となった。特に、平成18年3月における機関別認証評価のページのアクセス件数については、認証評価の結果報告を掲載したことにより約4万件となり、当該ページの前月までの月平均（約1万7千件）の約2.4倍の増加となった。

○ ウェブサイト(全体) のアクセス件数（平成14年度～平成17年度）

（単位：件数）

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
件 数	1, 296, 555	1, 366, 049	1, 657, 647	1, 700, 848

（２）広報活動へのアクセス件数の反映

月ごとに調査した機構ウェブサイトへのアクセス件数を、広報委員会へ報告した。

同委員会では、アクセス件数を広報活動の成果を評価する目安として活用した。また、アクセス件数に減少が見られた場合には、ウェブページを構成している各情報項目のアクセス件数を前年度と比較し、利用状況の動向を分析することで、要因及び対策を検討した。特に、学位授与事業について、教育施設の課程認定の審査の流れをさらに明確にするため「教育施設の課程認定の流れ」を9月に掲載したところ、当該ページの掲載以後の月平均アクセス件数（10月～3月）は約2,400件となり、掲載前の月平均アクセス件数（4月～9月）約880件の約3倍となった。

出版物のウェブ版での閲覧状況を調査することにより、これまで機構が発刊してきた印刷物のうち、印刷製本の廃止を検討する等、ウェブサイトのアクセス件数は、広報活動の成果の評価以外にも、機構の既存経費の見直しを図る上で有用な情報として活用した。

2 評価と課題

ウェブサイトのアクセス件数については、月ごとに調査を実施し、調査結果は各ウェブサイト掲載担当部署及び広報委員会に報告した。

アクセス件数を月ごとに調査することにより、広報活動の成果を評価するのに役立てるとともに、アクセス件数が減少傾向にある場合においても、減少傾向にある掲載項目の分析を行い、

当該掲載項目の内容の改善に結びつけた。

アクセス件数の調査は、機構の業務活動に対する、大学等の関係者のみならず国民の反応を把握するうえで極めて有用である。

今後も、アクセス件数を調査・分析し、ウェブサイトによる広報活動の一層の充実に努める。

I－5 その他上記に関連する業務

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

1 実施状況

(1) 評価に関するシンポジウム等の開催

① 機構が実施する認証評価に関するシンポジウムの開催

大学評価が社会の期待に応えつつ、今後の目指すべき方向性を明らかにし、各大学の自己点検・評価等の取組を効果的なものとする事、認証評価及び情報提供の在り方を改善することを目的として、高等学校関係者、大学関係者及び産業界関係者が意見交換を行う大学評価シンポジウム「大学評価に期待するもの」と題するシンポジウムを他の評価機関の参加も得つつ、平成18年3月17日に開催した。

また、会計大学院協会と共催により、平成18年3月16日に、「会計専門職大学院第三者評価セミナー」と題するシンポジウムを開催し、会計専門職大学院の認証評価の在り方等について協議した。

なお、シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。

② 大学等が開催する講演会等における講演等

大学や関係諸機関等が開催する講演会やセミナー等の主催者からの招へいに応え、機構の評価事業が広く国民に認知され、理解を得られるよう、機構教職員が積極的にこれらの会合34箇所に出向き評価に係る事項等についての説明を行った。

③ 評価に係る書誌の刊行

我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、大学評価・学位授与機構大学評価シリーズを刊行することとし、その初刊として、評価の意義や目的、評価の方針・特色、機構の評価基準の内容など評価に関する基本的事項についてわかりやすく解説した書誌、「大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法」の刊行の準備を進めた。(平成18年5月刊行予定。)

④ 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催

日英高等教育に関するプログラムの一環として、平成18年2月に京都フォーラムを開催した。(詳細は「I－5－(1)－③」(P162)を参照)また、平成17年度から開始したシリーズ「アジアにおける大学評価」の第1回目として、平成17年12月17日に「台湾における大学評価」と題して講演会を開催した。また、上海交通大学から研究者を招へいし、公開研究会を開催した。

(2) 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

① 各大学等の自己評価担当者等に対する研修会

機構の評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価に係る一連の業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を

実施した。

② 大学情報データベースに関するセミナーの実施

平成18年3月30日に東京大学において、「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催した。（詳細は「I－4－（1）－1）－① 大学情報データベースシステムの構築」（P140）を参照）

（3）アンケート調査の実施等

大学評価シンポジウム「大学評価に期待するもの」、「自己評価担当者等に対する研修会」等の開催の都度、参加者のアンケートを実施した。

アンケートによって得られた意見等を参考として、「大学機関別認証評価に関するQ&A」等を加筆・修正し、機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成17年度においては、評価に関するシンポジウム等を通じ、大学等関係者のみならず広く国民に対し、普及活動を実施した。今後、シンポジウム等の実施に当たっては、アンケート結果等を活用し適宜見直しを行い、内容の充実を図る。

I－5－（３）大学等の評価に関する普及活動の実施

① 評価に関するシンポジウム等の開催

機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを３回以上開催する。

1 実施状況

（１）機構が実施する認証評価に関するシンポジウム等の開催

平成18年３月17日に、大学評価が社会の期待に応えつつ、今後の大学評価が目指すべき方向性等について意見交換を行うために、「大学評価に期待するもの」と題する大学評価シンポジウムを大学、高等学校、産業界の関係者及び他の評価機関の参加も得つつ、開催した。

国立55大学、公立7大学、私立48大学、関係団体11団体、合計121大学・団体から186人が参加し、活発な意見交換及び参加者との質疑応答を行った。

○大学評価シンポジウム『大学評価に期待するもの』プログラム

○ 講演「大学評価に期待するもの」

青山伸悦（日本商工会議所事業部長）

岡田修三（東京海上日動火災保険株式会社特別任命参与、

日本経団連教育問題委員会企画部会委員）

佐藤美穂（前東京都立九段高等学校長）

○ パネルディスカッション「大学評価に期待するもの」

[パネリスト]

青山伸悦（日本商工会議所事業部長）

岡田修三（東京海上日動火災保険株式会社特別任命参与

日本経団連教育問題委員会企画部会委員）

佐藤美穂（前東京都立九段高等学校長）

生和秀敏（大学基準協会相互評価委員会委員、広島大学総合科学部教授）

中島秀之（公立はこだて未来大学学長）

原野幸康（日本高等教育評価機構専務理事）

[モデレーター]

川口昭彦（独立行政法人大学評価・学位授与機構評価研究部長）

また、会計大学院協会と共催により、平成18年３月16日に、「会計専門職大学院第三者評価セミナー」と題するシンポジウムを開催し、会計専門職大学院の認証評価の在り方等について協議した。

機構が実施する、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催した。なお、説明会での配付した資料及び説明会における主な質問に対する回答を記載した「大学機関別認証評価に関するQ&A」等を機構のウェブサイトに掲載し、広く大学等の利用に供した。

各説明会の実施状況は以下のとおりである。

① 大学機関別認証評価に関する説明会

国公立大学の評価担当者等を対象として、平成17年7月28日から8月9日までの間、全国3地区において計3回の説明会を開催した。本説明会には、国立86大学、公立26大学、私立69大学の合計181大学及びその他5機関から427人の参加を得た。

なお、本説明会においては国立大学法人が多数参加していたことから、認証評価の結果が国立大学法人の評価の結果に影響するのではないかと誤解を与えぬよう、機構が実施する両評価の違いについても説明を行った。

② 短期大学機関別認証評価に関する説明会

公私立短期大学の評価担当者等を対象として、平成17年7月29日から8月10日までの間、全国2地区において計2回の説明会を開催した。本説明会には、公立10短期大学、私立19短期大学の合計29短期大学から51人の参加を得た。

③ 高等専門学校認証評価に関する説明会

国公立高等専門学校の評価担当者等を対象として、平成17年4月25日及び平成17年7月27日の2回説明会を開催した。本説明会には、国立53高等専門学校、公立2高等専門学校、私立3高等専門学校の合計58高等専門学校及びその他2機関から152人の参加を得た。

④ 法科大学院認証評価に関する説明会

法科大学院を置く国公立大学の評価担当者等を対象として、平成17年8月4日に一橋記念講堂において説明会を開催した。本説明会には、国立19大学、公立1大学、私立20大学の合計40大学及びその他2機関から102人の参加を得た。

シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。

(2) 大学等が開催する講演会等における講演等

大学や関係諸機関等が開催する講演会やセミナー等の主催者からの招へいに積極的に対応し、評価に係る事項等について説明を行った。

平成17年度は、年34回の講演等を行った。

○ 機構役職員講演等一覧

開催年月日	講演会等名称	実施場所	主 催 者
平成17年5月6日	教職員研修会 -評価文化に支えられた高等専門学校の発展-	金沢工業高等専門学校	金沢工業高等専門学校
平成17年5月20日	機関別認証評価制度に関する講演会	大阪ガーデンパレス	関西工学教育協会
平成17年6月21日	九州大学理学研究院特別講演会	九州大学	九州大学
平成17年7月7日	平成17年度岐阜大学工学部特別講演会	岐阜大学	岐阜大学
平成17年7月29日	短期大学認証評価機関の取組みと今後 -評価基準・体制と今後の取組み-他	アルカディア市ヶ谷	地域科学研究会・高等教育情報センター
平成17年8月2日	情報教育セミナー -評価文化を基盤とした教育機関の発展-	金沢工業大学	金沢工業大学
平成17年8月9日	機関別認証評価について	弘前大学	弘前大学
平成17年8月10日	日本高等教育評価機構大学評価国際セミナー	アルカディア市ヶ谷	日本高等教育評価機構
平成17年8月26日	機関別認証評価について	鹿児島県立短期大学	鹿児島県立短期大学
平成17年9月2日	評価担当教員会 -「国立大学法	総合研究大学院大学	総合研究大学院大学

	人評価と大学機関別認証評価について」-他		
平成17年9月4日	「大学評価」に関する講演	筑波大学	筑波大学
平成17年9月7日	大学評価・学位授与機構による認証評価に関する講演会 -大学の認証評価制度とは何か-他	名古屋大学	名古屋大学
平成17年9月12日	大学の評価に関する研修会 -大学機関別認証評価について 評価文化に支えられた大学の発展-	奈良女子大学	奈良女子大学
平成17年9月28日	大学評価概論	沖縄県立看護大学	沖縄県立看護大学
平成17年10月4日	わが国の大学評価制度-点検・評価に果たす教務系職員の役割-	メディア教育開発センター	メディア教育開発センター
平成17年10月21日	平成17年度第10回日本私立大学協会九州支部事務局長会議 -大学評価・学位授与機構による評価-	K K R ホテル福岡	日本私立大学協会九州支部
平成17年10月25日	第28回私立大学の教育・研究に関する研究会 -第三者評価について	アルカディア市ヶ谷	私学研修福祉会
平成17年10月29日	第16回 毎日・大学フォーラム-我が国の大学改革と高等教育の将来-	福岡市内	毎日新聞社
平成17年11月2日	「大学評価」に関する講演	筑波大学	筑波大学
平成17年11月7日	大学機関別認証評価研修会 -大学評価・学位授与機構が実施する認証評価の概要-	福島県立医科大学	福島県立医科大学
平成17年11月9日	沖縄工業高等専門学校FD講演会 -評価文化に支えられた高等専門学校の発展とFDの在り方について	沖縄工業高等専門学校	沖縄工業高等専門学校
平成17年11月9日	高等教育におけるeラーニングの質保証 -グローバル時代における高等教育の質保証-	メディア教育開発センター	メディア教育開発センター
平成17年11月30日	「大学機関別認証評価」に関する講演	長崎大学	長崎大学
平成17年12月3日	大学の『今』を語る -大学評価基準, 教育改革 他 -	横浜市美しが丘西地区センター	横浜市
平成17年12月14日	教職員セミナー -大学機関別認証評価について-	大阪教育大学	大阪教育大学
平成17年12月21日	高等専門学校機関別認証評価に関する講演会	函館工業高等専門学校	函館工業高等専門学校
平成18年1月19日	高等専門学校機関別認証評価に係る特別講演	舞鶴工業高等専門学校	舞鶴工業高等専門学校
平成18年1月25日	法科大学院認証評価に関する講演会	駿河台大学	駿河台大学
平成18年2月24日	評価に関する講演会・認証評価とデータベースに関する懇談会	三重大学	三重大学
平成18年3月8日	大学教職員のための認証評価セミナー -大学認証評価制度と大学評価・学位授与機構が実施する認証評価-	メディア教育開発センター	メディア教育開発センター
平成18年3月12日	大学FDフォーラム「大学院教育の質の保証」	大学コンソーシアム京都	大学コンソーシアム京都
平成18年3月14日	大学評価システムの効果的運用と効率性の追究に関する研究会	品川プリンスホテル	大学基準協会
平成18年3月22日	音楽分野の評価について -大学評価・学位授与機構が行う大学評価について-	東京芸術大学	東京芸術大学
平成18年3月31日	機関別認証評価について	大妻女子大学	大妻女子大学

(3) 評価に係る書誌の刊行

我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、大学評価・学位授与機構大学評価シリーズを刊行することとし、その初刊として、「大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法」の刊行の準備を進めた。(平成18年5月刊行予定。)

(4) 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催

日英高等教育に関するプログラムの一環として、平成18年2月に京都フォーラムを開催した。125人の参加を得て、基調講演、相互に行ったスタディービジットの報告、パネルディスカッション、質疑応答など、活発な議論や意見交換を行った。

また、評価研究部における調査研究の一環として、上海交通大学からの研究者を招いた公開研究会を開催し、大学ランキングについての意見交換を図った。

さらに、平成17年度からは、シリーズ『アジアにおける大学評価』と題して講演会を開催することとし、第1回目として「台湾における大学評価」について、台湾教育部、評価機関、大学のそれぞれの関係者を招へいし、公開講演会を開催した。

なお、招へいを契機として、継続的な人物交流など、連携・協力体制を構築した。

○ 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催状況

日程	講演者	シンポジウム等名
平成17年 11月14日	劉念才 上海交通大学高等教育研究所教授	公開研究会「世界大学ランキングについて」
12月17日	許士軍 台湾評価協会理事長/元智大学特座教授 楊瑩 淡江大学大学院教育政策とリーダーシップ研究科教授(兼)高等教育研究と評価センター長 張嘉育 教育部高等教育局専門官	シリーズ『アジアにおける大学評価』 第1回「台湾における大学評価」
平成18年 2月2日	相澤益男 国立大学協会会長/東京工業大学長 Rama Thirunamachandran イングランド高等教育財政カウンスル研究・知識移転担当部長 他	日英高等教育に関するプログラム 「京都フォーラム2006」

2 評価と課題

機構が実施する認証評価に関するシンポジウム、大学、短期大学及び法科大学院の各認証評価の説明会を開催し、活発な意見交換等を通じて認証評価に関する大学等の理解を深めた。

また、日英高等教育に関する協力プログラムにおける公開フォーラムや、諸外国の評価関連機関の関係者の招へいによる講演会により、国外の評価機関等との連携、協力体制を強化した。

平成18年度以降も、機構が実施する認証評価に関するシンポジウムや説明会等を開催するとともに、高等教育の国際的な質保証を進めるために、国外の評価機関等と一層の連携・協力を強化する。

I－5－（3）大学等の評価に関する普及活動の実施

② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を1回以上実施する。

1 実施状況

（1）平成18年度に実施する自己評価担当者等に対する研修会

機構の認証評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。

本研修会では、認証評価の概要、自己評価の方法、評価基準の分析に当たっての留意点等について説明を行った。

研修会の配付資料は、広く大学等の評価担当者等の利用に供するため、機構のウェブサイトに掲載した。

各研修会の実施状況は、以下のとおりである。

① 平成18年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立大学の自己評価担当者を対象として、平成17年12月21日に開催し、国立76大学、公立11大学、私立30大学、その他4機関から263人の参加を得た。各大学の理解を深めるため、平成18年度に実施希望のない大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

② 平成18年度に実施する短期大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立短期大学の自己評価担当者を対象として、平成17年12月22日に開催し、公立5短期大学、私立14短期大学、その他4機関から35人の参加を得た。各短期大学の理解を深めるため、平成18年度に実施希望のない短期大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

③ 平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立高等専門学校の自己評価担当者を対象として、平成17年11月24日に開催し、国立31高等専門学校、公立1高等専門学校、私立1高等専門学校、その他2機関から108人の参加を得た。各高等専門学校の理解を深めるため、平成18年度に実施希望のない高等専門学校からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

④ 平成18年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立大学の法科大学院の自己評価担当者を対象として、平成17年12月22日に開催し、国立16大学、公立1大学、私立20大学、その他1機関から92人の参加を得た。各大学の理解を深めるため、平成18年度に実施希望のない大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

(2)「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」の開催

平成18年3月30日に東京大学駒場キャンパスにおいて、「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催した。同セミナーには、国立大学法人を中心に、79機関、156人が参加し、①電気通信大学、富山大学、大阪大学及び岡山大学から、それぞれの大学におけるデータベースへの取組や活用事例などの報告、意見交換を行い、各大学等におけるデータの収集・整理及び活用の検討に際しての参考に供するとともに、②機構から、大学情報データベースの「試行的構築」の状況について報告、意見交換を行い、大学等と共通理解を図ること等を目的に情報交換を行った。

2 評価と課題

各大学等の自己点検・評価業務を担当する者に対するセミナー等を年度計画どおり実施し、参加者の理解を深めることができた。研修会では、自己評価書の記述方法等に関して平成17年度の状況を踏まえて具体例を示すなど、研修内容及び資料の充実を図った。

平成18年度以降も、研修内容の更なる充実を図り、理解の増進に努める。

I－5－（３）大学等の評価に関する普及活動の実施

③ アンケート調査の実施

上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。

1 実施状況

（１）大学評価シンポジウム「大学評価に期待するもの」に関するアンケート調査の実施

平成18年3月17日開催の大学機関別認証評価に係るシンポジウムにおいて、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。本アンケートでは、評価対象機関が自己評価書を作成するに当たって参考となった点、今後機構が行うシンポジウムや研究会を開催するに当たっての要望等について調査を実施した。

（２）「自己評価担当者等に対する研修会」に関するアンケート調査の実施

大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価に関して実施したそれぞれの自己評価担当者等に対する研修会において、今後の研修会実施の参考とするため、アンケート調査を実施した。

本アンケートでは、自己評価書作成に関する理解度の深まり、説明や資料の分かりやすさ、研修の満足度等、研修会の内容について調査を実施した。アンケート調査結果は、機構における今後の認証評価の改善や効果的な研修会の開催について、参考とすることとした。

2 評価と課題

大学評価に関するシンポジウムおよび自己評価担当者等に対する研修会の参加者に対し、アンケート調査を実施した。

アンケート調査結果を踏まえ、好評であったシンポジウムについては、平成18年度以降、関東以外での開催を検討する。また、自己評価担当者等に対する研修会については、会場を増やすことや、開催時期を早めること、認証評価に係る説明会と合わせて開催とすることで参加しやすくするなどの改善を図ることとしている。

Ⅱ 業務運営及び財務内容

Ⅱ－１ 業務運営

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

1 実施状況

機構は、大学等の教育研究活動等の状況に関する評価及び学位の授与により高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、大学関係者及び有識者等の参画を得た業務の運営を基本方針としている。業務の管理運営面の重要事項等を審議する評議員会及び運営委員会については、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織するとともに、大学評価のための各委員会及び学位審査会についても、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織している。

(1) 評価事業及び学位授与事業の実施に関する組織

1) 評価事業における各委員会

① 大学等の認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するため、「大学機関別認証評価委員会」、「短期大学機関別認証評価委員会」、「高等専門学校機関別認証評価委員会」及び「法科大学院認証評価委員会」において、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て審議を行った。

② 国立大学法人等の中期目標期間における教育研究活動の状況についての評価に関する審議を行うため「国立大学教育研究評価委員会」において、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て審議を行った。

2) 学位授与事業における学位審査会

学位授与申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行い、高等教育段階の様々な学習成果を評価し学位を授与するため「学位審査会」を設置し、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て審査を行った。

(2) 評議員会

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により「評議員会」が置かれ、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て運営することとされており、平成17年度においては、平成16事業年度業務実績報告書、平成16事業年度財務諸表、年度計画、評価及び学位審査に関する各種委員会委員の選考等、機構の運営に関する重要事項に関し審議を行った。

(3) 運営委員会

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため「運営委員会」を置き、大学の学長及び教員その他の学識経験のある者の参画を得て運営することとなっており、平成17年度においては、教員人事、各種委員会の専門委員の選考等、機構の事業の運営実施に関し審議した。

2 評価と課題

大学の学長，学長経験者，大学の教授，産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営することにより，業務の内容に関し幅広い見地から審議が行われた。これらの意見は機構の業務に反映されており，外部の大学関係者及び有識者等の参画を得た審議が，機構の適切な運営のため重要な役割を果たした。

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織

評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。

- ア 大学機関別認証評価委員会
- イ 短期大学機関別認証評価委員会
- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- エ 法科大学院認証評価委員会
- オ 国立大学教育研究評価委員会
- カ 学位審査会

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業の実施に当たり、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、機構の運営実施に関する審議を行った。

（１）評価事業実施に関する組織

大学等の教育研究水準の向上に資するため、平成16年度に引き続き、下記アからオまでの各委員会を設置し、大学等の教育研究活動の状況について評価を行う評価事業の実施体制の整備を行った。

（各委員会の詳細は「Ⅱ－１ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価」の該当箇所に記載。）

① 大学、短期大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価）について審議を行う

- ア 大学機関別認証評価委員会 （P 8 参照）
- イ 短期大学機関別認証評価委員会 （P 17 参照）
- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 （P 27 参照）

において、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。

② 法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育研究活動状況についての評価（法科大学院認証評価）について審議を行う

- エ 法科大学院認証評価委員会 （P 41 参照）

において、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。

③ 文部科学省国立大学等法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学法人及び大学共同利用期間法人の中期目標期間における教育研究活動の状況についての評価に関する審議を行う

- オ 国立大学教育研究評価委員会 （P 52 参照）

を設置し、国立大学法人等の教育研究活動に関する評価の基本的方針等を検討した。

（２）学位授与事業実施に関する組織

平成17年度においても前年度同様に、申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成する

学位審査会

を設置した。

また、審議に当たり、専門の事項を調査するため、学位審査会の下に分野別の専門家で構成される49の専門委員会・部会（専門委員・臨時専門委員393人）を設置した。（P 63参照）

○ 学位審査会の実施状況

第1回 平成17年 5月13日

- ・ 4月期申請者の学位授与の可否について審査付託
- ・ 不可判定理由の細述化について検討

第2回 平成17年 8月23日

- ・ 4月期申請者の学位授与の可否について決定
- ・ 認定した専攻科の教育の実施状況等の適否について審査付託
- ・ 不可判定理由の細述化について決定

第3回 平成17年11月 8日

- ・ 10月期申請者の学位授与の可否について審査付託
- ・ 専攻科の認定の可否について審査付託

第4回 平成18年 2月10日

- ・ 10月期申請者の学位授与の可否について決定
- ・ 認定した専攻科の教育の実施状況等の適否について決定
- ・ 専攻科の認定の可否について決定

2 評価と課題

各評価委員会、学位審査会とも、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、所要の体制を確保し、適切な事業運営のための審議を行った。

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

② 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。

1 実施状況

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により評議員会が置かれている。

平成17年度は、平成16事業年度業務実績報告書、平成16事業年度財務諸表等、業務方法書の変更、中期計画の変更、平成18年度年度計画の策定など重要事項について審議するため、3回開催した。

（１）委員の構成、審議事項等

① 委員の構成（各界・各層の学識経験者20人）

評議員は、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行うため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者など、各界・各層からの学識経験者により構成されている。

○ 評議員名簿（平成17年4月1日現在）

相澤益男	東京工業大学長
秋元勇巳	三菱マテリアル株式会社名誉顧問
安西祐一郎	慶應義塾長
池上徹彦	会津大学長
石弘光	中央大学特任教授
◎井村裕夫	科学技術振興機構顧問
ウィリアム・カリー	前上智大学長
清成忠男	法政大学学事顧問
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	岡山大学長
後藤祥子	日本女子大学長・理事長
佐々木毅	前東京大学総長
佐々木正峰	国立科学博物館長
柴崎信三	日本経済新聞社論説委員
白井克彦	早稲田大学総長
末松安晴	国立情報学研究所顧問
関根秀和	大阪女学院大学長・短期大学長
茂木俊彦	桜美林大学教授
茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長
四ツ柳隆夫	宮城工業高等専門学校長

（◎＝会長，○＝副会長）

② 主な審議事項

（第4回 平成17年6月22日）

- ・短期大学機関別認証評価委員会委員の選考について

- ・平成16事業年度業務実績報告書等について
- ・平成16事業年度財務諸表等について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について

(第5回 平成17年9月22日)

- ・業務方法書の一部変更について

(第6回 平成18年3月20日)

- ・各認証評価委員会委員の選考について
- ・学位審査会審査委員の選考について
- ・中期目標・中期計画について
- ・平成18年度年度計画について
- ・平成18年度予算について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について

(2) 評議員会委員の改選について

現委員の任期が平成17年度末をもって終了することに伴い、次期委員の改選を行った。その結果7人の新任、13人の再任となり、当事者等へ委嘱依頼を行った。

2 評価と課題

機構の行う事業は、国民や各大学等の信頼を得て実施されることが極めて重要であり、大学の学長その他学識経験者で構成される評議員会において、前記1の実施状況に記載したとおり、業務運営に関する重要事項について審議した。その審議において、民間企業から職員を採用すること及び国内の各認証評価機関がシンポジウム等で協力し合うことなど、幅広く高い見識に基づく意見をいただくことができた。これらの意見は、業務運営及び大学評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映されており、評議員会の機能が十分に発揮されている。

また、委員の任期が平成17年度末で終了することから委員の改選を行い、当事者等へ委嘱依頼を行ったことにより、平成18年度及び平成19年度の機構の業務運営に対し、幅広く高い識見を取り入れることのできる体制を整備した。

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

③ 運営委員会

機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し、機構の事業の運営実施に関し審議を行う。

1 実施状況

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則第10条により運営委員会を置いている。

平成17年度は、中期目標・計画等に関する審議事項に加え、教員人事、各種委員会専門委員の選考等、役職員の給与等、機構の事業の運営実施に関し審議するため、3回開催した。

（１）委員の構成、審議事項等

① 委員の構成（機構教授4人、機構外学識経験者17人）

運営委員は、機構の事業の運営実施に関し審議を行うため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者により構成されている。

○ 運営委員会委員名簿（平成17年4月1日現在）

	浅井 彰二郎	株式会社日立メディコ執行役専務
	阿知波 洋次	首都大学東京教授
	猪木 武徳	人間文化研究機構国際日本文化研究センター教授
	岡澤 憲英	早稲田大学教授
	岡田 益男	東北大学教授
	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	神谷 武志	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
◎	川口 昭彦	大学評価・学位授与機構評価研究部長
	北原 和夫	国際基督教大学教授
	高坂 節三	コンパース・ロバート・L.L.C.ゼネラル・パートナー日本代表
	島田 京子	日本女子大学学園プロジェクト推進事務室担当部長
	田中 穂積	中京大学教授
	鶴見 尚弘	山梨県立大学学長(兼)山梨県立女子短期大学学長
○	中島 尚正	産業技術総合研究所理事
	檜崎 憲二	読売新聞東京本社編集局次長
	濱田 道代	名古屋大学教授
	前田 富士男	慶應義塾大学教授
	六車 正章	大学評価・学位授与機構教授
	安原 義仁	広島大学教授
	山本 眞一	筑波大学教授
	米山 宏	阿南工業高等専門学校長

(◎=会長、○=副会長)

② 主な審議事項

(第6回 平成17年6月20日)

- ・評価研究部教員の選考について
- ・短期大学機関別認証評価委員会委員の選考について

- ・各認証評価委員会専門委員の選考について
- ・学位審査会専門委員の発令について
- ・平成16事業年度業務実績報告書等について
- ・平成16事業年度財務諸表等について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について

(第7回 平成17年9月21日)

- ・専任教員の選考について
- ・学位審査会専門委員の選考について
- ・業務方法書に変更について
- ・平成16年度業務実績の評価結果について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について
- ・人事院勧告に伴う機構職員の給与の見直しについて

(第8回 平成18年3月15日)

- ・専任教員の選考について
- ・特任教員・客員教員の選考について
- ・評価研究部長、学位審査研究部長、国際連携センター長の選考について
- ・各認証評価委員会委員の選考について
- ・各評価委員会専門委員の選考について
- ・学位審査会審査委員・専門委員の選考について
- ・中期目標・中期計画について
- ・平成18年度年度計画について
- ・平成18年度予算について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について
- ・役職員の給与等について

(2) 運営委員会委員の改選について

現委員の任期が平成17年度末をもって終了することに伴い、次期委員の改選を行った。その結果4人の新任、17人の再任となり、当事者等へ委嘱依頼を行った。

2 評価と課題

運営委員会は、大学関係者及び学識経験者の参画を得て、中期目標・計画等に関する審議事項を含め機構の事業の運営実施に関して、適切に審議を行った。その審議において、教員人事について任期制を導入すること及び各大学等の認証評価の申請時期について大学の意向を適時把握することなどの意見をいただくことができた。これらの意見は、業務運営及び大学評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映されており、運営委員会の機能が十分に発揮されている。

また、委員の任期が平成17年度末で終了することから委員の改選を行い、当事者等へ委嘱依頼を行った。このことにより、平成18年度及び平成19年度の機構の業務運営に対し、幅広く高い識見を取り入れることのできる体制を整備した。

Ⅱ－１ 業務運営

（２）自己点検・評価の実施

平成16年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。

１ 実施状況

（１）自己点検・評価の実施

「独立行政法人大学評価・学位授与機構における業務実績の自己点検・評価に係る実施要項」に基づき、平成16年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施した。

具体的には、年度計画の項目ごとに業務の実績を取りまとめ、自己評定した上で、業務実績報告書案として機構内に設置した自己点検・評価委員会に提出し、同委員会において年度計画の項目ごとに業務の実施状況を調査、分析した。

また、業務実績報告書案については、企画調整会議並びに運営委員会及び評議員会においてそれぞれ審議を重ねた上で「平成16事業年度業務実績報告書」として取りまとめ、機構ウェブサイトに掲載し、広く国民に公表した。

○ 業務実績の自己点検・評価の審議に係る主な会議等の開催状況

自己点検・評価委員会	平成17年 6 月 6 日
企画調整会議	平成17年 6 月17日
運営委員会	平成17年 6 月20日
評議員会	平成17年 6 月22日

このほか、事務局組織の作業グループ、自己点検・評価委員会の下部組織である自己点検・評価ワーキンググループ及び自己点検・評価打合せ等の審議を重ねた。

なお、平成16年度には、9月末、12月末現在で年度計画の進捗状況を確認するため調査を実施し、自己点検の資料とした。平成17年度においても、8月末、11月末現在で平成17年度年度計画の進捗状況を調査し自己点検を行った。

この調査は、業務の適時適切な実施と、職員の業務の進行管理に対する意識を高める上で有益であった。

（２）外部の意見を取り入れる体制の整備状況

① 評議員会、運営委員会における意見の反映

各界、各層の学識経験者20人で構成する評議員会並びに大学関係者及び外部の有識者等21人で構成する運営委員会において、高い識見から機構の業務等に対して意見をいただく体制を整えており、その意見を業務に反映している。平成17年度は評議員会及び運営委員会とも6月、9月、3月に開催した。

また、機構の業務の特性に鑑み、評価事業及び学位授与事業のいずれにおいても、外部

の意見を取り入れつつ業務を行っている。

② 文部科学省独立行政法人評価委員会による機構の業務の実績に関する評価の対応

平成17年8月31日付けで文部科学省独立行政法人評価委員会から「平成16年度に係る業務の実績に関する評価の結果について」の通知があり、9月8日開催の自己点検・評価委員会において、その指摘事項に対し平成17年度以降の業務にどのように反映させるかについての対応案を協議した。また、指摘事項に対する対応案については、12月12日開催の自己点検・評価委員会において、11月末現在での取組状況を整理し、それを踏まえてその後のフォローアップを行った。

2 評価と課題

平成16年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価においては、監事2人の参加を得た自己点検・評価委員会等で十分な審議を重ねた結果、「調査及び研究」の一部を除き、年度計画を十分に履行し中期計画の達成に向かって着実に成果を上げているとの自己評価を行った。

また、外部有識者等からの高い識見に基づく意見を取り入れる体制を整え、その意見を業務に反映させており、大学等を取り巻く環境に十分配慮しつつ業務運営の透明性を確保するとともに、効率的・効果的な業務の実施に向けた改善を図ることができた。

今後は、中期計画で示したとおり、さらに外部の有識者を加えた検証組織を検討することとしている。

Ⅱ－１ 業務運営

（３）業務運営の効率化

業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成16年度実績に比較して３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成16年度実績に比較して１％以上の削減を図る。

１ 実施状況

平成17年度については、主に次の見直し等を行い、平成16年度実績に比較し、一般管理費（退職手当を除く。）については３.24％、その他の事業費（退職手当を除く。）については１.22％を削減した。

① 省エネルギー化の推進

恒常的な省エネルギー化に対応するため、省エネルギー化のための環境整備を図り、光熱水量に係る経費を削減した。

② グループウェアの活用による用紙代の削減

グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め用紙代を削減した。

③ 印刷製本及び配付に係る経費の見直し

印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進するなどして削減した。

④ 効率的な調達

消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進め、所要経費を削減した。

なお、経費削減率については、次の算式により算出した。

H17年度経費効率化実績額 ÷ H16年度決算額（退職手当等を除く。）

= 33,886,040円 ÷ 2,086,604,817円 = 0.01624 = 1.62％

うち、一般管理費における削減率 3.24％

その他の事業費における削減率 1.22％

２ 評価と課題

平成17年度は機構全体の業務内容について、既存経費を見直しと業務の効率化により、所期の目標率を達成した。

今後とも業務内容を見直すとともに、全役職員にコスト意識の徹底を図り、効率的な業務の運営に努める。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

① 省エネルギー化の推進

恒常的な省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約に努めるとともに、省エネルギー化のための環境整備を進める。

1 実施状況

光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備として、以下の取り組みを行った。その結果、前年度の光熱水量と比較し、それぞれ電気使用量141,634kw、水道使用量632m³などの節約が図られ、光熱水量に係る全体経費として2,386千円を削減した。

- ① 執務室の空調設備の自動運転時間の短縮、クールビズ・ウォームビズによる執務室及び会議室等の温度設定（夏季：28℃、冬季：19℃）の徹底、クールビズ奨励期間の延長（２ヶ月間（７月～８月）から４ヶ月間（６月～９月））など、光熱量の節約に対する積極的な取り組みを実施した。
- ② 南向きガラス面の遮光フィルム貼付による冷暖房の保温効果持続など、設備面での光熱水量の効率化を図った。
- ③ パソコン、FAX、複写機等を常時省電力モードにするなど、待機電力の節減を図った。
- ④ 電子メールを活用することにより、電話の使用頻度及び通話時間を削減した。
- ⑤ 新規採用職員に対し「情報セキュリティーポリシーに関する説明会」を行い、情報資産利用の推進を図った。

2 評価と課題

省エネルギーに対応するため、職員が省エネルギー化及びコストに対する意識を持ち、積極的に推進した結果、光熱水量を節約することができた。

今後とも光熱水量の節約を図るため、職員の意識醸成に努めるとともに、各種料金について効率的な契約内容となるような契約の見直しや省エネルギー化のための環境整備を進める。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

② グループウェアの活用による用紙代の削減

グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減する。

1 実施状況

社会の様々な要請に応える情報サービスの向上を図りつつ、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減するため、以下の取り組みを行った。その結果、ペーパーレス化に伴うコピー用紙購入数及び複写機に要する経費の削減が図られ、前年度と比較して88千円を削減した。

- ① 会議開催通知、回覧文書等のグループウェア及び電子メールによるペーパーレス化の徹底
- ② ペーパーレス化が困難な会議資料等の文書について、原則として両面印刷を用いるとともに、縮小印刷及び用紙裏面の再利用等、省紙化の徹底
- ③ 少人数での打合せの際の大型ディスプレイ使用によるペーパーレス化の推進
- ④ サーバー内の共有フォルダ活用による情報の共有化及びペーパーレス化の推進
- ⑤ ウェブサイトによる積極的な情報の提供

2 評価と課題

ウェブサイトによる情報提供、電子メール及びグループウェアなどのＩＣＴ（情報通信技術）の活用を推進することにより、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進めた結果、用紙代を削減することができた。

今後も業務の効率化を図るため、更なるＩＣＴの活用とともに、ペーパーレス化の推進による用紙代の削減に取り組む。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

③ 印刷製本及び配付に係る経費の見直し

印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進する。

1 実施状況

印刷製本及び配付に係る経費の削減を図るため、①ウェブサイトへの情報掲載、②業務実施状況に応じた印刷製本部数の見直し、及び③印刷外注の廃止により、印刷製本に要する経費の削減並びに配付に要する郵便料及び宅配料の削減を行った。その結果、前年度と比較し、印刷製本等及び配付に係る経費について533千円を削減した。

① ウェブサイトへの情報掲載

学位授与事業においては、機構及び認定・レビュー該当校双方の業務の効率化を図るため、短期大学・高等専門学校専攻科及び各省庁大学校の課程の認定申出やレビューに関する手続きについて、9月末にウェブサイトへの情報掲載を行った。

また、大学評価事業においては、機関別認証評価に係る実施大綱、評価基準、自己評価実施要項、評価実施手引書等について、平成16年度に引き続き、ウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、平成17年度から開始した機関別認証評価の実施結果報告もウェブサイトへ掲載することにより、印刷製本、発送に係る費用を節減した。

② 印刷製本部数の見直し

短期大学・高等専門学校専攻科一覧（平成16年度 1,200部→平成17年度 900部）、科目等履修生制度の開設大学一覧（平成16年度 4,500部→平成17年度 3,300部）及び研究者要覧（平成16年度 500部→平成17年度 400部）について部数の見直しを行った。

③ 印刷外注の廃止

職員録の印刷外注を廃止した。

2 評価と課題

印刷製本及び配付に係る経費について、ウェブサイト等への情報掲載の推進、印刷製本部数の見直し等により削減した。

今後も、情報伝達の迅速性及び利用者の利便性の面から利用者の意見等に配慮しつつ、更なる外部への情報提供手段の見直しを行い経費の削減を図る。

（機構ウェブサイトのアクセス件数は、「Ⅰ－５－（２）－② ウェブサイトのアクセス」（P170）参照）

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

④ 効率的な調達

消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進める。

1 実施状況

予算の適切かつ効率的な執行に際し、消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等の取り組みを行った結果、30,879千円を削減した。

- ① 一括購入の品目の範囲を広げるとともに、日常的、定量的に必要とされる事務用品を原則、四半期毎の一括購入とした。
- ② 複写機の賃貸契約の低廉化について検討したうえ、一般競争入札による複数年リース契約を実施した。
- ③ 平成16年度に引き続き、コピー用紙（A4）の単価契約、一般競争入札を実施した。

2 評価と課題

日常的な事務消耗品等の一括購入の拡大と一般競争入札の推進により、経費を削減できた。

今後も一括購入の範囲の拡充及び他機関との共同購入や一括契約に向けた検討を進めることにより経費の削減を図る。また、一般競争入札等の競争性を確保した契約に努める。

Ⅱ－２ 財務内容

(1) 財務内容の改善に関する事項

1 適正な事業別予算管理

(1) セグメント区分の設定

業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示した。

セグメント情報には、平成17年度から評価手数料収入及び学位審査手数料に係る経費を開示することにより、財源別財務情報を明らかにした。

セグメント区分及びセグメント情報は次のとおりである。

【セグメント区分】

- ・大学評価事業
国立大学法人評価事業等
機関別認証評価事業
分野別認証評価事業
- ・学位授与事業
- ・その他の事業
- ・法人共通

【セグメント情報】

- ・事業費用
事務費
一般管理費
- ・事業収益
運営費交付金収益
手数料収益
その他収入
- ・事業損益
- ・総資産額

(2) 予算の執行管理

予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行に努めた。

2 適正な資金計画

現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。

3 監査機能の充実

監事監査は、独立行政法人大学評価・学位授与機構監事監査規則に基づく監事監査計画により実施している。

平成17年度は、6月6日及び1月25日に大学評価事業、学位授与事業及び管理運営等について、それぞれ実施した。また、このほかに監事は評議員会及び運営委員会に出席し、業務の実施状況について聴取した。監事からは、国立大学法人における認証評価と法人評価の相違について大学関係者に周知するようにとの意見があり、認証評価の説明会において、関係者の理解

を求めた。

このほか、適宜、監事に業務の進捗状況等を報告し、業務遂行の在り方、成果等について意見をもらうなど、監査機能の充実を図った。

内部監査は、独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、12月20日、21日の2日間に渡り実施し、会計経理の適正化を徹底した。なお、平成17年度は監査の重点項目を定め、監査期間を昨年度より1日増やして充実を図った。科学研究費補助金の内部監査は10月18日に実施し、適正な使用確保に努めた。

また、財務の状況に関する監査をより充実させるため、平成16年度から監査法人と監査契約を結び、適正な会計処理を行っている。

4 固定的経費の削減状況

効率的な業務運営を行うことにより、光熱水量に係る経費、コピー用紙購入に要する経費、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品等の一括購入費等などの固定的経費 33,886千円の削減を行った。

Ⅱ－２ 財務内容

(２) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

- | | | |
|---|------|---------|
| 1 | 予算 | 別紙１のとおり |
| 2 | 収支計画 | 別紙２のとおり |
| 3 | 資金計画 | 別紙３のとおり |

1 予算 別紙１のとおり

収入については、大学等認証評価事業における申請校が見込数に比べ少なかったことによるもの及び奨学寄付金の受け入れによる差違が生じた。

支出については、専任教員ではなく特任教員として採用したことなどにより人件費に差違が生じた。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。

2 収支計画 別紙２のとおり

情報システム等の調達の際、固定資産の取得額を低く抑えることができ、その分他の費用として支出したため、減価償却費及び運営費交付金収益などに差違が生じた。

3 資金計画 別紙３のとおり

業務活動の資金支出については、年度当初計画になかったが、緊急性のあった宿舍の改修等が必要となったもの及び施設設備などの環境整備等に要したものにより差違が生じたものである。

また、投資活動の資金支出については、固定資産の取得額を低く抑えることができたため差違が生じた。

Ⅱ－２ 財務内容

(３) 短期借入金

- １ 短期借入金の限度額 ６億円
- ２ 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

平成17年度は該当なし

Ⅱ－２ 財務内容

(４) 重要な財産の処分等に関する計画

平成17年度は該当なし

Ⅱ－２ 財務内容

（５）剰余金

機構の決算において剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

１ 実施状況

平成17年度の剰余金の執行はなかった。

Ⅱ－３ 人事に関する事項

(１) 人事に関する計画

１ 実施状況

(１) 組織体制の整備及び職員の配置

① 組織の整備状況

新たな組織として、機構が行う事業の国際連携を推進することを目的とした「国際連携センター」を設置した。

また、機構の事業を円滑に実施するために、事務組織の見直しを行った。

具体的には、評価事業部の業務の見直し・再配分をしたうえで、企画調整室、評価調整室及び法科大学院評価室を、企画調整課、評価調査・国際課及び法科大学院評価課に名称変更するとともに、各課の業務量に応じた人員を配置した。

② 職員の配置状況

新設の国際連携センターには、当面の措置として教員１人を配置し、管理部にあっては、法人化移行業務の減少により３人の減員（５５人→５２人）、評価事業部にあっては、今後の評価制度に対応するための業務量増により１人の増員（６５人→６６人）を行った。

また、平成１６年度に引き続き、情報に関する専門的な知識・経験を有する人材を民間から４人採用し、管理部情報課に配置した。

③ 人事交流の実施状況

他機関との人事交流は、課長補佐以下の職員について１９人を採用した。平成１７年度は、課長補佐以下の職員１０５人のうち６７人（約６４％）が人事交流者となっている。

(２) 研修等の実施状況

従来から実施しているパソコン研修、一般英会話研修等の実践的研修に加え、新たに大学等実務研修及び海外派遣研修を実施し、職員の資質の向上等を図った。また、外部機関が実施している法人の財務管理や著作権制度等の専門的研修に、職員を積極的に参加させた。

(３) 教員採用の公募状況

平成１７年度は、公募による教員採用を２回実施し、第１回公募では、１７人の応募者から教授１人、第２回公募では、１９人の応募者から助教授１人及び助手１人の採用を決定した。

なお、第２回公募で採用を決定した助教授と助手については、機構で初めて任期制を導入し、流動的かつ多様な人材の確保を図った。

(４) 常勤職員数

平成１７年度期初の常勤職員数：１４３人、期末の常勤職員数：１４４人

２ 評価と課題

独立行政法人化２年目を迎え、新たに国際連携センターを設置するなど、機構に必要な組織

体制の整備と業務量に応じた人員配置により、適切に事業を遂行することができた。特に平成16年度に引き続き、情報に関する専門的な知識・経験を有する人材を民間から4人採用したことにより、情報業務の円滑化、効率化が図られた。

また、事務系職員については、資質の向上等を図るため、従来から実施している研修に加え、大学等実務研修等の新たな研修を実施し、教員の採用については、公募制により資質の高い教員を確保することができた。

今後は、国立大学法人等の教育研究の状況についての評価等に伴う業務量の増加に対処するための組織体制の整備等について、計画的に検討する必要がある。

また、各部・課の業務量の変動見込みについては、人員の再配置や人事交流等に支障が生じることがないように、中期計画の達成に向けた年度計画の実施状況や次年度の年度計画の立案等を勘案し、できる限り早期に把握するよう努める。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

① 組織体制の整備及び職員の適正配置

業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

各事業の業務量の変動に伴い事務組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。

1 実施状況

（１）組織の整備及び職員の配置について

平成17年10月に「国際連携センター」を新設し、同月に公募により採用した教員（教授）1人を配置した。また、同センターの業務を充実させるため、平成18年度採用予定の教員公募を行い、2人（助教授1、助手1）の採用（任期制）を決定した。

平成16年度は法人化への移行に伴う業務量増に対応するため、管理部総務課に3人、会計課に2人の増員を行ったが、平成17年度においては、業務量の変動に応じた配置人員の見直しを行い、管理部は3人の減員、評価事業部は1人の増員を行った。

このほか、情報関連の体制の充実を図るため、平成16年度に引き続き情報に関する専門的な知識・経験を有する人材を民間から4人採用し、管理部情報課に配置した。

また、評価事業部においては、今後の評価制度に対応した担当業務の明確化、並びに国際連携センター設置に伴う業務拡充等により、名称変更を含め次のとおり組織を整備し、業務量に応じた人員を配置した。

【平成16年度】

企画調整室	12人	3係
評価調整室	5人	1係
法科大学院評価室	6人	1係
評価第1課	12人	3係
評価第2課	14人	3係
評価第3課	15人	3係

【平成17年度】

<u>企画調整課</u>	7人	2係
<u>評価調査・国際課</u>	7人	2係
<u>法科大学院評価課</u>	8人	2係
評価第1課	13人	2係
評価第2課	16人	3係 1 専門職員
評価第3課	14人	3係、1 専門職員

（２）人事交流及び新規採用職員について

法人化前から実施している他機関との人事交流については、平成17年度においても継続して実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保することができた。

なお、平成17年度の人事交流者は、42機関、67人となっている。

新規職員の採用については、法人化前から計画的に実施しており、平成17年度は国立大学法人等職員採用試験合格者から、平成17年4月に2人、8月に1人の職員を採用した。

2 評価と課題

業務量に応じた人員配置の見直しを行ったことにより、大学等の認証評価業務、国立大学法人等の教育研究の状況についての評価実施に向けての諸業務及び独立行政法人化初年度分の決算業務等を適切に遂行することができた。

また、人事交流者が出向元の大学等に復帰した後、当該大学の自己点検や評価業務の担当係等に配置される例も多く、大学等における評価等業務の人材養成に寄与している。

今後は、国立大学法人等の教育研究の状況についての評価等に伴う業務量の増加が見込まれるため、弾力的な組織体制の整備等について、中期計画の達成に向けた年度計画の実施状況や次年度の年度計画の立案等を勘案しつつ、引き続き検討する。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

② 研修等の実施状況

特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

1 実施状況

職員の資質の向上を図り、業務遂行の実効を挙げることを目的として、機構内研修を実施するとともに、外部の専門的研修も積極的に活用し、職務の遂行に必要な知識の修得を図った。研修の実施及び参加状況は、次のとおりである。

（１）機構において実施した実践的研修等

① 情報セキュリティポリシーに関する説明会

コンピュータ、電子メール、及びグループウェア等の情報資産を利用するに当たっての基本的な注意点や、ネットワーク上のトラブルや犯罪から身を守るために必要な知識等について、平成17年4月4日に初任教職員及び大学からの人事交流職員45人の参加により、情報セキュリティポリシーに関する説明会を実施した。

また、情報セキュリティに対する意識の向上を図るため「情報セキュリティマニュアル」を作成し、11月に全教職員へ配付した。

② 平成17年度機構採用教職員オリエンテーション

機構の教職員として、その職務遂行に必要な基礎的、専門的知識の習得を目的に、4月11日から3日間の日程で、初任職員及び大学からの人事交流職員45人の参加により、平成17年度機構採用教職員オリエンテーションを実施した。

③ パソコン研修

Excel, Access, PowerPoint, Wordの知識の修得及び操作性の向上と併せて情報モラルの普及啓発を目的に、6月20日から8日間に亘って、延べ人数73人の参加により、パソコン研修を実施した。

④ 一般英会話研修

職員の英会話能力の向上を目的に、9月と1月にそれぞれ8日間の設定で、延べ人数38人の参加により、一般英会話研修を実施した。

⑤ 事務系職員マネジメント研修

法人化後の国立大学の課題について理解を深めることを目的として、平成18年2月16日に事務系の職員88人の参加により、事務系職員マネジメント研修を実施した。

（２）外部機関で実施されている研修への参加

法人の財務管理、著作権制度、情報システムの専門的知識などの外部機関で実施する研修に20件、延べ38人が参加した。

(3) 大学等実務研修

機構で採用した事務系職員が大学等の実務を経験することを通じて、職務遂行能力の向上及び機構の業務推進に資することを目的に、平成17年3月に大学等実務研修制度を制定した。この制度に基づき、職員5人を平成17年7月から平成18年3月まで、西東京地区の4大学へ派遣した。

(4) 海外派遣研修員

事務系職員を海外の教育研究機関等において、事務等の実務を経験させることにより、実務専門知識を習得させるとともに語学能力を向上させることを目的として、平成17年2月に海外派遣研修員制度を制定した。この制度に基づき、職員1人を平成18年2月上旬から4月上旬の約2ヶ月間アメリカ合衆国の大学等へ派遣した。

2 評価と課題

機構が実施した実践的研修や外部機関が実施した専門的研修を活用し、職員の専門的な能力の向上を図ることができた。新たな研修制度を積極的に実施するとともに、多数の教職員を参加させることは、専門性の向上や質の高い人材の育成につながることから、これらは非常に有効な取組であり、今後も引き続き効果的な研修を実施する。

新たに実施した大学等実務研修は、西東京地区の大学等の協力を得て進めているが、国立大学法人等の教育研究評価が平成20年度に実施されることに伴い、業務量の大幅な増加が見込まれるため、今後はその派遣数等について検討する。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

③ 教員採用の公募

教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。

1 実施状況

各国公私立大学長及び各大学共同利用機関長に教員の採用に係る公募を通知するとともに、機構のウェブサイト及び独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者人材データベースに情報を掲載し、広く公募を行った。

教員の選考は、機構外委員の４人と機構教授４人の計８人で構成する教員選考委員会で教員候補者を選考し、運営委員会の議を経て、機構長が決定した。

平成17年度における公募状況は、次のとおりである。

（１）第１回公募

① 公募部門等

公 募 部 門 及 び 職 種	公募人数	応募者数
評価研究部 評価システム開発部門 教授又は助教授	若干名	17人

※ 機構の行う事業の国際連携を推進することを目的とした「国際連携センター」の設置を検討していたため、当該組織が設置された場合には、国際連携センター所属教員とすることを公募要項に明記した。

（検討の結果、国際連携センターは、平成17年10月１日設置された。）

- ② 応募期間 平成17年７月５日 ～ 平成17年８月５日
- ③ 教員選考委員会 ２回開催（８月30日，９月16日）
- ④ 面接 ９月16日
- ⑤ 運営委員会 ９月21日
- ⑥ 採用 教授１人（17.10.１付 国際連携センター所属）

（２）第２回公募

① 公募部門等

公 募 部 門 及 び 職 種	公募人数	応募者数
国際連携センター 助教授又は助手	若干名	19人

※ 国際連携センターにあっては、流動的かつ多様な人材の確保を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制を当該職に導入することとし、任期を５年（再任可）とすることを公募要項に明記した。

なお、この任期制の導入は、機構では初めての措置であり、機構内規則として、独立

行政法人大学評価・学位授与機構教員の任期に関する規則を平成17年12月に制定した。

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ② 応募期間 | 平成17年12月12日 ～ 平成18年1月13日 |
| ③ 教員選考委員会 | 2回開催（2月10日，3月2日） |
| ④ 面接 | 3月2日 |
| ⑤ 運営委員会 | 3月15日 |
| ⑥ 採用 | 助教授1人(18. 9. 1付)及び助手1人(18. 4. 1付) |
| ⑦ 任期 | 5年（再任可） |

2 評価と課題

前年度同様に平成17年度もウェブサイト等を活用した教員公募を行うことにより，大学はもとより民間や国の内外を問わず多方面から幅広く教員を求めることができた。

また，より流動的かつ多様な人材を求める観点から，機構で初めて任期制を導入し，これにより即戦力となる有用な人材を確保できるようになった。

今後も，機構が行う業務に相応した適切な人材を確保できる方策について検討していく。

Ⅱ－３ 人事に関する計画

（２）人員に係る指標

常勤教職員（期限付職員を除く）については、その職員数の抑制を図る。

１ 実施状況

年度途中に新設した国際連携センターに教員１人を新規配置したため、期初の職員数から１人増の144人であった。

なお、職員数の抑制は中期目標期間中の早期に実行する必要があるが、平成17年度については機構の国際連携事業の推進を優先させることとした。

２ 評価と課題

今後、国立大学法人等の教育研究評価の本格実施に伴い、業務量の大幅な増加が見込まれるため、業務の一層の効率化を図るとともに、恒常的なルーチン業務のアウトソーシング及び業務量に見合った適正な組織・人員配置について検討する。

(別紙1)

平成17年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	
運営費交付金	2,189	2,189	0	
大学等認証評価手数料	116	64	△ 52	見込数に比べ申請校数が少なかったことによるもの
学位授与審査等手数料	88	87	△ 1	
その他	8	9	1	
寄附金	0	10	10	奨学寄附金の受入れ増によるもの
計	2,400	2,359	△ 41	
支出	(a)	(b)	(b)-(a)	
業務等経費	1,775	1,717	△ 58	
うち 人件費(退職手当を除く)	1,013	978	△ 35	主に、専任教員でなく特任教員として採用したことによるもの
物件費	756	733	△ 23	光熱費や消耗品等の節約などによるもの
退職手当	5	6	1	
大学等評価経費	116	64	△ 52	
学位授与審査等経費	88	87	△ 1	
一般管理費	422	461	39	
うち 人件費(退職手当を除く)	249	256	7	
物件費	154	205	51	緊急性のあった宿舍の改修及び環境整備などの施設設備等に充てたことによるもの
退職手当	19	0	△ 19	
計	2,400	2,330	△ 70	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

(別紙2)

平成17年度 収支計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
費用の部	(a) 2,394	(b) 2,293	(b)-(a) △ 101	
経常費用	2,394	2,293	△ 101	
業務等経費	1,518	1,606	88	業務量の増によるもの
大学等評価経費	116	64	△ 52	
学位授与審査等経費	88	87	△ 1	
一般管理費	422	501	79	緊急性のあった宿舍の改修及び環境整備などの施設設備等に充てたことによるもの
減価償却費	251	35	△ 216	主に情報システム等の調達の際の効率化によるもの
財務費用	0	0	0	
収益の部	2,394	2,293	△ 101	
運営費交付金収益	1,932	2,096	164	固定資産調達の際の取得額が低く抑えることができたことによるもの
大学等認証評価手数料	116	64	△ 52	見込数に比べ申請校数が少なかったことによるもの
学位授与審査等手数料	88	87	△ 1	
資産見返物品受贈額戻入	195	25	△ 170	
資産見返運営費交付金戻入	56	10	△ 46	
雑収入	8	11	3	
純利益	0	0	0	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

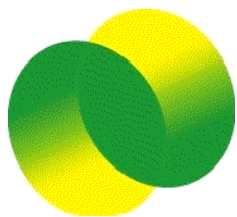
(別紙3)

平成17年度 資金計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
資金支出	(a) 2,400	(b) 2,678	(b)-(a) 278	
業務活動による支出	2,143	2,607	464	緊急性のあった宿舍の改修及び環境整備などの施設設備等に充てたことによるもの
投資活動による支出	257	70	△ 187	情報システム等の調達の際の効率化によるもの
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	381	381	
資金収入	2,400	2,360	△ 40	
業務活動による収入	2,400	2,360	△ 40	
運営費交付金による収入	2,189	2,189	0	
その他の収入	211	171	△ 40	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。



独立行政法人

大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

URL.<http://www.niad.ac.jp/>